

令和元年 第4回定例会

屋久島町議会会議録

令和元年12月5日 開会

令和元年12月17日 閉会

屋久島町議会

令和元年第4回屋久島町議会定例会会期日程

自12月5日・至12月17日（13日間）

月 日	曜	会議別	日 程
12月5日	木	本会議	○開 会
6日	金	本会議	○一般質問
7日	⊕	休 会	
8日	⊕	休 会	
9日	月	本会議	○一般質問
10日	火	本会議	○一般質問
11日	水	委員会	○総務文教常任委員会 ○産業厚生常任委員会
12日	木	委員会	○総務文教常任委員会（現地調査）
13日	金	休 会	
14日	⊕	休 会	
15日	⊕	休 会	
16日	月	委員会	○産業厚生常任委員会（現地調査）
17日	火	本会議	○最終本会議

令和元年第4回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和元年12月5日

令和元年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年12月5日（木曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第76号 平成30年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第6 認定第1号 平成30年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第2号 平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第3号 平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第4号 平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第5号 平成30年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第6号 平成30年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第7号 平成30年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第8号 平成30年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第9号 平成30年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第78号 屋久島町電気料金収納員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止について
- 日程第16 議案第79号 屋久島町印鑑条例の一部改正について
- 日程第17 議案第80号 屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第81号 屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第82号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第20 議案第83号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

- 日程第21 議案第84号 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第85号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第86号 令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第87号 令和元年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第88号 令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第89号 令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第90号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第28 令和元年陳情第8号 グリホサート散布を禁止する条例の制定を求める陳情書
- 日程第29 同意第5号 屋久島町教育委員会委員の任命について
- 日程第30 同意第6号 屋久島町監査委員の選任について

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	4番	上村富士高君
5番	大角利成君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
10番	高橋義友君	11番	小脇清保君
12番	日高好作君	13番	下野次雄君
14番	寺田猛君	15番	岩川修司君
16番	岩川俊広君		

1. 欠席議員（1名）

9番 眞邊有次君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 岩川茂隆君 議事調査係長 鬼塚晋也君
 議事調査係長 井綾乃君

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	岩川浩一君	会計課長兼 会計管理者	佐々木昭子君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	松本薫君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長兼 福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	日高孝之君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	塚田賢次君
地域住民課長	上釜裕一君	監査委員事務局長	岩川茂隆君
教育振興課長	計屋正人君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。

ただいまから、令和元年第4回屋久島町議会定例会を開会します。

議事に入ります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付してあります議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩川俊広君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、眞邊真紀君、2番、相良健一郎君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（岩川俊広君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの13日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの13日間とすることに決定しました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあるとおりです。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（岩川俊広君）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので口頭報告を省略いたします。

△ 日程第4 行政報告

○議長（岩川俊広君）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

第4回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第3回定例会以後の町政を取り巻く情勢について御報告をいたします。

始めに、秋の叙勲瑞宝単光章の授与について御報告いたします。

元屋久島町消防団副団長を務められるなど、長年にわたり消防団の発展に御尽力をいただきました松峯在住の白濱繁氏に、瑞宝単光章が授与されました。去る11月6日、鹿児島県知事より伝達が行われたところであります。

氏は、昭和52年に消防団員を拝命し、消防人としての使命と職責をよく心得、職務に精励し、消防団幹部として豊富な知識と経験を生かすべく、災害発生の際には率先挺身し、適切な状況判断と迅速・的確な指示により、さまざまな災害から被害を最小限にとどめてきた実績により副団長に推薦されるなど、消防団員はもとより地域住民からも高く評価され、その功績は、まことに顕著であります。

氏の御功績に対し、心からの敬意を表しますとともに、今回授与されましたことに対し、心からお祝いを申し上げるものであります。

次に、戦没者追悼式について御報告いたします。

11月12日、戦没者並びに食糧輸送犠牲者の追悼式が挙行されました。御遺族や関係者など約110人が参列され、さきの大戦で犠牲となられました方々のみたまと世界の恒久平和を願い、黙禱を捧げ、献花が行われました。

また、遺族を代表して、楠川の渡邊功一さんが、戦争の犠牲となった方々の御冥福を祈るとともに、平和への誓いを新たに追悼の言葉を述べられました。

戦没者並びに食糧輸送犠牲者のみたまの安らかなことを、そして遺族の皆様の御健勝をお祈りするものであります。

最後に、町民体育祭、駅伝競走大会などについて御報告いたします。

スポーツの秋、芸術の秋を迎えまして、幼児から児童生徒、高齢者の方々まで、それぞれの学校や集落また町におきましても、運動会や文化祭、さまざまなイベントが開催をされました。

10月13日には2年ぶりとなる第12回町民体育祭が開催され、残念ながら口永良部島につきましては台風の影響により参加できませんでしたが、町内24集落が8チームに分かれ、熱戦を繰り広げました。

また、11月17日には第11回屋久島町駅伝競走大会、12月1日には第49回熊毛地区駅伝競走大会が開催され、天候にも恵まれ、多くの方々が参加し、沿道での声援など、多数

の町民が携わっていただきました。

それぞれの場において、意識の共有と地域の一体化を醸成することができたという点におきまして、大変意義あるものであったと考えているところであります。町民の皆様、関係者の方々に対しまして、心から感謝の意を表するものであります。

以上、第3回定例会以後の町政の動きにつきまして、甚だ簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

○議長（岩川俊広君）

これで、行政報告を終わります。

- △ 日程第5 議案第76号 平成30年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分について
- △ 日程第6 認定第1号 平成30年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第7 認定第2号 平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第8 認定第3号 平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第9 認定第4号 平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第10 認定第5号 平成30年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第11 認定第6号 平成30年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第12 認定第7号 平成30年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第13 認定第8号 平成30年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第14 認定第9号 平成30年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（岩川俊広君）

日程第5、議案第76号、平成30年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処

分についてから、日程第14、認定第9号、平成30年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

この10件については、決算審査特別委員会への付託案件であります。

これから決算審査特別委員長の審査報告を求めます。

○決算審査特別委員長（榎 光徳君）

皆さん、おはようございます。

本日の報告につきましては、各委員の意見をできるだけ尊重する意味で、大変長くなりますけれども、少々時間がかかりますが、お許しをいただきたいと思います。

平成30年度決算審査特別委員会の審査報告を行います。

当委員会に付託された案件は、議案第76号、平成30年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分について、認定第1号、平成30年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、平成30年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、平成30年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、平成30年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号、平成30年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号、平成30年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての10件でありました。

議案第76号につきましては、決算との関連性が強いことから、決算全体を審査する中で、積立金の額が妥当であるかどうかも含めて判断することが適当であろうということで、当委員会に付託されたものです。

当委員会は、議案審査に先立ち、去る10月8日午前10時より議会第1委員会室において、審査日程、現地調査及び審査方法等についての協議を行いました。

日程については、議案審査を10月8日から10月21日までのうちの6日間とし、現地調査については、議案審査終了後、直ちに行うこととした。

審査の方法については、職員の配置と事務分掌、事業の成果に関する調書、決算資料等を参考に、所管課長、事務局長ほか担当職員の説明を受け、質疑を行いながら慎重に審査を行いました。

なお、議案審査終了後の10月21日午後1時より、建設課長及び担当職員立ち会いのもと、宮之浦平和団地外部改修工事から栗生野平線道路整備工事までの5カ所について現地調査を行い、適正に執行されていることを確認いたしました。

それでは、議案審査の主な内容について御報告いたします。

まず、議会事務局では、委員から、議会の映像発信をスマホで見られるのはいつごろかとの質疑に対し、当初から映像配信を目指して整備してきており、再来年に光ファイバーが島内全体に完了する計画であり、これにあわせて整備する予定である。ただ、映像発信については、ライブや編集もあるので、環境を整えば早くやりたいとの回答であった。

次に、監査委員会事務局では、他の市町村では決算審査を会期中にするところもあるが、検討できないのかとの質疑に対し、会期中に開くとすると会期が長くなるが、議員間で話をしていただき、可能であれば検討したいとの回答でありました。

次に、地域住民課では、尾之間出張所内の包括支援センターの設置場所や職員体制の質疑に対し、大変手狭に感じている。中央公民館の1室に移転できないか、教育振興課や健康長寿課と協議を進めている。また、職員については、今現在、特に問題なく事務を進めているとのことでありました。

次に、会計課では、特に質疑はありませんでした。

電気課については、委員より、職員が5人となっているが、現状問題ないかとの質疑に対し、以前は6人のときもあったが、平成28年と29年に1人ずつ減り、4人体制となった。現在1人増となっている。今のところ支障なく動いているが、現場が多く、電話を受ける人を置かなければならず、アルバイトで対応しているとのことであった。

また、電気事業の一本化についても質問があったが、これまで協議会を設置し数回となく議論してきたが、解決策を見出せないまま現在に至っているとのことであった。

次に、健康長寿課については、委員より、食改の参加人数は52名だが、活動件数が6,000回を超えている。年齢構成はどうなっているのかとの質疑に対し、会員は19名で、平均70代、若い方で30代である。一番上は80代で、活動の中心は70代が占めているとの回答であった。

これに対し、委員より、経験を生かして活動するのはベストだが、若い人を入れてはどうかとの質疑があり、29年度に食改の募集を行った。食改は、なりたい人がすぐなるのではなく、養成講座を受講しなければならない。前回も、5回の講座を受け5名が入り、23名になったが、家庭の事情等でやめた方もおり、19名となっているとの回答がなされた。

また、高齢者のDVの実態はとの質疑に対し、昨年の相談件数は37件で、踏み込んで対応したのは4件であったとの回答があった。

次に、農業委員会では、農業委員の選任はオープンになっているのかとの質疑に対し、オープンになっている。今は、農業に関係のない中立の立場の人を1人以上選任することになっており、誰でも農業委員に手を挙げるができるとの回答が示された。

また、農業委員と推進委員に分けているが仕事分担はとの質疑では、業務の違いにつ

いては特になが、農業委員については総会で議決権を持っていて、推進委員は担当地区の意見を述べることしかできない。事務局としても、農業委員と推進委員の大きな差というのがわからない状況で、あえて分ける必要があったのかとは感じているとの見解が示されました。

次に、産業振興課では、バレイショの出荷に係る輸送支援事業の補助のあり方について質疑が出され、年度末の3月21日以降の分について補助対象外とのことだが、その要因は何か、国への締め切りはいつかとの問いに対し、町の締め切りは3月20日、県の締め切りが3月27日、国への締め切りは3月31日であり、申請が間に合わず、3月21日以降は補助対象となっていない。県を通じて国へも再三お願いをしているが、日数的にとでも無理だということで、20日を締め切りにして事務処理をしているとの回答であった。

また、町営牧場の管理に関し、痛ましい事故があったが業務上の確認はしているのかとの質疑に対し、毎日の確認はしていない。月末に業務日誌の状況を把握しているとのことであった。

次に、教育振興課では、育英奨学資金の収納率向上対策について、多くの委員から厳しい質疑が出され、昨年も同様の指摘をしたが、回収に動きがない。危機感が薄れている。後回しにする問題ではないのではないのか。人員体制の改善を図り、早急に強固な取り組みをすべしとの意見に対し、昨年度の指摘を受け、納付書返送分の追跡調査等をし、10件程度は判明し、新たな住所に送付している。督促状も発送している。町の収納対策会議でも協議しているが、個別に副町長、総務課長とも協議をしていきたいとの回答であった。

いじめの現状について、何件ぐらいの報告があったのかとの質疑では、件数はわからないが、学校が「いじめ」と認定した人数が、平成30年度で102名で、委員会まで報告が上がり、指導主事も入って対処した件数が1件であった。その1件については既に解決済みであるとの回答であった。

特別支援学級の児童生徒の数と補助金の額についての質疑では、小学校が43名、中学校が19名である。人数については増加する傾向であり、支援委員会等で、なるべく多くの子供たちを対象としつつ、成長・発達の段階により外していくという流れをとっている。支援額は、小学校は年間2万3,820円で、新1年生はプラス2万300円が支給される。中学校は年間3万3,745円で、新中学1年生はプラス2万3,700円を支給しているとの回答であった。

次に、福祉支援課では、生活保護への返還があるが何名分かとの質疑に対し、報告等による件数は30名であったが、返還があったのは25名であるとの回答があった。

放課後児童健全育成事業の内容はとの質疑では、上限の枠は35名を認定しており、35名以下である。指導者は3名で、専門の資格を持った人が1人以上いることが条件であ

るとの回答がなされました。

また、社会福祉協議会への運営補助金の考え方と、母子手帳交付が昨年より30件減っていることに対する質疑がなされ、当局より、250万円減額しているが、施設利用料の144万円が役場へ入れなくてよくなり、実質106万円を減額しているのが実情である。社会福祉協議会からも、このことに対してさまざまなお願いがあったが、総合事業のデイサービスやマンパワーの確保等、職員が頑張っていたいており、これから先の高齢化、少子化の中で福祉部門にどの程度資金を出せばよいか、検討はしているところであるが、有資格者も1名入っており、事業の効率を図っていくべきだと考えている。母子手帳の交付件数の30減は、出生率も減ってきており、島外出産が約7割を占めており、子育て環境の整備をしていくことが大事であるとの回答であった。

次に、建設課では、公営住宅の収納率向上対策は行っているのかとの質疑に対し、財産管理課から5月に建設課に所管替えがあり、以前は、住宅係は2名の専従職員で対応していた。建設課においては、当初2名で対応し、8月から課内異動で3名になったが、住宅業務に限らず建設課内の予算、決算、施設管理業務等も行っており、現在、徴収に行けてない現状である。今後、対応を検討していきたいとの回答であった。

また、農業農村整備事業の鈴岳畑総事業は完了したのかとの質疑に対し、区画整備は完了し、所得向上事業とあわせて猿柵の設置を行っている。完了は令和4年である。なお、中山間事業で畑総地区以外の区域の整備は行っているとの回答であった。

また、北部林道の完成はいつかとの質疑では、当初は5年であるとの回答に対し、10年以内に完成するのかと問われ、永田側の私有地の名義の関係で用地交渉に時間を要している。私有地部分が解決すれば、国有地部分に入るので、そう時間はかからないと思うとの見解が示されました。

次に、町民課において、町民課では総合窓口について、住民サービスの向上には必要であり、多くの住民からの要望もあるが見解を示せとの質疑に対し、おっしゃるとおりである。当初構想では、専任の係を配置し、来庁舎への案内や世話などをすることであったが、現時点では、できていない。来庁された方は町民課か会計課を訪ねるので、挨拶を含め丁寧に対応していくとの回答であったが、このことについては、後の総務課所管の中でも議論がなされ、担当課より、町長から指示を受けている。設置に向けて検討したいと考えている。また、来庁舎への案内については、積極的に声かけを行うよう、本庁勤務の職員にお願いをしているとの回答であった。

また、税徴収に関連して、国保税で2,000万円以上、固定資産税で1,000万円以上の不納欠損処分をしている。職員減などで大変さはわかるが、全身体制で取り組むなど、徴収体制のあり方も検討しながら慎重な対応をしていただきたいとの意見も出されました。

次に、観光まちづくり課について、世界遺産地域ネットワーク協会への加盟効果はと

の質疑に対し、平成28年度の世界遺産25周年記念シンポジウムの中で荒木町長が発案し立ち上げたもので、それぞれの自治体の首長が年1回の会議の中で課題の改善策やその共有、お互いの地域の理解を深めながら政策に反映させているとのことであった。

また、屋久島総合自然公園の土地使用料、「ゆのこのゆ」の使用料収入についての質疑では、土地使用料は駐車場用地であり、毎年、売却の相談をしているが、受け付けてもらえない。引き続き、交渉を続けたい。「ゆのこのゆ」は、特殊公衆浴場であり、一旦タンクに湯をためる仕組みとなっており、回転が悪い。エコ豆炭の活用など経費節減の取り組みもしているが、現状として、直営では限界に来ているとの回答であった。このことについても早急に結論を出すべきであると考えているところでもあります。

次に、政策推進課では、フェリー波之上の利用実績と、今後継続していくのかとの質疑に対し、昨年度は700人だった。当初、奄美が自然遺産登録時に、エージェントが商品化する予定であった。県とも連携しながら事業効果を出していきたいとの回答でありました。

また、委員から、鹿児島・屋久島・奄美の下り便や、沖縄を視野に入れた航路開設等、色々な意見が出され、当局からは、内々でさまざまな角度から計画しており、今後検討していくとの回答であった。

旧宮之浦支所の取り扱いについては、これまで検討会を3回行い、解体が望ましいとの結果が出ている。合併特例債の期限もあるので、尾之間・安房支所の利活用も含め、早急な対応を協議したいとの回答であった。

次に、財政運営についての質疑が出され、庁舎建設は一定のめどがついたが、今年度の5億円縮減の目標や財政シミュレーションによる負債残高を平成34年に110億円ぐらいと予測しているが、100億円を切るめどはあるのかとの質疑に対し、担当課より、庁舎建設は終了したが、今後も新造船建造や光ケーブル、ごみ処理施設等大型プロジェクトがあり、支出は余り減らないと考える。歳出のバランスを考慮しながら運営をしていきたい。27年につくられた財政シミュレーションであるが、5年ぐらいで見直しをしていくので、実態に沿ってつくっていききたいとの回答であった。

また、空港のジェット化に向けた取り組みについて、地元の機運を高め、住民の意思表示を示す意味でも、横断幕等の設置を行い、行動を起こすべきではないかとの質疑に対し、町報でパブリック・インボルブメントのお知らせをした。看板については、空港利用促進協議会の予算で空港周辺に立てることで話を進めているとの回答であった。さらに、県港湾空港課ではポスター作成とパネル展を行うとの報告もなされた。

次に、船舶関係では、就航率八十四、五%というのは高いのか、またドック期間の就航率はどうなるのかとの質疑に対し、パーセントについては例年並みである。ドック期間中は就航率から省いているとの回答であった。

また、新造船のプロポーザルは終了したが、現時点での進捗状況はどの質疑に対し、10月末に船内の各配置を決定し、11月下旬には模型を使った水槽試験をするとの回答がなされました。

次に、総務課では、まず防災対策について、カンカケ岳中継所のバッテリーは修繕したのか、またカンカケ岳中継所は口永良部島のみに対応かとの質疑に対し、バッテリーは、停電時に機能しなかったため交換した。カンカケ岳中継所は、永田、吉田をカバーしている。口永良部島は矢筈岳中継所でカバーできることとなっているとの回答であった。

また、口永良部住民が帰島してから防災訓練を行ったのかとの質疑に対し、平成28年度に実施した。昨年度、県の防災訓練が予定されていたが、噴火警戒レベルが上がったため中止となった。今後の訓練実施に当たっては、番屋ヶ峰への避難、ヘリでの脱出を基本構想とし、関係機関と連携を図り調整していきたいとの回答でありました。

また、フォーラム棟の利活用をどのように考えているのか、対応が受け身になっているのではないかとの質疑では、担当課より、使用についての条例制定をした。用途については、現状、緩やかに規定している。今後の申請内容を積み重ね、検討・調整をしていくとの回答であった。

さらに、庁舎内でWi-Fiが使用できる検討はなされていないのかとの質疑では、現在、打ち合わせを進めている。今後の光回線にあわせ整備を進めることとしており、防災Wi-Fiとして国の補助金を活用したいと考えている。また、整備する施設は25カ所程度と考えているとの回答であった。

次に、生活環境課では、霊柩輸送の内容について、それぞれの委員からの質疑に対し、鹿児島・屋久島間は輸送費の2分の1を助成し、口永良部島については上限を5万円として実費分を助成している。また、船と飛行機では、フェリーが5件、飛行機が4件、口永良部島が1件で、合計10件であった。なお、飛行機の場合は重量に応じて料金が変わるため、1件7,897円から1万4,100円で計4件に支出したとの回答であった。

次に、合併処理浄化槽の普及にあと何年かかるか、また小規模集落の生活排水対策についてどう考えているかとの質疑では、普及率100%を目指し、10年計画で取り組みを進めている。平成32年度は42基であったが、今年度は設置基数はふえている。浄化槽台帳の整備をしながら、普及率100%に向け、取り組んでいく。小規模集落については、町管理型浄化槽という方法も含め、色々な方法を検討していくとの回答であった。

また、ごみ処理施設に関する質疑では、施設は新設とし、場所は今の施設の場所を検討している。炭化物については検討委員会でも新施設での処理を検討するよう話が出ているとの回答があり、さらに、今後のタイムスケジュールはどの質疑で、今年度中に整備検討委員会の報告を町長に行う予定である。令和2年度に測量・基本設計、環境調

査等を行い、令和3年度着工、令和6年度中の操業を目指し取り組んでいく、との方向性が示されました。

簡易水道事業特別会計では、簡易水道の補助事業は終了するのではないかとの質疑に対し、簡易水道の事業はなくなるが、浄水場としての補助事業はある。ただし、補助率が下がってしまうのが懸念される、との回答であった。

農業集落排水事業では、会計は黒字かとの質疑に対し、会計上は黒字であるが、一般会計からの繰り入れがあるためであるとの回答がなされた。

以上の審査を経て、討論、採決を行った結果、議案第76号については可決すべきものと決定いたしました。

また、認定第1号から認定第9号までについては、全て認定するものと決定いたしました。

次に、当委員会の審査の中で、それぞれの委員から出された指摘事項について申し添えておきます。

まず、1点目に、輸送支援事業の補助申請の締め切り日を3月21日から月末へ是正していただくよう、国・県へ強く要望していただきたい。

2点目に、町営牧場の人員体制の見直しと業務日誌の月1回の確認を見直していただきたい。

3点目に、育英奨学資金、住宅使用料ほか各種税金等の滞納者に対する徴収体制、収納率向上のための対策を、職員一丸となって講じていただきたい。

4点目に、庁舎内の総合窓口の早期設置と、フォーラム棟の有効利用と、広く住民向けPRをしていただきたい。

5点目に、総合自然公園内の土地使用料の早期解決と、「ゆのこのゆ」の管理体制の見直しを行っていただきたい。

6点目に、一湊中跡のシイタケ栽培地の現状を踏まえ、行政指導なりで改善を促していただきたい。

以上の6項目であります。

最後に、今回の審査の着眼点として、昨今の厳しい財政状況の中、いかに効率的に、そして無理・無駄のない、町民目線に立った行財政運営が行われているか、どのような効果があらわれているか等でありました。全ての案件について可決及び認定することを決定いたしました。幾つかの課においては、先程、指摘事項でも申し上げましたことを含め、まだまだ改善すべき点や見直すべき事項も見られました。複雑多岐にわたる行政事務と機構改革等による職員減や職場環境の変化に伴う負担増は理解できますが、町民が納得のいく公平・公正な行政運営に引き続き努力をしていただきますよう申し添え、平成30年度決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（岩川俊広君）

以上で、決算審査特別委員長の報告は終わりました。
これより、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これより、1件ずつ討論、採決を行います。
始めに、議案第76号、平成30年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処分
について、討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第76号、平成30年度屋久島町電気事業特別会計未処分利益剰余金の処
分についてを採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。
したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、認定第1号、平成30年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を
行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、認定第1号、平成30年度屋久島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採
決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（岩川俊広君）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、平成30年度屋久島町一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第2号、平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、平成30年度屋久島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第3号、平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、平成30年度屋久島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第4号、平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第4号、平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成30年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第5号、平成30年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、平成30年度屋久島町診療所事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成30年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第6号、平成30年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、平成30年度屋久島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成30年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第7号、平成30年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、平成30年度屋久島町船舶事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成30年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第8号、平成30年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、平成30年度屋久島町電気事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

次に、認定第9号、平成30年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第9号、平成30年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、平成30年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

- △ 日程第15 議案第78号 屋久島町電気料金収納員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止について
- △ 日程第16 議案第79号 屋久島町印鑑条例の一部改正について
- △ 日程第17 議案第80号 屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第18 議案第81号 屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第19 議案第82号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について
- △ 日程第20 議案第83号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第21 議案第84号 令和元年度屋久島町国民健康保険事

業特別会計補正予算（第3号）について

- △ 日程第22 議案第85号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第23 議案第86号 令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- △ 日程第24 議案第87号 令和元年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第25 議案第88号 令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第26 議案第89号 令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第27 議案第90号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第15、議案第78号、屋久島町電気料金収納員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止についてから、日程第27、議案第90号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの13件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和元年第4回屋久島町議会定例会の開会に当たり、所信の一端とあわせて各議案の提案理由の説明をさせていただきます。

まずは、10月27日に投票が行われました屋久島町長選挙において、3回目の当選をさせていただきました。今回は激しい選挙戦の中において僅差での当選ということで、まことに身の引き締まる思いでありますとともに、このような厳しい選挙結果を真摯に受けとめ、初心に立ち返って、町政に邁進したいと考えております。

まずは、町民の皆様に厚くお礼を申し上げたいと思います。

私は、与えていただいた屋久島町長という職に恥じないよう、全身全霊をもって屋久島町発展のため頑張ってまいりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

議会の皆様方とは、これまでどおり町勢の発展と町民福祉の向上のため、真摯な議論をさせていただきたいと思います。互いに議決機関、執行機関と、その職責は分かれています。屋久島町の繁栄と町民の安寧を願う気持ちは一緒でありますので、緊張感

は保ちながらも、良好な関係を築かせていただきたいと思います。これまでどおり、町政の重要課題については、その都度相談させていただきますので、御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、町政の施政方針については第1回定例会で申し述べてありますので、今回の選挙戦において町民の皆様に約束してきた政策について、何点かについて説明申し上げることで所信にさせていただきたいと思えます。

まず、第1点目であります、「多様な集落の特性を基礎にした集落自治の活性化を支援します」と申し上げてまいりました。

屋久島町には、屋久島に24、口永良部島に2、合計26の集落があります。各集落は、奥深い山の自然、生活の背景となる里山、その里山を流れる清流、さらには豊穡な海などに支えられた集落固有の歴史・伝統文化があり、このことに根差した人々の営みや暮らしぶりがあります。

そして、26の集落は、固有の祭りや民俗芸能あるいは寺社仏閣など全てが個性的であり、かつ多様性を持っていることが価値であり、財産であると考えているところであります。

私は、このような基本的認識に立ち、まずは、集落がみずから計画し実施できる、新しい活性化事業を創設したいと思います。現在実施している集落の未来創生事業の改良型になりますが、事業実施に当たっての自由度を拡大させるとともに、事業費も増額したいと思っております。それから、集落コミュニティの維持・向上のため、地域の担い手となる人材の育成を支援をしていきたいと思えます。

簡単なことではないと思えますが、まずは、若者が集落に定住できる環境整備には何が重要かということから検討をしてまいりたいと思えます。各集落が活性化することが、屋久島町の力となり、発展につながる基本となりますので、集落の自治活動を積極的に支援し、行政との連携、協働を基本とする政策の推進に努めてまいります。

次に、「お年寄りから子供まで、住み慣れた地域で生き生きと暮らせる人情豊かなまちづくりを進める」と申し述べてきました。

御存じのとおり、我が国の急激な高齢化社会を迎えようとしており、そのピークになる、団塊の世代が後期高齢者に到達する2025年に向けての対策を急ぐ必要があると指摘をされております。このようなことから、高齢化対策として、住み慣れた家で最後まで生活できるようにするため、地域包括ケア体制の充実を図り、高齢者の安心と安全に資するような政策を推進いたします。そして、日常生活の中での医療や介護への不安を解消させるため、後期高齢者医療保険、国民健康保険、介護保険など、保険制度の安定的運営に努めてまいりたいと思えます。

本町においては、集落における人のつながりが強く、そして相互に助け合う心を持つ

た町民の皆様方により、潤いのある生活が各集落で営まれているとっております。したがって、高齢者が孤立することなく、楽しく交流できるための高齢者サロン活動を全ての集落で開催するなど、地域で見守り合える高齢化対策のための各種政策に取り組みたいと考えております。

また、人口減少に伴う少子化問題は、今後ますます加速すると予想されております。この傾向は地方において著しく、特に若者の都会への人口流出により地方の町村において高齢化が進み、このような地域が「限界集落」と表現されるなど、深刻な社会問題となっております。

屋久島町においては、この5年間で人口が934人、世帯数が156世帯減少をしております。死亡者数が出生者数を上回る人口の自然減により進展する少子化問題を克服するためには、大変難しい問題ではありますが、若者が屋久島町に定住できるまちづくりを行い、都会への人口流出を減少させ、あわせて「屋久島に住みたい」と思っていただくような、きめ細かなIターン・Uターンの政策を推進をする必要があります。

当面の課題としては、子供を育てやすい環境整備が必要でありますので、中学生以下の医療費無料化の引き上げ、学校給食費に対する町の補助金の増額、屋久島高校のスクールバスに対する家庭の負担軽減などの政策に取り組みたいとっております。また、Iターン・Uターン政策としては、Iターン希望者が本格的な移住を決める前段で短期間生活のため入居できる暮らし体験住宅制度の拡充、空き家バンクなどによる住宅や、屋久島における求人などの情報提供、首都圏で島の情報を発信できるアイランダーにおいて映像などを使ったきめ細かなIターン対策の実施などを考えております。

以上のような課題を実現させるため、この4年間、努力をしたいというふうに考えております。若者が定住できる地域社会をつくらなければ当然のこととして子供の数はふえないわけですから、医療や福祉など子育てしやすい環境整備と、多くの若者が定住できる雇用の場の確保に、全力で取り組みます。

次に、「持続可能な屋久島観光を実現し、地域経済の振興を追求します」ということを伝えてまいりました。

屋久島の観光の現状としては、口永良部島の噴火災害や、ことしも豪雨災害など自然災害が続き、観光客の入り込みは減少傾向にあります。一方で、世界自然遺産というブランドに頼り切った山岳部中心の観光のあり方が時代のニーズに合わなくなったことも原因の1つではないかと思っております。

ですから、自然災害だから、やむを得ないと手をこまねいているのではなく、屋久島が潜在的に持っている新たな魅力の発信を努める必要があります。各自治体が観光客の受け入れにしのぎを削っているわけですから、屋久島の独自性は守りながらも、新たな視点で捉えた観光のあり方を創造しなければなりません。

具体的な方策については、今後、官民一体となった取り組みが必要でありますので、積極的な協議を進めてまいります。

観光関連産業は本町の基幹産業でありますので、その盛衰が地域経済に大きな影響を与えることとなります。特に、若者の雇用の場の確保という観点から、大きな役割を果たしておりますので、地域経済を疲弊させないためにも、基幹産業として安定的に持続させるとともに、さらなる活性化を図る必要があります。

当面の課題としては、非常に高いと言われる交通費の改善が不可欠でありますので、有人国境離島法における運賃低廉化の範囲に旅行者を含めるような法の改正に、関係自治体と協力をして取り組みたいと思います。

そして、何よりも、観光産業を将来にわたって安定した産業として維持していくためには、屋久島空港のジェット化を早期に実現させなければなりません。外海離島という立地を考えると、多様化する観光のあり方に対応するためには、関東圏からの航空路線の開設、それもLCC路線での開設が需要喚起に大きな力を発揮いたしますので、実現のため、全力を傾注してまいります。

観光については、時々の問題に一喜一憂することなく、長期的な視点での取り組みが重要でありますので、今何をしなければならぬかということを中心に自問自答しながら取り組みを進めてまいりたいと思います。

次に、「屋久島ブランドを活用した農林水産業の育成を目指します」ということを申し上げてまいりました。

農林水産業については、少子高齢化社会の進展とともに後継者不足という課題があり、さらには新規で就業する人も少ないことから、生産活動が停滞するなど、大きな問題を抱えております。

農業については、離農者による耕作放棄地増加や、基幹作物であるポンカン、タンカンの競争力低下などが大きな課題であります。このようなことから、担い手農家に農地の集積を進め、生産力を向上させることによって競争力を高める政策が必要であると考えます。具体的な政策としては、農地バンクへの登録地の増加、新品種の導入によるブランド力の強化、観光との連携による地産地消の促進、町営牧場の機能強化による畜産の振興などの政策に取り組むたいと思っております。

林業については、高齢化などによる森林の適正な管理が行われていないため、放置され荒廃されている森林が多くありますが、森林には、水源の涵養、二酸化炭素の吸収や土壌の固定化など、多様な機能があることは御承知のとおりであります。さらに、戦後植林された民有林が伐期を迎えているため、伐採と木材の利活用が大きな課題でありますので、当面実施する政策としては、森林環境税を活用して主伐・間伐を推進し森林の適正な管理、庁舎建設で習得したノウハウを活用し地杉製品の開発と販路拡大、広葉樹

を活用した家具などの新製品を開発し、林業従事者の増加に努めるなどについて取り組みたいと考えております。

水産業については、漁業従事者の高齢化や海水温の上昇に起因する資源の枯渇化により、屋久島を代表するトビウオ、サバ漁の漁獲量が減少傾向にあるとともに、流通面でのコストが高くなっていることが大きな課題であります。このようなことから、魚礁の設置や藻場の造成を行うことによる安定的な生産、市場に出ていない新たな魚種の販路の開拓、加工品の開発による6次産業化を支援し、新たな屋久島ブランドの確立などの政策に取り組みたいと考えております。

以上、主な政策について申し上げてまいりましたが、このほかにも、学校と家庭と地域が一体となった教育環境の整備、安心・安全に暮らすことのできる社会資本の整備、口永良部島の復興と魅力ある島づくりについても、町民の皆様に約束をしてまいりました。これまで述べてまいりました各種政策は、私が向こう4年間、町政を推進する中において基本となる政策でありますので、全力を傾注して実現させたいと思っております。

屋久島町は、合併して12年が経過いたしました。不安定だった財政基盤も徐々に確立されつつあり、また、新庁舎が完成したことにより、重層的な組織連携のもとでの政策推進が可能となりましたので、令和という新しい時代にさらに飛躍する屋久島町を創造しなければなりません。そのためには、原動力となる町職員の政策立案や行政推進能力の向上、あるいは現状に満足することのない意識改革が必要でありますので、そのことについて強く求めるような人事管理を実施をしたいと思っております。

屋久島は縄文杉と世界自然遺産で語り尽くされた感があるとの意見を耳にすることがありますが、私は、されど屋久島であり、まだまだはかり知れない可能性は秘めていると思っております。私は、この島が持つ潜在的な力を信じ、活用させていただき、屋久島町長としてこれまで培ってきた経験や人脈を最大限活用して、屋久島町の発展と屋久島町民の福祉向上のため一生懸命頑張っておりますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

それでは、本議会に提案をしております議案について御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、条例案4件、補正予算案9件、同意案2件の計15件であります。

それでは、議事日程に従いまして、議案第78号から議案第90号について御説明いたします。

まず、議案第78号、屋久島町電気料金収納員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止につきましては、地方公務員法の改正により収納員が特別職非常勤職員に該当しなくなることから、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第79号、屋久島町印鑑条例の一部改正につきましては、住民基本台帳法施

行令等の一部を改正する政令の交付による印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、旧字での印鑑登録が可能となったことから、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第80号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正及び議案第81号、屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、本年8月7日、人事院により、国家公務員の給与の改定について、国会及び内閣に対し勧告が行われたところであります。その内容に鑑み、一般職等の給与につきましても、平均改定率0.1%でした給料表の水準を引き上げることとしております。あわせまして、期末手当及び勤勉手当につきましても、支給割合を年間4.45月分から4.50月分に引き上げるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第82号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳出予算の主なものは、人件費の調整のほか、総務費では旧尾之間支所に係る耐震診断経費、教育・子育ての支援コンサルティング委託に係る経費、ふるさと納税に係る返礼品を含む手数料、だいすき基金積立経費、公共施設整備基金積立経費などを、民生費では更生医療給付事業に係る経費、子ども教育・保育給付費、児童扶養手当給付費、児童手当、生活保護扶助費などを、衛生費では屋久島山岳部保全利用協議会運営負担金、ごみ処理施設に係る修繕費及び燃料費などを、農林水産業費では町営牧場に係る飼料費、農道の排水修繕経費、松くい虫防除に係る経費、吉田漁港海岸高潮対策事業に係る経費などを、商工費では屋久杉自然館の入管管理システム更新に係る経費などを、土木費では道路修繕経費、安房線第1号線のり面復旧に関する経費、下川河川改修経費などを、消防費では防災行政無線電波調査、防災行政無線移動系再免許申請業務に係る経費などを、教育費では安房小プール防水工事、尾之間中央公民館に係る耐震診断経費、イベントテント購入経費、一湊海水浴場駐車場整備に係る経費などを、災害復旧費では永田港災害測量に係る経費などを計上いたしました。

財源としましては、国・県支出金、寄附金、基金繰入金、町債等を計上し、歳入歳出それぞれ2億8,367万5,000円を追加し、予算の総額を113億6,135万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第83号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、一般管理費の消費税の減、簡易水道施設管理費の修繕費などの増により、歳入歳出それぞれ171万3,000円を追加し、予算の総額を8億610万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第84号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出予算において、基金積立金の組み替えと人件費の減額に伴う予備費調整をしようとするものであります。

次に、議案第85号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に

つきましては、保険給付費の増額、基金積立金の減額などを保険料、繰入金などで調整し、歳入歳出それぞれ1,435万9,000円を追加し、予算の総額を14億8,486万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第86号、令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出予算において、備品購入に係る経費の増額を修繕料の減額で調整しようとするものであります。

次に、議案第87号、令和元年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出予算において、企業会計適用支援業務に係る経費の増額を節内予算内で調整しようとするものであります。

次に、議案第88号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、消費税の減額、消耗品費の増額などを地球温暖化対策税還元金などで調整し、歳入歳出それぞれ7万4,000円を追加し、予算の総額を7億6,793万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第89号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、収益的支出において、人件費の増額を予備費で調整しようとするものであります。

次に、議案第90号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出予算において、人件費の増額を予備費で調整しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。25分より再開します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時25分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第78号から議案第90号までの13件に対し、総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○11番（小脇清保君）

まず始めに、町長に苦言を呈したいと思います。

これだけ新聞報道やテレビ報道がある中で、諸般の報告の中に御自身のことについて何ら報告がなかったということは、私はいかかなものかということで苦言を呈しておき

たいと思います。

質問します。

14ページ、総務費の中で、一般管理費の中で町長交際費というのがあります。これは何なのか、お伺いしたいと思います。

16ページ、だいき基金に8,000万円の積立金があります。これは、純然たる積み立てだろうとは思いますが、この金額は幾ら集まって返礼品は幾らだったのかというのは、どこに載っとるのかなと思って。この地域活性化対策費の中の手数料4,000万円とか、こういうところのかなというふうには思っておりますが、お伺いしたいと思います。

それから、もう一点。これは私の素朴な質問であります。29ページ、八幡幼稚園副食費負担金というのがあります。来年度から小中学校の給食費を値上げしようという中で、町立だったらこういうふうに恵まれた環境になるのか、これは私の率直な疑問ですけれども。

この3点をお答えいただきたい。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

御質問にお答えします。

2回にわたって、本町に対しまして、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金として多額の寄附をいただいております。また、5月の大雨による災害の際、たくさんの方々に御支援をいただきました。

そのお礼品として、本年度は特別な事情による支出が発生しましたことから、今回補正をさせていただいております。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

16ページの積立金の8,000万円でございますけれども、12ページにですね、指定寄附金ということで8,000万円の歳入を増額しております。これ、現在のふるさと納税の収入見込み額がふえている関係で、8,000万円予算を組んでおりますけれども、この予算を組まないと返礼品の執行ができないということで今回の予算に上げております。

以上です。

○教育振興課長（計屋正人君）

29ページの八幡幼稚園副食費負担金の件でございますが、10月1日から始まりました保育所・幼稚園の無償化に伴う給食のうちの副食費の、国・県・町・自治体が負担するという事になってございます。八幡幼稚園だけでなく、全ての幼稚園・保育所で適用がなされているものでございます。

以上でございます。

○11番（小脇清保君）

ごめんね、総務課長。この町長交際費の明細は、ちょっと回答を聞きそびれましたけど、交際費として20万円出ているのは何に使ったのかという質問なんですけど。

もう一度、できますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

申しわけございません。本年度、世界自然遺産屋久島山岳部保全協力金としまして多額の寄附をいただいております、そのお礼として。あわせまして、5月の大雨災害の際に、たくさんの方に御支援いただきましたので、そのお礼ということで、支出を。特別に出てきたものですから、補正をさせていただきます。

○11番（小脇清保君）

9月議会で、屋久島高校の生徒たちの支援金として、町長交際費で20万円出ていたと思うんですがね、私あの時点で質問すべきだったんですが、あの科目が、むしろ教育振興費で出すべきだというふうに考えていたものですから。そうすると、全額は教育振興費で使える。あの20万円の中には、町長のいわゆる公務出張の費用も入っているわけですよね、20万円の中に。

入っていませんか。あれ別ですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

補正させていただきました20万円につきましては、全額、屋久島高校への支出ということですよ。

○議長（岩川俊広君）

ほかに。

○8番（榎 光徳君）

議案第82号の一般会計の部分で、所管外ですので二、三質問させていただきたいんですが。

19ページの民生費の生活保護扶助費9,680万円計上してありますが、これの中身を教えてくださいたいと思います。

23ページの農林水産業費の委託料、松喰い虫防除委託費で266万円ほど計上してあるんですが、これの中身について。

あと、もう一点。24ページですけれども、農林水産業費の委託料で400万円、吉田漁港の測量設計業務委託が計上されております。

この3点をお尋ねしたいと思います。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

生活保護費の伸びに関する御質問でございますが、9,600万円につきましては、年度当初に組み込んでおります生活保護のうち、医療に係る部分の伸びについて、一定の増

額が見込まれるということも含め、当初計上していなかった部分も含めまして9,600万円の計上を、残り5カ月分についての対応をすることといたしております。

以上です。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

23ページの林業振興費につきまして、13番の委託料266万円を計上しておりますが、これは、松喰い虫で現在枯れている枯れ松の伐倒・運搬・焼却、これにかかわる経費を委託料として計上しております。特に永田・宮之浦・栗生地区の松林、それから、その周辺を中心にやりたいと思っております。それから、道路、家屋等に危険を及ぼすようなものを優先的に実施したいというふうに考えております。

以上です。

○建設課長（日高一成君）

建設課です。

農林水産業費の測量委託費、吉田漁港の海岸対策事業、これ起債事業でですね、緊急自然災害防止対策事業という起債事業がありまして、その中での事業になります。吉田漁港の台風時に、陸揚げを野積場にするんですが、そこが台風のときの一波でですね、漁船が何隻かやられていることがあります、何か事業がないかなということで考えていましたら、ちょうどこの事業がありまして、これが本年度と来年度までです。今回は、その測量設計委託をやりまして、2年度に、その海岸施設防潮堤のかさ上げをちょっと考えております。

以上です。

○8番（榎 光徳君）

生活保護扶助費については、最近、この生活保護、まあ認定から大変厳しいものもあるんじゃないかと思っているんですが、具体的に、この何人ぐらいふえているのかなということでお尋ねしたつもりやったんですが、そこは今の答弁、回答でわかりましたけれども。

今後、1つ目には、具体的な、何人ぐらいふえるとかそういうのはもしあって、それも含めての計上だったのかということと、それから今後そういう、やっぱり増加の傾向にあるのかというのを再度お願いしたいと思います。

それと、松喰い虫のほうなんですけど、まあ御存じのようにもう非常に松喰い虫、町内、相当ふえてきております。特に南部のほうではもう、栗生とかですね、景観上もすごい状況なんですけど、課長の先程の答弁で「優先的」なもの、家屋の近くとかですね、そういったところを優先的にされるということでしたので、ぜひ。

と申しますのが、やっぱりそういう家の近くなんだがとか、あるいは道路の近くで非常に危険性があるんじゃないかとかちゅう声があったもんですから。まあ、こんなに広

範にわたっければ、まあ、どっから手をつけていいのかわちゅうのもあるんでしょから、ぜひ、そこら辺の優先順位をしっかりと見きわめて対応していただければありがたいと思っております。

それと、吉田の海岸保全なんですけど、以前は、この吉田港とか小瀬田、志戸子とか、南部のほうもですね、海岸事業で海岸整備のほうで局部改良工事とか色々あったんですけども、そういったのは今なくなってきたと思うんですけど、そういう中で今回のこの事業が出てきたもんですから、これはいい、正常なのかなと思って。

今後、それと今後、こういうようなところがまだ考えられるのか。ほかの港関係でそういうのが、まあなければいいんですけど、そういうのはどっかありそうところがあるのか。あるとすれば、また、これは今回だけで、次にそういうのがまた事業採択ができるのかっていう、そこら辺を再度お願いしたいと思います。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

生活保護に関する質問の回答をいたします。

先程説明をいたしました部分で、新規の伸びがあるかという点につきましては、現在、世帯170から180の間で生活保護世帯が推移をしております。ことしに入ってから伸びたり下がったり、その点につきましては、微増ということで推移をしていると表現したほうがいいと思います。

金額につきましてはの伸びですが、社会保険の支払い基金等の支払いが伸びが、一定の伸びが認められております。これは医療費に、生活保護者の世帯の医療費にかかわる部分は毎年度増減がございますので、本年度につきまして若干伸びが見られたということも含めて計上をさせて、伸びを予想をした上で予算を計上したということでございます。

以上です。

○建設課長（日高一成君）

この事業なんですけど、この事業は2カ年の令和2年度までの事業です。

ただですね、来年度、また漁港港湾施設の長寿命化の設計委託を考えておりますので、その中で、補修等がある施設が出てくると思います。その補修等を何らかの事業でやれないかということ検討をしますが、この事業がまた引き続きあれば、この事業でやっていきたいと思っております。

○議長（岩川俊広君）

いいですか。

ほかにありませんか。

○5番（大角利成君）

二、三点お尋ねをします。

先程同僚議員からありましたが、12ページの屋久島町だいき基金寄附金の収入で、

今回8,000万円ほど増額計上されておりまして、補正後の額が2億4,800万円ということで大変うれしい限りでございますが、これまでの実績額と、今回の補正は今後の見込みも含めての補正なのかどうなのか、お尋ねいたします。

2点目。同じく12ページです。諸収入の中の雑入で、工事設計受益者負担金264万6,000円が計上されておりますけれども、安房地区の屋久島山荘近くの災害工事設計に伴う負担金なのかどうなのか、もしそうでなければ内容をお知らせいただきたいと思っております。

それから、ページ21、歳出です。款の4衛生費、ごみ処理施設の関係で大変御苦労なさっていると思っておりますが、施設管理費の中で今回、委託料の組み替えがなされております。そのことについてお尋ねいたします。

以上です。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

12ページの指定寄附金、屋久島町だいき基金寄附金のことでございます。（発言する者あり）よろしいですか。（「はい」と発言する者あり）

昨年のだいき基金の寄附金総額が約1億9,700万円でございます。今年度は、昨年より伸びてきております。最終的にはですね、約6,000万円から7,000万円ふえるという見込みでありまして、今回8,000万円の増額をしてきております。

以上です。

○建設課長（日高一成君）

土木費の雑入の264万6,000円は、そのとおりです。屋久島山荘が支払うべき設計委託料分の雑入であります。設計額の町が4割、屋久島山荘が6割という協定書を結びまして、屋久島山荘から払っていただくようにということで、11月に収入があったところで

以上です。

○生活環境課長（矢野和好君）

ごみ処理施設管理費の中の委託料について、お答えをいたします。

今回の補正におきまして、紙類・プラスチック類の再資源化委託の委託料を増額をさせていただいておりますが、これまで有価物として取引をさせていただいておりました段ボール等が、まあ中国情勢が主なものなんです、その影響によりまして、有価物とらなくなったという状況がございます。そのために、再資源化するための処理費用ということで今回、委託料に、増加ということで組ませさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

一般会計の歳出についてお伺いします。

19ページの民生費、扶助費で7,164万4,000円の増、こちらは10月からの幼児・保育料無償化に伴うものだと思うんですけども、町の一般会計のほうが約2,000万円負担することになっています。こちらは、国が2分の1、都道府県が4分の1、町が4分の1の負担になっているかと思うんですが、公立の幼稚園・保育園の場合は全額、10割、市町村の負担になっているかと思います。

この2,000万円のうち、八幡幼稚園にかかる費用の割合というのが一体何割ぐらいあるのでしょうかということと、先程、榎議員も質問していましたが19ページの民生費、扶助費のところ、生活保護の扶助費が約1億円ほど計上されています。先程、世帯数が170から80の間で推移をされていて、申請自体は微増であるというところで、1億円は、恐らく割合として、先程おっしゃっていたように、世間一般でも言われている医療費の扶助の膨らみが非常に大きいのかなと思うんですが、この9,600万円の中で、医療費の扶助の膨らみを想定している部分が一体、割合で幾らになるのかということをお伺いしたいです。

3点目。21ページの衛生費、山岳部保全対策費で、屋久島山岳部保全利用協議会運営負担金254万円、こちら計上されているところに、財源が、一般財源200万円ほど減額をされていて、その他財源で560万円。この「その他財源」、具体的に何なのか教えていただきたいです。

一般会計は以上で、先程、決算審査委員会の委員長の報告の中でも出てきていたけど、町営牧場で8月に死亡された方が、勤務中に死亡されていた方がいたということ、10月に、町民から聞きました。そのことに関して、町営牧場での死亡もそうなんです、栗生でも同じく8月に、海水浴場で町が雇い入れていた方が亡くなっていたと、そういうことを同じく町民から聞いております。

9月議会の中で、町が雇用されていた方が8月にこういうことで亡くなりましたと、ということが一切報告がなかったのは、一体どうしてなのでしょうということと、その雇用の形態によって、公務災害もしくは労災の認定が必要になるかと思うんですけども、今、進捗がどんな状況なのか、お伺いしたいのですが。

よろしくお願ひします。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいま御質問がございました、児童福祉費の中の無償化にかかわる八幡幼稚園の件でございますが、この数字の中では、公立幼稚園に関する費用の手当は含まれておりません。あくまでも民間の幼稚園、こども園等の支出の計上だけでございます。

それから、生活保護費につきましての医療部分の比率ということですが、現在10月までの計算での比率を申し上げますと、65%が医療にかかわる部分となっております。これが、例年に比べて若干伸びているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

21ページの山岳部保全対策費の負担金、補助金及び交付金ということですが、運営負担金に今回254万円増額をしております。この中身につきましては、7月に導入しました入金機の予算、これが約154万3,000円でございます。

それと、これまでのその横領の問題について、ずっと調査をしてきておりました。その中で、この協議会として法人税の未申告というのが出てきましたので、その28年から30年までの法人税を確定するために、税理士報酬等を計上してございます。この財源は何かということですが、歳入の12ページですね、弁償金ということで560万円、予算を計上してございます。

これ、元協議会職員からの弁償金でございまして、500万円が既に納付されております。それから、10月から毎月10万円ずつ返済をされておまして、10月から3月までの60万円を計算して、560万円で見ているところでございます。今回はその予算を、この負担金・補助金のほう、それから役務費に充ててございます。

以上です。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

ただいまありました牧場での臨時職員の死亡の件ですが、これが、死因が病院のほうでの死因が不明ということで、災害によるものなのか、それとも本人の体調不良によるものなのかが、はっきりしておりませんでした。

現在、今、役場等の職員が災害にあった場合の補償基金に加入をしておりますので、そちらのほうに書類を提出をして、それがどうなのか、補償の対象になるのかどうかということを今、関係書類を提出しまして確認をさせていただいているところです。ただし、その確認につきましても非常に時間がかかるということで、遺族のほうにもその旨お伝えをしております。

以上です。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

夏に栗生海水浴場で監視員の死亡事故がありまして、9月議会において私のほうから報告をしております。

○1番（眞邊真紀君）

幼稚園・保育料のほうですけど、八幡幼稚園のほうは一切、この予算には入っていないと。どこで計上されているのか教えていただきたいのと、その事故に関して、海水浴

場の件、申しわけありませんでした。労災の手続がされているのかどうか、その点はお答えください。

牧場の件ですけれども、結局何で亡くなったかというのが、誰もいないところで亡くなっていたとお伺いしているのが、当然、解剖もしていないということ聞いていますので、わからないかと思うんですけれども、実際に勤務中に職場で亡くなっていたという事実は事実です。それは、何で亡くなっていたかということよりも、「亡くなっていた」という事実を、やっぱり皆さん、みんなに知らせるべきだなというふうに考えます。

公務災害の認定ができるかどうか、それが時間がかかるかもしれないというふうに言われていますと、御遺族からも、つい先日、話を聞きました。

その中で、ちょっと、「これはあんまりだよな」と思ったことが、8月の末に、実際にその亡くなる3日前の体調を、記載をしてくれと。1日の行動を記載をしてくれということを御自宅のほうに書類を持って鶴田課長と総務課の内田さんが行かれたと言って、それをできたかどうか確認を、その亡くなった方のお姉さんにですね、確認をしてから、取りに伺いますと。そう言い残したきり、電話も一切なかったと。

御遺族は職場で死亡したのを受け入れられなかったんですね。11月15日に、やっと納骨をしたんです。そして、町から何も、反応がなかったと。待てど暮らせど、何もなかった。

11月27日に、労働基準監督署にお二人、御家族が出向されました。そしたら、公務災害の手続をされているというのなら、もうそちらで手続を進めてもらうしかないので、労務災害、ここは全然関係ないですよという助言を受けて、帰ってきて、27日に労基署に行き、泊まって、28日にその足で飛行場から私のもとに相談に来たんです。

やっぱり、その扱い方として、公務災害がその手続に時間がかかるというのは当然あるかと思えます。だけど、家族に、どういうふうなことで時間がかかっているのか、その渡していた書類をそもそも取りに行かないということが、家族を非常に傷つけて、不信がられています。これ下手するとですね、山海留学みたいなことが起きると思うんです。だから、早目に、あった事実を議会に投げて、情報を知らせておくべきだと思います。

そうして直接、被害者のほうから聞くと、我々も、町に対する不信感が増幅していきます。御家族の方に、自分たちではどうしようもないのでよろしくお願ひしますねというふうに言われたので、私も微力ながら労基署とか、人事院にも少し問いかけたりとかしていますけど、まあ人事院は当然、国家公務員の公務災害を取り扱うところなので一般論しか教えていただけませんけれども、できることは全部やろうかと思っています。

それについて何か一言いただけたらと思います。その取り扱いについて。

○教育振興課長（計屋正人君）

八幡幼稚園に関する負担分につきましては、教育費の、款10の教育費の項4幼稚園費の中で計上がなされます。今回は29ページに項の4、幼稚園費がございますが、先程御質問いただいた、この八幡幼稚園の副食費負担金等がその一部に該当いたします。

そして、歳入につきましてなんですが、9ページの使用料及び手数料の目の7、教育使用料の中の節1幼稚園使用料がございます、減額をしてございますが、これらが、そのいわゆる保育料の無償化分を受けての予算減に該当するものでございます。

以上でございます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程、真紀議員から出ました、事故の報告がなかったことにつきましては、今後、関係部署で起きたことですので、報告をしていきたいというふうに思います。

それと、手続上の説明が不十分だったんだろうという反省はしておりますので、今後、親族に対しても十分な説明をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号、屋久島町電気料金収納員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止についてから、議案第90号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの13件は、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室をそれぞれ充てます。

△ 日程第29 同意第5号 屋久島町教育委員会委員の任命について

△ 日程第30 同意第6号 屋久島町監査委員の選任について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第29、同意第5号、屋久島町教育委員会委員の任命についてから日程第30、同意第6号、屋久島町監査委員の選任についての2件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

それでは、同意第5号及び同意第6号につきまして御説明いたします。

まず、同意第5号、屋久島町教育委員会委員の任命につきましては、本年12月25日で4年の任期満了を迎えることから、引き続き鎌田道隆氏を教育委員として任命したいと存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

次に、同意第6号、屋久島町監査委員の選任につきましては、本年12月25日で4年の任期満了を迎えることから、引き続き朝倉富美雄氏を監査委員として選任をしたいと存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○11番（小脇清保君）

教育委員会の任命について、まあ鎌田道隆氏については学歴、経歴、何も私が批判することはありませんが、少なくとも、議場で任命とかした人は全てですけれども、やっぱり公正でなければいけないと。個人的な感情で、感情というか応援で、選挙に携わるとか個人の候補者を応援するとか、これはもうあってはならないことだと思うんです。議会に係った人材そのものは、全て、そういう意味では、人材に不足はありませんけれども、そのあたりを注意していただいて、任命には同意をいたしますが、そのあたりを厳しく本人に教育をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（岩川俊広君）

答弁よろしいですか。小脇さん、答弁は。

○11番（小脇清保君）

答弁、いいです。

○13番（下野次雄君）

教育長にお尋ねします。

この同意5号に関しては、過去に教育長室で私が提言した経緯があるんですけれども、そのことに関して認識でしょうか、お答えください。

○教育長（塩川文博君）

鎌田氏の以前のことににつきましては、お話しいただいた後、御本人を呼んで、一応、嚴重注意、口頭での嚴重注意ということで、お話ししてあります。

○13番（下野次雄君）

そのときに、私に返事をくださいということで教育長と別れたその後に、どういうことでしたかと聞いたら、教育長は私に「知りませんでした」と。

教育委員になる人がですよ、そういう選挙活動をしちゃいけないとか、そういうこと知らなかったって。そのとき私、教育長に言いましたよね。今の屋久島町の教育委員は、常識のない人を採用しているんですかって。そこまで私言った経緯がありますよ。存じていると思いますけれども。

にもかかわらず、また再度上がってきたということは、どういう心境でそういうふうにしたのか、お聞かせください。

○教育長（塩川文博君）

先程申し上げましたように、本人には当時、十分に注意をし、説得もしたつもりであります。本人も、そのときは確かに「知りませんでした」というふうな返事でしたけれども、以後気をつけるというふうな約束もしてございますので、本人のこれまでの経歴を考えたときに、継続もいたし方ないのかなというふうを考えて、今回お願いをしている次第でございます。

○13番（下野次雄君）

そういう人材しかいないんですか、屋久島町には。再度再任しなくちゃいけない。

いっばいいますよ、私に言わせれば。こんな、あんた、簡単にそういうことで「再任します」、「再任します」。上げてもらっちゃ困るんですよ、そういう人を。

ここだけじゃないんで、みんな言っているんです、それを。町の人も含めて。はっぴ着たってエイエイオー、何事ですか。そんな人を再任するちゅうことは、私はあつてはならないことだと思っています。同じ地区ですから、言いたくありません、正直言って。

町長にお尋ねします。そのことに関しては、私と教育長がやりとりをしている話を聞く中で、そういうこと認識をしていましたか。

○町長（荒木耕治君）

え、私の選挙のお話ですか。

○13番（下野次雄君）

違う、違う。

○町長（荒木耕治君）

いや、ごめんなさい、それ以外だったら、もう全く認識はしておりません。今初めて聞いた話です。

○議長（岩川俊広君）

最後です。

○13番（下野次雄君）

町長は今初めて聞いたということなんですけれども、やっぱり、言いたくはありませんけれども、町長のやっぱり任命責任が問われると思うんですよ、そういう意味ではね。やっぱり、そういったものを含めて慎重に私はやってもらいたいなというふうに思いま

すので、そこら辺は、「知らない」ということであれば、私も町長に対してとやかく言う質問ではありませんけれども、やっぱりそういったものも含めて、教育長と連携をとりながら、提案をしていただければなというふうに思っています。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております同意第5号、同意第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

同意第5号、同意第6号は委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号、同意第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

まず、同意第5号、屋久島町教育委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第5号、屋久島町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、同意第6号、屋久島町監査委員の選任について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第6号、屋久島町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

△ 日程第28 令和元年陳情第8号 グリホサート散布を禁止する
条例の制定を求める陳情書

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第28、令和元年陳情第8号、グリホサート散布を禁止する条例の制定を求める陳情書についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第95条に基づく第92条第1項の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、産業厚生常任委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所とします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は12月6日午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 零時09分

令和元年第4回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和元年12月6日

令和元年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年12月6日（金曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
7番 石田尾茂樹	<p>1. 町政全般について</p> <p>(1) 選挙結果をどのように受け止め、これからの3期目の町政運営を行うのか。</p> <p>2. 救急医療について</p> <p>(1) 国の制度による救急医療・救急車受け入れに対し医療機関に助成できないか。</p> <p>3. 防災対策について</p> <p>(1) 災害発生時の迅速な職対応のための職員研修や、職員災害対応マニュアルを作成するべきではないか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
2番 相良健一郎	<p>1. 町営宮之浦野球場の整備について</p> <p>(1) スタンドの新設の考えはないか。</p> <p>(2) トイレ近くの法面がフェンス等がなく危険であるが、今後設置する予定があるか。</p> <p>2. 湯泊港までの道路の整備について</p> <p>(1) 町道長瀬戸線の改修予定は。</p> <p>3. 苗木の助成について</p> <p>(1) ぽんかん・たんかんの苗木の購入に対し、J Aと連携して助成する考えはないか。</p> <p>4. 本庁舎の案内板の設置について</p> <p>(1) 本庁舎の入り口に案内板を設置する予定はないか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
10番 高橋義友	<p>1. 廃校後の一湊中学校体育館・校庭の利活用を示せ</p> <p>(1) 廃校になって6年、雨漏りのする体育館の解体時期は。</p>	<p>町 長</p>

	<p>(2) 雑草の生い茂るグラウンドの利活用は。芝生広場をグラウンドゴルフ場にできないか。</p> <p>2. 公民館・生活館の冷暖房施設の設置について</p> <p>(1) 町内公民館・生活館の冷暖房設置状況は。</p> <p>(2) 冷暖房未設置の対応は。</p> <p>3. 屋久島町山海留学事業実施要綱（案）について</p> <p>(1) 目的・募集基準を小学校～中学校まで拡大できないか。</p> <p>(2) 町の助成金を里親・家族留学とも、一人4万円にできないか。</p>	<p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p>
12番 日高好作	<p>1. 行財政運営について</p> <p>(1) 新聞報道では、挑戦する職員を育てたいとあったが、具体的にはどのように考えているか。また、町の課題解決には職員間の意識の共有が重要と考えるが、コミュニケーション作り等も含めてどう考えているか伺います。</p> <p>(2) 決算審査で、過年度分の未収金回収に対する意識が低いように感じたがどうか。また、徴収体制は先の不祥事の教訓が活かされているか伺います。</p> <p>(3) フォーラム棟については、集落の紹介等も掲示して広く活用していくと述べていたが、どのように考えているか伺います。</p> <p>(4) 町体等の行事の開催も再考（例えば隔年開催）の時期にきていると思うが考えを伺います。</p> <p>2. 農業の振興について</p> <p>(1) 先に開催された屋久島ぼんかん祭りにおいて、長く屋久島の果樹の研究に取り組んでこられた富永先生の記念講演もありましたが、屋久島の果樹振興の現状と今後について考えを伺います。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	4番	上村富士高君
5番	大角利成君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
10番	高橋義友君	11番	小脇清保君
12番	日高好作君	13番	下野次雄君
14番	寺田猛君	15番	岩川修司君
16番	岩川俊広君		

1. 欠席議員（1名）

9番 眞邊有次君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 岩川茂隆君 議事調査係長 鬼塚晋也君
 議事調査係長 井綾乃君

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	岩川浩一君	会計課長兼会計管理者	佐々木昭子君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	松本薫君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	日高孝之君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	塚田賢次君
地域住民課長	上釜裕一君	監査委員事務局長	岩川茂隆君
教育振興課長	計屋正人君	総務課参事 （防災担当）	泊光秀君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（岩川俊広君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、7番、石田尾茂樹君に発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

おはようございます。石田尾茂樹でございます。

昨年、防衛省は種子島での訓練を固定化するという新聞記事を目にしたような気がいたしました。ことしも離島防衛を想定した自衛隊の大規模な水陸両用作戦が11月14日に種子島で行われました。訓練は、離島に周辺国の軍や武装集団などが上陸、侵攻した想定、昨年3月に発足した陸上自衛隊の水陸機動団と海上自衛隊の掃海隊群、航空自衛隊の航空総隊などが参加し、水陸両用車、AAV7というんでしょうか、10両が輸送艦の船尾から発進し、海岸に上陸、顔を迷彩色に塗った自衛隊員が銃器を手に実戦訓練、1,500人が参加して行われました。

また、米軍空母艦載機、陸上離着陸訓練FCLPの移転候補地となっている西之表市の馬毛島について、政府は11月29日、約160億円で買収することで地権者のタストン・エアポートと合意、売買契約の文章を交わしたと発表しました。

これまで私たちは自衛隊の訓練、基地、米軍などとは無縁で、身近に感じることはありませんでした。しかし、気がつけば種子島が、馬毛島が、軍事的な島しょ防衛、我が国の南シナ海の防衛のかなめと位置づけられているのは現実であります。国策により、強固に加速していくのではないかと恐怖心が募るのは私だけでしょうか。

それでは、本題に入ります。

今回の私の質問は、町政について、救急医療について、防災対策についての3点であります。

まず1点目であります。10月27日に投開票された町長選挙であります。激しい一騎打ちの戦いを制し、現職の荒木町長が43票差の僅差で当選いたしました。当選おめでとうございます。昨日の所信にもありましたが、この僅差での当選結果をどのように受けとめ、これからの3期目の町政を行うかお伺いしたいと思います。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。石田尾茂樹議員の質問にお答えをします。

選挙結果をどのように受けとめるのかということについては、所信の中でも申し上げたとおり、僅差での当選ということを真摯に受けとめ、初心に立ち返って町政に向き合うということに尽きると考えております。

約半数の町民から支持を得ることができなかつたわけですから、8年間を振り返りながら、その原因はどこにあったのか、色々な方々の意見を拝聴しながら検証をしてみたいというふうに思っております。

私自身、今回の選挙結果についての総括はまだできておりませんが、現時点において言えることは、政治に対しての批判に無関心にならず、説明責任を果たすことに心がけるべきであるということをお腹に銘じたいと思っております。

次に、町政運営についてであります。これについても所信の中で何点かについて詳しく申し上げましたので、重複は避けたいと思っております。

基本的には、今回、3選をさせていただきましたので、空港、港湾、道路など社会資本整備の重要政策の継続と町民生活に関する各種懸案事項の解決を目指したいと思っております。

所信の中では申し上げなかつた財政についてですが、合併して12年が経過する中で、不安定だった財政基盤も確立をされてまいりました。合併当初における基金残高約4億5,000万円でありましたが、平成30年度末においては約38億9,000万円となり、約34億円増加をしております。一方、町債の残高は、合併当時約182億1,000万円であったものが、現在では、123億9,000万円になり、約58億2,000万円減少をしております。

財政基盤の確立は調整推進のかなめでありますので、屋久島町の振興と町民福祉の向上のため、今後とも積極果敢にチャレンジしてまいりたいと思っております。

令和という時代の幕開けとともに新庁舎が完成し、新組織としての屋久島町行政がスタートいたしましたので、職員おのおのが研鑽をかさね、組織としての力を蓄えて、新しい時代に飛躍する屋久島町を想像しなければなりませんので、職員を叱咤激励しながら誠心誠意頑張る所存でありますので、今後ともどうかよろしくお願いを申し上げます。

○7番（石田尾茂樹君）

昨日の冒頭の町長の所信にもありましたが、43票差という僅差の勝利を真摯に受けとめて行政のために頑張るんだと、当然であります。やはり一騎打ちの選挙、お互いの背中に見える選挙は厳しいものがあるのかと思っております。旧町時代の選挙についても、一騎打ちの選挙というのは非常に厳しい戦いになったというところでもあります。我々も

自分の選挙に置きかえたときにしっかりその辺を受けとめたいと思っています。

町を二分した戦いですから、ぜひともノーサイドにさせていただきたい、そして、協力するところは協力し、町民のために行政を進めていく、助言をしていただく、そういう形を取っていただければと思っています。

昨日、町長の所信の中にありましたが、やはり、この町の人口は減ってきているというところで、世界遺産の島ということで助けられた部分もあります。しかしながら、着実に人口が減って、約900何名減ったという報告もありました。そのためには、町長のお話にもありましたとおり、若い世代、そういった人たちが定住していくという中で、色々な政策を町長は掲げましたが、近々の問題として、9月の議会で同僚議員から質問もありましたが、給食費についても、町は300円上げなくてはだめだと言っていますが、そういったものについては、町長、町が負担していただけるものか、そういう補助金の増額を考えているということですがどうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

先程も財政の話をしましたけれども、福祉財政もできてきましたので、なるべく町民に負担をかけないように、給食費が上がるのであれば、その上がる分は町で負担ができるよう内部で調整をして、そういうふうにやっていきたいというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

300円という額ですが、保護者にとっては大きな額だと思っています。子供が2人、3人いる家庭の子がいます。そういった意味では、先程財政の部分もついてきたということでもありますから、ぜひとも子育てをやっている若者、そういった家庭については支援をしていただきたいというふうに思っています。

高校の通学バスについてもかなりの負担になっていますので、そこら辺もしっかりやっていただきたいと思っています。

一番興味がある部分では、屋久島空港のジェット化の早期実現ということですが、鹿児島県が、皆さん御承知のとおり150億円の予算をつけたと。ターミナルを3倍にするんだ、色々なものをつくるということで、そういうふうに予算をつけていただきました。

町長、1日も早くこのことを実現するために、我々議会も含めてもう一度原点に帰るというか、スクラムを組んでやらなくちゃいけないと思っていますが、屋久島空港のジェット化についてはどうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

私が当選当初から空港の延伸というのはずっと言っています。この延伸をすることによって、観光産業だけではなくて全ての産業に経済効果がある。あるいは、一次産業、農業、漁業にしても、そういうものを、ですから、やっとなんか、ここも大変なことがありましたけれども、県が来年度150億円という予算をつけるという、ここまでやっ

てまいりましたけれども、これはひとつの第1ハードルを越えた、あとは国との色々な折衝ごともあります。

今、150億円と言っていますけれども、恐らくこの予算はまだ膨らんでいく、これはターミナルとか、そういうものは工事費として入っていませんから、ターミナルも今の3倍のターミナルをするという、これは民間の持ち物ですから、民間ともそういう話し合いは県がやって、それでやるという方向を確認はしているみたいですから、そういうことであります。

ですから、これから地元での最終の調査でありますP Iというのを、今月末か、来月か、全戸を対象にして屋久島のジェット化の必要性というものをするので、私どもが長年の悲願でありました空港ですんで、ぜひそのアンケートにきっちり答えていただきたいというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

失礼しました。私、ターミナルと言いましたけども、敷地を3倍ということですね。

やはり、150億円について、非常に現実味が帯びているということは理解できますが、我々も観光議連で地元の県の出先と協議したときに、何年かかるかわからないんだということを言っています。やはり、1日も早く、今の観光の疲弊した状況を考えますと実現をしていただきたい。そのために、やっぱり大きく動いてほしいというふうに思います。

ここまでこぎつけてきたことについて、色々苦勞なさったということで、そのことについては評価したいと思いますが、これからの4年間の中で、きっちりと1日も早いジェット化に向けての答えを出していただきたいというふうに思います。

それと、もう1つであります。今現在、定期船が入っている宮之浦港、高速船の入っている安房港、静穏度が保たれていないということが非常に課題となっていると思います。特に安房港につきましては、5月18日の水害で港が浚渫をしなければいけない状況が続いて、島民の皆さんに非常に苦勞をかけたところであります。何とか早期着工をして、今、浚渫をしたということでもあります。その静穏度を保って、しっかり高速船を安定させる、そういったことを町長は県にお願いしているということでもあります。そこら辺はどうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

宮之浦港については、今、沖防の移設が済んで、あとは、3万トンの船が、今、着いていますけど、5万トン、飛鳥Ⅱを着けるには5万トンないといけない、水深が足りないということでその作業ということでありましたが、ここに来て、あの防波堤を沖に移すことによって、台風とか、そういうときの東からのうねりが港の中に入るようになったということを高速船会社、つい先日も折田汽船がまいりまして、なかなかうねりが強

くてだめなんで、ぜひ、東のほうの防波堤を先にもう少し延長をしてもらえないかという要望を受けておりますんで、確かにそういう状況があるみたいですので、それはそっちのほうを優先的にやる方向でやらないと、そのあと宮之浦、議員はわかるように、赤灯台のところに北西風をとめるために300か400つくるといふのはあるんですけども、その前に東のほうをもう少し伸ばさないと、静穏度が保たないだろうというふうにして、今、そういうふうに、また県にお願いをしているということであります。

安房港につきましては、5月18日で土砂が流れて水深が浅くなって、2カ月ぐらい船がはいらなくなりました。色々先日も言われました。もうこのまま安房港は使えなくて宮之浦港に全部行くんじゃないか、今の町長はそんなことを言っているんじゃないかみたいなことをたくさん言われました。私は決してそうは思っておりません。これは2カ月でよくつけられるようになったなというふうに思っております。当初は半年かかる、10カ月かかるって県は言っていたので、浚渫中も1隻入れてやっていて、それじゃ到底、道路の復旧工事と一緒にしよう。私どもの海路っていうのは生活航路ですから、早くやってくださいと、浚渫船を2隻も3隻も持ってきて1日も早くやってくださいというお願いは港湾課に何回もお願いをいたしました。ですが、なかなか船がなくて、ですが2隻でやって2カ月でできたと。そして、港にもう船がいなくなるんじゃないかという話です。

そして、今、安房港も台風時に宮之浦港へ行くというのは、海上は、少々4メートルぐらいあっても今の高速船は走りますから、安房港の沖まで走ってこれるんです。ですが、最終便を港に入れたときに、今、南防波堤でテトラを積んでいるところが300メートルぐらいあるんですけども、あそこからうねりが入って、要するに静穏度が保てない。船を一晩とめておくと船ががぶるんで、安心できないということで宮之浦港へ持っていくということを船会社は言っていますので、この静穏度が保たれば安房港へとめるんですねということで、今やっと、それは何年も前からやっていて、去年ぐらいから南埠頭でテトラが入って、あれは300メートル近くあるんですけども、あれの下はスカスカで通っているわけです。ですから、あれを極力詰めて、うねりを入らないようにすれば、ここ的高速船の静穏度も保たれるし、あるいは安房の漁民の人たちも静穏度が保たれるので、ぜひここにとめてくださいということで、今、それを、なかなか県も予算がつかないんですけども、確実にそこを詰めて、少しずつですけども詰めている。それが終わると、私は多分、うねりは入らなくなるので、今みたいな回数よりはぐんと減る形に安房港はなるんじゃないかというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

宮之浦港につきましても、2週間ぐらい前でしたか、ぱしふいっくびいなすが入港予定だったんですが、港の目の前で反転して帰っていった。それと、波之上も何度か港の

前で入港を断念せざるを得ないという状況、もちろん毎日通っているフェリー2も含めてそういう状況が続いていますので、ぜひとも安定した入港ができる、そういった工事を早急に着工できるようにお力を御尽力していただきたいと思っています。

こういう言葉が適当かどうかわかりませんが、県の担当等に聞くと、交付金事業でなかなか予算がつかないと、そういうことであれば地元の国会議員の先生やら、色々政治的に働いていただいたほうが予算がつくのではないかというお話の聞いたことがありますので、ぜひとも町長、頑張ってくださいと思います。

安房港の静穏度を保つ工事につきましても、300メートル、少しでも大きな予算をつけていただいて、安定した入港ができるというために頑張ってくださいと思います。決して安房港から高速船をはぎ取って宮之浦港に移すと、そういうことはないということを伺いましたので、やはり町民も誤解されている部分は多々あると思いますので、そういう意味では頑張ってくださいと思います。

色々、福祉についても、子育てについても、課題は山積だと思っていますが、この3期目で町長の手腕をふるっていただいて、町民のために融和を保ちながら全力で頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次に移りたいと思います。

救急医療について。

国の制度による救急医療、救急車受け入れに対し、医療機関に助成できないかということでもあります。このことについては、一医療機関当たり1万3,000円を払うという制度がありまして、なかなかこの制度自体が知られていない。病院も含め、行政も含め、県も含め、国も含めてなかなか知られていないというところがあります。このことについて、町長、よろしくお願いします。

○町長（荒木耕治君）

救急医療、救急車両受け入れに対する国の補助制度としては、平成23年度に創設された総務省の特別交付税があります。内容は、二次救急医療機関である私的病院で、一定の基準を満たせば、最高、年間2,000万円の助成を受けることができ、その8割が交付税措置されるというものです。現在、町内においてこの基準を満たす医療機関は、屋久島徳洲会病院だけがあります。屋久島徳洲会病院が24時間体制で救急搬送を受け入れるなど、救急医療について大きな役割を果たしていること、また、外科や特定診療科目等の医師の派遣に係る経費が相当負担になっていることなど、現状は私も十分に認識をしておりますので、特別交付税の活用について、財政担当とも協議をし、前向きに検討をしてみたいというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

このことについては、平成21年度の消防法の改正によりまして、都道府県ごとに傷病

者の搬送の受け入れの実施基準の策定が義務づけられたということで、先程言いましたが、町長よりお話もありましたとおり、平成23年度より当該基準が設けられたということになっています。

もともと交付税措置をされるというのは国立病院だけでしたけども、この改正によって、特別交付税が措置されるということになっています。一医療機関の限度額というのは、県が1,000万円限度額がありますから、市町村が2,000万円までということで3,000万円なんですけど、ここは町村なので2,000万円が限度額ということになっています。それで、一受け入れに対して1万3,000円を払うということになっています。

このことについて、何割交付税措置をされるのかということで、私も総務省の特別交付税の担当に直接電話を入れて確認をしたところではありますが、なかなか担当も、色々なメニュー、色々なことがありまして即答ができなかったということです。私に回答の電話があったのは、消防庁の担当から電話がありました。特別交付税で8割返すんだということと、10月に県が調査をし、精算払いをするんですかというお話をしたら、3月末にそれは実績に基づいて払うんだということを知りました。実際、まだ県には確認をしていないので、それがどこまでというのはわかりませんが、そういうことです。

二次医療ができるのは徳洲会病院だけです。私的病院でも二次医療ができるということなので、やはり、私たちは徳洲会病院がこの屋久島からなくなるということを知り一人思ったことはないと思っています。しかし、徳洲会病院も一企業であります。赤字に転じるとどこまで体力が持つかということで、今、経営者ももちろん変わって、財政的に厳しい、経営が厳しい病院についてはずっと閉鎖をしてきているという状況にあります。そういったことを考えますと、町も何らかの手助けというか、できることはやるべきじゃないかというふうに思っています。

徳之島につきましては、徳之島3町で医師確保のために2,000万円、それと、喜界でしたか、喜界町につきましては800万円を医師の確保、旅費のために補助をしているということでもあります。

交付税措置をされて8割が返ってくるということでもありますから、1,000万円かかると800万円は返ってくるという措置でありますので、前向きにということではありますが、もちろん、これは本来なら病院から町へ直接お話があって、一旦、非公式に話があったみたいですが、そういう協議の上で町がやりますということで予算化をしてやるということになっていると思いますが、前向きにということでもありますから、ぜひとも安定した運営、経営をしていただいて、町民の生命を守る二次医療のできる医療機関として確保するというのが町の努めだろうと思っています。

そのことについて、町長、もう一度お願いします。

○町長（荒木耕治君）

議員も言われたように、徳洲会病院が屋久島に永久的にあるという保証はございません。今、おっしゃるように理事長がかわって、前の理事長は総合的に見て、都会で黒字が出た分を赤字のところに補填をして離島医療をやっていくんだという、そういう理念で病院経営をやっておりましたが、理事長はかわりましたので、もう採算の合わないところは閉めていくという、そういう方向に変わっているのは事実でありますから。

今、委員長をはじめ、スタッフも一生懸命、屋久島も頑張っております。ですから、救急医療、二次医療のできる病院として屋久島町になくってはならない病院だと私も思っておりますので、先程も言いましたけれども、財政担当と協議をして、これに限らず、でき得る支援があるならばそういうふうに支援をしていきたいというふうに思っています。

○7番（石田尾茂樹君）

24時間体制で365日、町民の救急に対する、生命を守るために医療機関として頑張っています。そして、外科のドクターがいない、そういったことについても町が協力をして、今、医師を確保しているという中では、町長がおっしゃいますとおりに、色々なもの、出費がかさんでいると。旅費も含めて、そして、看護師間の問題にしても部外者の看護師が多いということからいきますと、やはり、どこかではかなり経営的に厳しくなるのかなと思っています。

これに限らず、町長は支援をしていくということですので、しっかり、病院も正式にお話があるかと思いますが、協議をしていただいて、1日も早く、私としては令和2年度から実施していただければと思っています。

このことについては終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に、防災対策についてであります。

災害発生時の迅速な職員対応のための職員研修や職員防災対応マニュアルを作成すべきではないかということでもあります。よろしくお願いいたします。

○町長（荒木耕治君）

平成25年第4回定例会において、石田尾議員から地域防災計画の閲覧や配付の状況、職員に対する地域防災計画の周知についての御質問に対し、職員の災害時の行動マニュアルや通信機器の取り扱い、マニュアル等を作成し、地域防災計画についても、職員への周知を図る、また、防災に関する職員研修を実施したいと回答をしております。

その後の経過を申し上げますと、職員の災害時の行動マニュアルは作成をしておりますが、通信機器の取り扱いマニュアルについては、防災無線のマニュアルを作成し、防災無線室に備えております。

次に、地域防災計画については、必要に応じ改正を行い、その都度、関係課長や関係機関に配付を行うとともに、ホームページに掲載をし、周知を図っております。

また、防災に関する職員研修につきましては、平成26年6月に鹿児島県専門防災アドバイザーの方を講師にお招きし、職員研修を実施をしましたが、それを最後に防災に関する職員研修は実施をしておりません。

議員の御指摘のとおり、災害発生時に適切に対応するためには、職員研修の実施や地域防災計画に定める職員の参集基準、各課係ごとの業務分担等を職員に周知徹底することが重要であります。

研修の実施により、職員の危機管理意識の高揚を図り、マニュアル作成により、災害発生時の初動体制の確立、住民の生命、財産の保護、さらには、被害の軽減につながるものと考えますので、職員研修の実施及び災害対応マニュアルの作成に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

平成25年の第4回定例会で、町長のお話にありましたとおり、私が質問をしています。非常に鮮明に覚えています。議員になって最初の質問だったということで、非常に緊張をしながら質問をしたという経緯があります。

そのときに、町長がおっしゃいましたとおり、マニュアルをつくり、研修を行いますということで回答をいただいておりますが、なかなか、ここずっと見ていますと、平成26年位開催して以来、そういう研修会、勉強会も開かれていない。5月18日にああいう災害がありましたが、初動でどう動くのかというのが、お互い認識されているのか。新しい職員もいますし、なかなか担当課以外の部署は対応ができないのではないかとこのうふうに思っています。

あの膨大な地域防災計画が、色々な法律が変わったりして、中身は若干少しずつ変わっていくんだろうと思っておりますが、あれを、こんなものをずっと、失礼な言い方ですけど、全て頭に入れている人は恐らくいないだろうと思っております。

そういったことからいきますと、常にそうした防災意識を持って高揚を図るためには、そういう勉強会、講習会、研修などを開きながら、あの地域防災計画を抜粋した初動の体制をとるという職員の防災対応マニュアル、ちょっとかばんの中に入れてきて、私は今この手元に持っていませんが、旧町時代に地域防災計画をつくったときに、職員対応マニュアル、赤本をつくりました。抜粋したやつです。それを全職員に配付をしたという経緯があります。

やはり、常に職員が身に着け、防災意識を持って、自分は何をするべきなのか、課は何をするべきなのかということをしっかり把握をしていなければ迅速な対応はできないかと思っております。

地域防災計画の中から抜粋して対応マニュアルをつくるんですが、それは若干お金がかかることだと思っておりますが、しっかり町民の生命、財産を守る、命を守るというこ

とについては、幾らかのお金を出してもぜひつくっていただきたいと思いますが、現実的にはどうなのでしょう。

○総務課参事（防災担当）（泊 光秀君）

総務課、防災担当の泊です。今、議員より御指摘のありました、まず、職員研修につきましては、先程町長の答弁でもありましたように、26年に一度行っております。それにつきましても、公民館の防災に関するのが主だったように記憶しているところでございます。

これにつきましては、県の防災アドバイザーの活用ができるというふうになっておりますので、費用につきましても、1泊分の旅費、謝金はセンターのほうが負担をするということで、講演だけであれば費用はかからないというふうに聞いておりますので、26年度以降、口永良部島の噴火であるとか、先程出ましたことしの豪雨災害を含めまして、いつ何どきそういった大災害が起こるかわからない状況になっておりますので、早急に防災アドバイザーを活用しながら職員向けの研修を図ってまいりたいと思います。

それから、職員災害対応マニュアルにつきましては、先程議員がおっしゃったのは赤いこれだと思うんですけども、中を見まして、災害時の職員の参集基準であるとか、あと、連絡体系、各課の係の業務分担であったりとか、これを見れば一目わかるような流れになっておりますので、できるだけこれを職員に配付をして、事前に熟読をして、災害時に混乱しないような体制をつくってまいりたいと思います。

先程出ました豪雨災害のときにつきましても、決して初動が遅れたわけではないんですが、本部の設置でありましたり、業務体制の分担であったものが若干ごちゃごちゃになった部分はありましたので、こういうマニュアルを活用することで体制確立に努めてまいりたいというふうに思っております。

○7番（石田尾茂樹君）

その職員の防災対応マニュアルにつきましては、できるだけということではなく、全職員に、ぜひとも作成をして配付をしていただきたいと。今、おっしゃいましたとおり、抜粋をして初動に役立つものでありますので、そういったものにしていただいて配付していただきたいというふうに思います。

防災に対する研修ですが、防災アドバイザーを使って研修をするのもいいと思いますし、地元の分遣所に色々なことを指導してもらう、そういったこともいいのかと思っています。

災害ではありませんが、災害時にも心肺停止になったりすることもありますし、消防もいますし、消防団もいますしというところではありますが、そういう心肺蘇生の講習とか、研修とか、そういうのも大事だと思っていますが。

ひとつ、ちょっと外れますけども、今、屋久島の消防分遣所、北部、南部、救急救命

士というのは何名いらっしゃるんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

実数は把握してございませんので、また後ほど報告したいと思います。

○7番（石田尾茂樹君）

後ほど数字を教えてくださいたいと思います。

やはり50年に一度の水害、台風常襲地帯、ことしは運よくと言いますか、右に左に台風のほうが避けていったような感がありますが、台風も含めて、いつ起こるかわかりませんので、防災は重要な行政の位置づけだと思っています。今は発生してからということもありますが、発生を未然に予防するために発生が予測される前に動くということも言われていますので、町としては、しっかりそういったものを町民に徹底していく、そして、職員も徹底するというので、生命、財産を守るために防災体制をもう一度見直して、職員の意識高揚を図っていただきたいと思っています。

最後に町長、一言。

○町長（荒木耕治君）

屋久島は災害も常襲していますから、地震も台風も大雨も全てのものがあります。ですから、備えあれば憂いなしという言葉のとおり、きちんと役場も職員も、そういう体制がいつ何どきでも取れるような体制をつくってまいりたいというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

そういうことで、町長が先頭になってこの4年間で町民と融和を図りながら、全ての行政がうまくいって新しい屋久島町が想像できる、そういった行政全般の運営をしていただきたいということをお願いして私の質問は終わりたいと思います。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。11時より再開します。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、相良健一郎君に発言を許します。

○2番（相良健一郎君）

皆さん、お疲れさまです。2番、相良でございます。

先月までは温かい日が続いておりましたが、12月に入り、急に寒くなりました。そして、ことしも残すところ数日となりました。私がこの世界に入り、2年目、もう早いもので2年がたったのかと感じております。

ことしも流行語大賞が載っておりましたが、去年より質が悪いのかどうかわかりませんが、今回、お気に入りになかったのでやめておきます。

では、通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

まず1点目、町営宮之浦グラウンドの整備について。

年間を通して少年団等の大会が行われておりますが、応援される方が、1塁側、3塁側のフェンスに長時間立っておられます。それについて、やはり小規模でも1塁側、3塁側のスタンドが設置できないか、まず伺います。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

相良健一郎議員の質問にお答えをいたします。

宮之浦野球場のスタンドの新設についてですが、教育委員会では、令和3年度以降に宮之浦野球場の改修を行えるよう事業計画に盛り込んでいるところであります。

現時点での改修事業計画の内容は、1、駐車場整備、2、出入り口の拡幅、3、倉庫の新築、4、本部席拡張、5、トイレ周辺整備、6、公式野球用防球ネット新設、7、照明施設改修等ですが、そのほか、外野フェンスの改修なども加えると相当な改修経費が必要となる見込みであります。

1塁側、3塁側へのスタンド設置は見込んでいませんが、これらも改修事業の中に加えた上で事業が実施できるよう関係各課と調整を図り、早期の整備実現を目指してまいりたいと考えております。

野球場改修事業の早期実現が困難であれば、1塁側、3塁側、ダックアウト横の通路に3人掛け木製簡易ベンチ等をそれぞれ8基程度設置をし、当面、観客席として利用することも可能と考えているところであります。

○2番（相良健一郎君）

今、答弁の中で、令和3年度以降と、スタンドの改修はありませんという話だったんですが、やはり長時間立っている、この大会については特に夏場が多いと。当然、郡体なんかも行われるわけでありまして、やはり、折り込まれてなくても単独出来ないかということをもう一度お尋ねします。

○町長（荒木耕治君）

先程も申し上げましたとおり、3年度以降にやると。私も個人的に、ソフトボールとか、子供たちが野球とかやるのをたまに見学に行きます。小学生、中学生、高校生が元気いっぱい野球ボールを追っている姿というのは心が和む、そういう気がします。大会のときになると、ベンチもですが、本部席裏も机とか、ベンチとか、相当傷んだ状況でございます。

ですから、早急にできるものは、まず本部席の、その椅子も足りませんので、あそこはかなりのスペースがありますから、本部席裏にそういうものを設置する、あるいは3塁側、1塁側、おっしゃるようにブロックのところ立って見学している父系をたくさん見かけますので、社会教育の振興のためにもそういうことは早急に組み込んでいきたいと思っております。

○2番（相良健一郎君）

前向きな検討、ありがとうございます。できれば来年度以降でも盛り込んでいただきたいという個人的な思いはあります。

では、次の質問に入らせていただきます。

グラウンドの下にあるトイレ、御存じですね。そこに途中までフェンスはあるんですが、途中、切れております。やっぱり大会があるごとに子供たちが利用するわけでありまして、子供はやんちゃでございます。そのときに、のり面が高いという気がしますので、もし落ちたらどうするのかという問題がありまして、そこで、フェンスの設置ができないかと。

今、答弁であった3年度以降ということに盛り込まれているとは思いますが、できれば安全面で、これについても単品でできないかという考えがありますが、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

レフト側のトイレ付近のフェンスの設置についてですが、議員の御指摘のとおり、トイレ付近を北側道路との地盤との高さの差が2.5メートルほどあります。これも宮之浦野球場の改修計画のトイレ周辺整備での転落防止柵の設置を予定をしておりますが、野球場解消事業の早期実現が困難であれば、トイレ周辺フェンス部分のみ前倒しで安全対策を講じることも検討してまいりたいというふうに思います。

○2番（相良健一郎君）

ですよ。やっぱり安全面に対しては早急にやらなければいけないと町長も多分考えていらっしゃると思いますので、その点については、また課内でも協議していただきまして、少しでも、ガードパイプじゃなくてもいいんで、とりあえず危険ですということの柵でもしていただければと思っていますので、そこら辺はどうお考えでしょうか。簡易のものでもいいので、できますか。

○教育振興課長（計屋正人君）

今現在は、いわゆるドブづけの亜鉛フェンスといったものをイメージをしてございましたが、今、議員がおっしゃるパイプガードであれば、まださらに設置はしやすいのかと思いますので、転落防止保護柵として有効なもので、より安価という言い方は大変失礼だと思いますが、そういったものを探して早急に改善できるような方法を検討したい

と思います。

○2番（相良健一郎君）

それか、もしくは立て看板でもやりまして、危険ですと、走らないでくださいとかというの1つの手かと思いますが、そこら辺はぜひやっていただきたいと思います。

では、2番目の質問に入らせていただきます。

湯泊港までの町道長瀬戸線の改修についてのお考えを伺います。

○町長（荒木耕治君）

県道から湯泊港へ通じる延長697メートルのコンクリート舗装の道路であります。私もこの湯泊温泉のところへは何度か行って、この道路もよく知っております。県道から入るところからどうも狭い道路で、舗装も大分傷んでいるというような実感をしております。近年、生活道路としてはもちろんであります、湯泊温泉への観光用の道路として利用をされています。

議員御指摘のように、長年の車両通行による路面損傷箇所がところどころで見受けられます。車両の通行及び歩行者の通行に支障をきたしているところがございますので、今後、集落の意見を聞きながら路面改修の方向で検討をしてみたいというふうに思っております。

○2番（相良健一郎君）

町長の答弁にもありましたその道が物すごく傷んでいます。あの道路は区民の生活道路、また、温泉に行く、答弁にありました観光道路、また、港に行く道路と多様にわたっていると考えております。また、今の現状では、町長がおっしゃったでこぼこでひどいということをおられます。確かにそうです。私も地元なんでよく使うんですが、摩擦音がひどいんです。

また、温泉観光道路については、夜中に、1日中入れる温泉でありまして、観光客のレンタカーやら行きます。また、港に船がとまっておりますので、そこら辺に夜中に行く方がいらっしゃいます。

ちょっとこれは聞いた話なんです、やっぱり摩擦音がうるさいと。夜も寝れないということで、苦情は言いたいんだが、湯泊の集落と言っていいのかわかりませんが、湯泊の方が優しい区民なのか、それは言っていないと。この前、私の耳に入りましたので質問をさせていただいているんですが。

検討すると、今、町長はおっしゃいましたよね。どういう設計にするのか、建設課でもいいですが、具体的な考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○建設課長（日高一成君）

私も、この前、現場に行って現状を見てまいりました。区長さんからも集落の要望としてぜひともお願いしたいということをお伺っております。

それで、事業予定としては、単独の起債事業で令和3年度からの着工ということを今、計画しているところです。

工法に関しては、現況の幅員は変えることはできないと思っていますので、騒音が限りなく小さくなるような舗装とか、そういうのを利用して計画していきたいと思っています。

以上です。

○2番（相良健一郎君）

この問題については、私が入る前に同僚議員からどうにかならないのかという質問もあったみたいなので、ぜひアスファルトにしていきたいと。コンクリートでしたら、タイヤの摩擦も減りますので、そこら辺の工法は、もちろん私は専門家じゃありません。ですから、建設課長にくれぐれもいい工法でやっていただきたいと考えております。どうでしょうか、課長。

○建設課長（日高一成君）

道路の構造例、勾配でどうしてもコンクリート舗装にきなさいとか、アスファルトにきなさいとかいう基準があるので、最大にそこを十分考慮して計画したいと思っています。

○2番（相良健一郎君）

その件についてはお願いします。時間が、私の質問だと淡々とって早く終わりそうなので、3番目からゆっくりといきたいと思います。

では、3番目の質問に入ります。

ポンカン・タンカンの苗木の購入に対し、JAと連携し、助成する考えはないか、お伺いいたします。

○町長（荒木耕治君）

平成17年度から28年度において、2年生の苗木を購入をし、試験園で3年間育苗したタンカンの大苗を農家へ供給する事業を実施をいたしました。ポンカンにおいても、平成18年度から25年度まで、同様の取り組みを行いました。これにより、ポンカン・タンカンの大苗が1,698本供給されております。

また、JAにおいても、タンカンの2年生苗を1年間育苗し、販売をする事業を平成10年から6年ほど実施をしています。

これらの事業効果もあり、現在、タンカンの植栽面積は、平成29年で230ヘクタールまで拡大をしております。ただ、老木化や樹勢低下により改植が必要な園の増加や栽培者の高齢化、後継者不足もあり、特にポンカンの植栽面積が減少をしてきております。

大苗事業は早期の成園化を図るため、農家からも要望が高かった事業です。タンカンの異常落葉等への影響が少ないトロイヤートレンジを用いた台木の苗が生産をされ、

今後、浸食する苗木として有望であるので、面積維持、拡大を目的にJAとも連携を取りながら、苗木の購入に対して補助を実施をしたいと考えております。

また、同様に、ポンカンにつきましても、水腐れやす上がりの少ない薩州、着色が早いKP2の苗木購入についても補助を行うよう当初予算に計上をしたいというふうに考えております。

ただし、苗木植栽を行うことで、ポンカン、タンカンの面積維持、拡大を目的としますので、補助を行う対象者については、農地30アール以上の耕作をしていること、10本以上の苗木購入を行うこと等を条件として考えており、JAと関係機関の御意見も伺いながら実施をしてまいりたいというふうに思っております。

○2番（相良健一郎君）

わかりました。そしたら、どれぐらいの負担で苗木の購入の助成をする予定なのか、町長じゃなくてもいいんでお聞きをしたいと思います。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

この苗木の補助につきましては、JAも助成があるということで、農家負担、JA、それから、町ということで3分の1以内の補助ということで考えております。

○2番（相良健一郎君）

内容を全額JAと町で持つのではなく、やはり農家も負担をしていただくという考えでよろしいでしょうか。

ポンカンが屋久島に来て95年を迎えますが、ここ近年、植栽がポンカンよりタンカンに切りかえるというのが見られます。そういう傾向にあると思います。タンカンは2月から4月までの長いスパンで収穫をして収入を得るんですが、ポンカンについては、今の時期、12月、1カ月間のスパンで販売しているのが現状だと思います。

特に私が懸念するのは、ポンカンの苗木を農家が本当に購入するのだろうか、植栽するのだろうかというのがあって、これについては、やはり植栽をしたからには、販路等しっかりして、町も一体になってやっていただきたいという考えがあるんですが、そこら辺はどのように思われますか。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

やはり、タンカンのほうが植栽をしてから、ポンカンに比べて収穫が早いということで、タンカンに切りかわる農家というのがふえているのが現実であります。

ただ、やはり贈答用の商品として、屋久島のポンカンというのは市場、消費者のほうから期待をされているものであります。しかも、95年という長い年月をかけて、先人の方たちが築いてきたブランドでありますので、これは、町としても、当然、今後も継続をしていきたいというふうに考えておりますので、販売につきましても、JA、それから、個販のグループが多いわけですがけれども、そういった代表者と話をしながら、PR

をどういった有効なものがあるのかも考えながら、また実施をしていきたいと考えております。

それから、やはりポンカンにつきましても、水腐れの対応をどうするのかということもありますので、薩州とか、そういう水腐れの少ないものへの切りかえとか、色づきが早いKP2という系統も、今、試験栽培をしておりますので、そこら辺の結果も見極めながら、そちらのほうへ切りかえていけるようにしていきたいと。

そして、技術の面からも、今、現場のほうを回るということで、参事職の職員も1人配置しておりますので、早く成園化できるような技術面も、若い後継者もおりまして、昔の技術がまだまだというところもありますので、そういった面については、そういう技術者の現地への派遣というのもどんどん積極的に行っていてサポートしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（相良健一郎君）

屋久島のブランドであるポンカン・タンカンの苗木の助成については町がお金を出すわけですから、責任を持って、町も農家も責任を持ってやらないといけないんですが、お金を出すに当たって税金が使われますので、これは責任を持って対応していただきたいと思います。

そして、私は苗木の販売で植栽面積がふえれば休耕地解消にもつながるのかという気もしておりますので、植栽から芽をつけるまで、農家をサポート支援していただければと思っております。それで、屋久島のポンカン・タンカンの所得向上が見込まれれば、それがいいのではないかという気がします。

最後に町長にお伺いします。

今後、ポンカン・タンカン、主幹である農作物について、農業振興について一言だけ、一言だけじゃなく二言でもいいんで、今の町長の考えを、第一産業に対する思いをちょっとお聞かせいただければと思います。

○町長（荒木耕治君）

先般、ぽんかん導入95周年祭に平内へ行ってまいりました。そのときの原木を見て感激をしたんですけども、課長が言ったように95年という歴史があります。ポンカンと言えば屋久島という時代があったわけですから、もう一遍、そういうものを、やはりポンカンは屋久島というものをつくっていきたいというふうに、ですから、農家の支援もしていきたいと。

そして、販路のほうに関しては、今、ふるさと納税をいただいています。この返礼品としてきちっと屋久島ポンカン、あるいは屋久島タンカンをふるさと納税の返礼品として、今、あまり数が出ていませぬので、そういう面ではここで農家の方たちと話をし、

より多く、これからそういう返礼品として使えるような、そういう形をつくっていただければと思っております。

○2番（相良健一郎君）

熱い思いと言えばいいのか、町長、もう少し熱い思いが欲しかったですけども、それはそれで、第一産業についてももう少し力を入れていただきたいと思っております。

この助成については、やはり町も責任を持ってやっていただきたいという思いがありますので、そこら辺はよろしく願いいたします。

では、最後の質問になります。町長、簡単に答えていただいて結構です。

本庁の案内板が今ありません。最後の質問ですよ。ありませんが、まず、町長の耳にりにくいとか、そういう苦情とかがありましたか。教えてください。

○町長（荒木耕治君）

りにくいとはあまり聞かないんですが、入口がわからないというのは何人かの方から聞いたことがございます。

今、看板のことは、本庁舎に限らず、観光地や公共施設の案内板は利用者がわかりやすくつくるとというのが原則なのでございますけれども、御承知のとおり、本庁舎は空港制限表面区域内という、空港に近いという関係がございまして、設置をするのにも色々基準がございまして。現在、入口に設置をしております屋久島町役場の石銘板、石でつくったやつは制限の高さがあるのでほんのもう低く、あれ以上高さを上げられないというのが空港の基準にあるわけでございます。

ですから、案内板の設置については、わかりづらいということがあるんでしょうから、もう少し場所、色んな設置の方法等をもう一遍考えて、早い段階でどういう形かできるように内部で少し検討をさせていただければというふうに思います。

○2番（相良健一郎君）

私は、今の質問に対して、町長はあったかなかなかただ教えていただければよかったですけども、じゃないと、ちょっと私の文章が繋がっていかないんで、大変申し訳ないんですが。まあ、いいです。

というのが、ある方が屋久島に8月に帰省したらしいんです。当然、新庁舎ができています。ということで、役場に用事があったということでレンタカーを走らせて役場に行かないといけないということで、こういう木造の建物でございまして、あれ、大きな旅館か何かできたのかと思っていたら通り過ぎたということがありまして、屋久島でない、帰省しているんで地元の方なんだろうけれども、気づかなかったということもあるんでしょう。でも、1人が思うちゅうことは、当然、何人かは思っているということです。1人だけじゃないと思います、それは。

ということで、特に南部、安房方面から来れば、そこに縦道があります。こっちから

来れば上り坂になって見にくいということで、幾つか入りにくいちゅうのは当然出ていると思うんです。

ですから、住民サービス、このサービスについては本当に小さなことだと思うんです。でも、それは行政としてやるべきじゃないかということを考えますが、もう一度そこら辺は、やるか、やらないかだけ教えてください。

○町長（荒木耕治君）

やります。

○2番（相良健一郎君）

わかりました。ありがとうございます。

そしたら、今年度ということで、もしくは令和2年度になるかどうかは、まだ未定ですか。

○副町長（岩川浩一君）

庁舎入口の問題なんですけど、議員御指摘のとおり、非常にわかりにくいという意見は確かに、宮之浦のほうから行きますと、庁舎に右折するとき高いところにありますので、下から上がってくる車がわからないというふうに、曲がる寸前で車が来たという苦情やら、安房方面から来る方は、職員駐車場のほうに間違っていたという話は総務課のほうにも届いております。

1つ、空港の拡張に伴って県道のつけかえがありますので、県道がどういう形になるのかというのが、まだ1つ、今のところはっきりしていないという問題があります。ですから、当面は、町長も申し上げましたとおり、来客者がわかりやすく正面玄関に入れるような工夫を考えてみたいと。正式なきちとした施設というのは、空港の拡張、県道のとりつけと合わせて、最終的に検討させていただきたいと。当面はお客さんが間違いなく正面に入れるような工夫を早急に考えてみたいということで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○2番（相良健一郎君）

わかりました。来客用ということは、当然、島民もわかりやすいちゅうことですよ。そういう理解でよろしいでしょうか。わかりました。そしたら、早急にその問題はやっていただきたいと思います。

まだ、時間はあるんですが、これ以上質問がありませんので、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時30分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

午前中の一般質問におきまして、石田尾議員のほうから救急救命士の配置状況の御質問がございました。

北分遣所に7名、南分遣所に8名在職してございます。

○議長（岩川俊広君）

次に、10番、高橋義友君に発言を許します。

○10番（高橋義友君）

皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。議席番号10番の高橋義友でございます。

ラグビーワールドカップ2019は開催国日本のベスト8の活躍により、日本中に感動と勇気を与えてくださいました。ピピーッ、ラグビー場の空に響き渡りレフェリーの吹くノーサイドの笛、負けて泣きじゃくる選手と勝ってうれし泣きの選手が互いに健闘をたたえ合う姿に感銘を受けた1人でございます。

10月27日投開票の屋久島町の町長選挙も、両陣営、大変厳しい戦いでしたが無事に終わりました。戦いが終われば、自陣、敵陣のサイドはなくなります。まさしくラグビーのノーサイドの精神、本年度の流行語大賞はワンチームに決まりました。2番議員が触れませんでしたので、ちょっとだけ。今後は、ワンチーム屋久島として、屋久島町発展のために尽力しようではございませんか。

それでは、通告のとおり質問をさせていただきます。

まず初めに、廃校後の一湊中学校体育館、校庭の利活用について伺います。

この件に関しましては、今まで幾度となく同僚議員が一般質問をしてきていますが、体育館、校庭の利活用については、一向に進展を見ませんので、再度質問をさせていただきます。

毎年の地区の行事、お盆とか、お正月、運動会に合わせて還暦祝いのお出郷者が帰郷し、再会を喜び合う習慣がありますが、一湊地区では、ことしも約30名ぐらいの還暦の方が地区運動会に合わせて帰ってきていました。懐かしい顔と久しぶりに会って聞く会話は、一湊は寂れたね、病院もなくなっていたよ、中学校に行ったけど校庭は草ボーボー、体育館は屋根がはがれ、床は雨漏りでボロボロになって見る影もなかったよ。何も有効利用はされていないがね。わーたちは何をしようとか。これは一湊の言葉です。わーたちは何をしようとか。もっとよか使い道はなかとかよ。お叱りの言葉ばかりいただき、肩

身の狭い思いをするとともに、大きな責任も感じております。

そこで、中央中学校との統合から早くも6年が経過しましたが、校舎はきくらげ栽培をしている農業法人屋久島の杜のめぐみが町から賃貸契約により借用しておりますが、現状はいかがでしょうか。町長、この件につきましては決算審査特別委員会でも厳しく指摘されておりますので、施設の管理者として行政指導をよろしく願いしておきます。

体育館に関しましては、貸し付け先が見つからずに、一湊区が倉庫がわりに使用をさせてもらってききましたが、たび重なる台風の影響により、屋根がはがされ、雨漏りで床が傷み使用禁止、立ち入り禁止状態になっております。そこで、今後、改修の見込み、再利用の計画があればお示してください。もし、ないとのことであれば、解体の方向で進むしかないと思いますが、今後のスケジュールをお示してください。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

高橋義友議員の御質問にお答えをします。

運動場の雑草や体育館の荒廃など、卒業生や地域の方々は残念に思い、心を痛めることと、施設を管理するものとして管理が不十分であったことをまずおわびを申し上げたいと思います。

議員からお尋ねの旧一湊中学校跡の利活用についてですが、旧一湊中学校は、平成25年3月に閉校し、平成26年から学校跡地の利用を募集、現在、校舎は菌床きくらげやしいたけ栽培で活用をされ、運動場の一部は介護サービス事業所用地として活用をされているところです。

1点目の体育館については、これまで具体的な利活用の見通しが立たず現在に至っており、平成29年8月に発生をしました台風5号の被害により、屋根の防水シートがはがれ、さらに、同年の台風22号で被害が拡大し、雨漏り等による壁や床材の腐食が進行をしております。

これまでの同規模体育館の改修工事を3校にした概算では、2,000万円から4,000万円の改修工事費が見込まれることや、耐震診断において耐震補強が必要との判定であったこと、周辺施設の配置状況や将来の維持管理の負担を考えますと、多重な費用負担となることから、事業計画において、令和4年度の解体を計画しているところであります。

以上です。

○10番（高橋義友君）

今、初めて解体を令和4年にすると、そういう前向きな答弁をいただきました。その体育館を解体するのか、再利用するのか、その先が見えていかないと、一湊中学校の校庭の全体の利用が見えてこないんです。今、言ったように、令和4年に解体をする

と、そういう言葉ばかりは、また色々なグラウンドの利用価値とか、そこらあたりも影響してくると思いますので、令和4年、1年でも2年でも前倒しができるのであれば、また御協力いただきたいと思います。とりあえず令和4年ちゅうことで、区民とかに聞かれた場合はそういう経過があるんだということは申し添えておきたいと思います。

2番目の質問に入ります。

雑草の生い茂る校庭の利活用について伺います。

一湊区から平成24年12月1日提出の一湊中学校の跡地利用に関する要望書に、校庭の利活用に関しては、運動施設と公園を組み合わせた町民、区民の憩いの場としての整備を検討してくださいという要望を町に提出しております。

また、平成26年2月20日には、一湊中学校の跡地利用に関する陳情を議会に提出し、26年3月20日、陳情第2号として採択されてもらっております。

現在、校庭の西、吉田側の庭球コートの一部は農業法人屋久島の杜のめぐみが借用し、校庭の右側、志戸子側は社会福祉法人愛心会が通所介護施設として現在、貸付を受けて運営をしております。残りの校庭の一部は高齢者の方々が毎日のようにグラウンドゴルフをして余暇を楽しんでおりますが、使用されていない大部分の校庭は草ボーボーで手がつけられない状態になっております。

11月の下旬に久しぶりに中学校に行ってみました。草ボーボーの校庭の草がきれいに刈られているのにびっくりして、そこでグラウンドゴルフの人たちに聞いてみました。誰が刈ったんですか。役場の人か四、五人来て刈っていったとのことでした。あまりにもひどい状態に担当課として責任を感じたんだと思います。

決算審査特別委員会のあとですから、こういうこともあったのかと自分で思いながら見ていたんですが、町長は今回の町長選挙の公約として、多様な集落の特性を基礎にした集落自治の活性化を支援しますと言っております。そこで、一湊区の活性化の一旦として、スポーツによる地域間の交流をしようと考えたときに、拠点になるのが旧一湊中学校の校庭であります。この広大な土地を利用しないほうがおかしいんじゃないでしょうか。6年間眠ったままの校庭、もうそろそろ目を覚まして、区民、町民が利用できる施設をつくらうではありませんか。町長、新しい施設をつくるではありません。今ある施設、校庭に芝生を引いてもらうだけで、皆さんが待ち望んでいるすばらしいグラウンドゴルフ場とか、多目的運動公園に変身するんです。

宮之浦、栗生間にはさまざまな運動施設が整備されていますが、志戸子から永田までに人が集まる施設があるでしょうか。均衡あるまちづくりをするのであれば、一湊地区にも多目的運動公園があってもいいのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

お尋ねのグラウンドの利活用につきましては、旧一湊中学校の運動場は当時からグラウンドゴルフ等に日常的に利用をされておりましたので、学校跡地の活用方針において、長期的な活用が決まるまでは地域に開放するとしており、御承知のとおり、現在でも地域の方々においてグラウンドゴルフで活用をされているところであります。議員が今おっしゃるとおりだと思います。

現時点では、運動場を他の用途に使用する計画がございませんので、引き続き地域へ解放し、これまでどおり活用していただくと同時に、集落等の意見を伺いながら、今後の活用策についても検討をしております。

また、運動場の雑草については、他の学校跡地と同様に、これまでも一湊区民の有志や区役員等において、グラウンドゴルフや記念碑周辺等の草刈りを行っていただいているところかと思いますが、広い運動場でありますし、雑草の勢いが強く、雨上りの水はけが悪いなど、大変苦慮していると聞いております。

しかしながら、愛着ある学校跡地の環境整備には、地域住民の協力は必要不可欠でありますので、引き続き御理解、御協力をいただけるよう、集落と協議をしてみたいというふうに思っております。

○10番（高橋義友君）

町長、まだ6年たっても集落と協議をしていこうちゅうことですけれども、平成25年の要望書の段階で、こういう一湊区の気持ちは伝えているんです。スポーツ施設、そういうのはできないかちゅうことで伝えているんです。議会でも、今言ったように、この件に関してはそういうことに使うちゅうことで採択されているんです。それを今まで6年間も野放しにしている、まだこれから先も一湊区と話し合いを進めるちゅうのは、ちょっとどうかと思うんですけれども。もうそろそろ、こうするんだという目的を持っていったほうがいいんじゃないかと思うんですけれども。

今言ったように、宮之浦から栗生間を見てください。スポーツ施設はいっぱいあります。人が集まる施設は。志戸子から永田を見たときに人が集まる施設がありますか。スポーツに対する交流というのは年間を通じて何もないんです。やっぱりそこあたりを考えていただいて、新しくものをつくるのではないんですよ、これは。現在ある校庭に芝生を植えてもらって、それだけで利用価値が出てくるんです。そのくらいのことが町としてできないんですか。

ここの中庭を見てください。芝生を植えてきれいでしょう。これが土だと何もはえません。ただ芝生を植えることによって、そこがものすごく希少価値が出てくるんです。

私は鹿児島に行ったときに、出張に行ったとき、折々紅葉を見て歩くんですけど、鹿児島中央駅の近くに西郷南洲翁跡地として、そして、鹿児島市立女子興業学校跡地として共研公園があります。そこも単なる芝生を植えているだけなんです。周りに歩道をつ

くって。それだけで人が集まって、遊ぶ場になっているんです。

そして、今、新聞等を見てみますと、これは11月27日の新聞だったんですけど、始良市が大型グラウンドゴルフ場を市有地の高岡公園東側につくることを検討していると。これは市長の公約でつくるんだと、そういう記事が載っていました。

それから、2年ぐらい前だったんだけど、薩摩川内市も新しいグラウンドゴルフ場をつくっています。これも新しくつくるのではなくて、公園の一角に芝生を植えて、グラウンドゴルフができるようなものになっているんです。今、そこは日本一のグラウンドゴルフ場ちゅうことですので、もし、そういう出張の機会があったらぜひ見て、今後の公園づくりに生かしてもらえないかと思えますけども、いかがでしょうか。

○政策推進課長（松本 薫君）

今の高橋議員と町長の答弁と少々重なりますが御理解ください。

26年の2月に一湊区より今おっしゃっていただいたように要望書をいただいております。その3月には、その要望書を踏まえて、小瀬田中学校とあわせて跡地の施設の方針を立てて、それは集落と協議しながら取り組んできた。今、おっしゃっていただいているグラウンドにつきましては、地域に開放するというふうな結論に達し、今に至っているというふうに理解しております。

例えば小瀬田中学校につきましては、グラウンド整備は地域の皆さんが行ってグラウンドを有効に活用いただいているというふうに私どもは把握しているところでございます。

つきましては、今の一湊中学校のグラウンドにつきましても、適正な管理のもと、グラウンドゴルフを一部ですが使っていただいていると。これを広く使うということであれば、さらに集落の皆さんが利活用しやすいように地域に開放しておりますので、御活用いただいていると思っております。

それで、今回、少し停滞気味でございましたので、先程一番最初の御質問にありましたように、体育館については早急に対応しようと。議員おっしゃるように、やっぱりああいふ危険な家屋があると少し動きにくいというようなこともありましたので、令和4年には解体するという方針をもったところでございますので、私どもとしては、今後、あそこの利活用が決定するまでは地域に開放しているという路線でいきたいというふうに考えていますので、整備につきましては、先般の草刈り等とも含めて一緒になってやっていくべきだというふうには認識しているところですので、あそこに大規模なグラウンドというのは、今のところ検討には入っておりません。

以上でございます。

○10番（高橋義友君）

この件はまた地区に持ち帰って進言しなければならないと思えますけれども、再度、

地区から何らかの形で要望とか、そういうのがあれば前向きに、また再度検討していただけますか。どうですか。

○町長（荒木耕治君）

先程も申しましたけれども、最初、要するにグラウンドにもしいたけとか、医療施設とかできていまして、そういう働く場を何とかできないかと、雇用も作れないかということで、そういうところに色々話もして、議員が言われるようにほったらかして6年きたわけでもないですけれども、だけど、なかなかそういうものがなかったと。だけど、しいたけ等も要望してできた。

それだけ待っても体育館も老朽化してきて、そういう状況ですから、ここで一遍、仕切り直しじゃないですけれども、あれを令和4年に壊す、それで、グラウンドゴルフ場をつくる、芝をはる、そういうことを再度集落と話をして、植えて管理まで町がやれと、維持管理、今まであれですから、例えば、今、先程課長が小瀬田の集落のことを言いましたけれども、あそこはそんなに広くはないですけれども、グラウンドゴルフをやれるような場所、あそこは老人の有志の人たちがボランティアで、自分たちで芝もやったり、芝刈りもやったり、そういうことで、今、本当にきれいに、私もこの間行きましたけれども、きれいに管理をしてやっております。

ですから、そういうことで、芝をはるにしても、集落で芝刈りとか、そういうものも、色々、そこら辺のことも含めて、集落と本当に仕切り直して、早い時期にそういうものができるように協議をしていきたいと思えます。

○10番（高橋義友君）

町長、5年、6年前と状況が大分変わってきております。ですから、今、町長が言われる、区と話をして、なるべく前向きにグラウンドが有効利用されていくような、そういうのが大事だと思いますので、早いうちに区と一緒にそういう会話の場を持ってほしいと思えます。

次の質問に移ります。

町内の公民館、生活館の冷暖房施設の整備について伺います。

町内の公民館、生活館の設置状況は今どうなっているのか、お示してください。

○教育長（塩川文博君）

今の高橋義友議員の質問にお答えいたします。

町内の公民館、生活館の空調機の整備状況でございますが、各公民館等のロビー、大会議室におきましては、全26地区公民館のうち、未設置となっておりますのは北部地区の吉田生活館、榑川生活館、湯向公民館の3館となっております。

吉田生活館からは、吉田区からの設置要望によりまして、平成30年度に当初予算を計上いたしましたけれども、地域からの設置取り下げを受けまして、残念ながら未設置の

ままという経緯がございます。

榊川生活館は、区からの要望を受けまして、来年度の整備を計画しております。

空調機への対応としましては、ここ数年におきましては、新規整備と故障等の対応を継続して実施しており、過去3カ年におきましては、ロビーへの新設が1カ所、修理が2カ所、ロビー以外への新設が3カ所、事務所を1カ所に新設しまして、本年度はロビーの更新3カ所の修理を実施いたしました。

事務局といたしましては、公民館等の空調整備費として、毎年、少なくとも200万円あまりの予算は計上しておりまして、故障等にもなるべく早急に対応できるよう努めておるところでございます。

以上です。

○10番（高橋義友君）

今、教育長から町内の冷暖房設備の状況をお聞きしましたけれども、吉田地区に関しましては、30年度、冷暖房設置の方向で打診しましたが、地区の状況により断念したということですが、どういふことで地区は断念したと思うんですか。そこをちょっと教えてください。

○教育長（塩川文博君）

私のほうで伺っておりますのは、維持費がやはり区としては負担しかねるというふう聞いております。

○10番（高橋義友君）

一番ネックになるのはそこだと思います。維持費が厳しいからつけたいんだけどつけられない。それは、やっぱり地域の財政状況がありますから、大きいところと小さなところがありますから、その財政状況において厳しいから断念したというのであれば、町として何らかの援助をしてやるような気持ちはないんですか。そのまま引き下がっていいんですか。何らかに、そこにてこ入れをしてつけてやると、そういう気持ちはなかったんですか。どうですか、そこあたりは。

○教育長（塩川文博君）

ないわけではないんですが、公民館等の光熱水費につきましては、公民館等設置管理委託料の積算基礎に前年度の光熱水費、実績見込み額を盛り込みまして、おおむね3分の2の額を委託料で賄えるように算出しております。

設置年度につきましては、設置後の負担増が生じることになりますけれども、委託料見直しも以前は5年ごとでありましたが、現在は3年ごととし、なるべく実績等に応じた委託料の算出を試みているところでございます。

以上です。

○10番（高橋義友君）

教育長、ないのであれば出してください。僕なんかも議員として色々な敬老会とか、そういうのに呼ばれて出席しますけれども、冷房が効いている施設と冷房のない施設では相当な差があるんです。僕なんか、ずっと回っていますけれども。高齢者の方々が汗をかきながら、うちわをあおいでいるところがあれば、クーラーに当たって楽しんでいるところもあるんです。この屋久島町の中でも。

ですから、やっぱり財政規模は違いますけれども、そこあたりは行政として、補ってやるところは補っていくのが私は行政だと思いますけれども。

榊川地区は令和2年にやるということですがけれども、吉田地区に関しては、もうちょっと考えていただけないでしょうか。確かにどこも財政は厳しいんです。でも、そこに何らかの形で、ないわけではないと言っておりますので、そこをもうちょっと踏み込んで、皆さんが喜ぶような施設をつくっていただくわけにいきませんか。再度御答弁をお願いします。

○教育振興課長（計屋正人君）

吉田地区の経緯に関しましては、その当時も区長さんにその見直し、現年度についてはちょっと我慢が必要になるんですが、31年度は見直しの年になりますので、そこまで頑張っただけであれば、先程教育長が答弁申し上げたとおり、3分の2と申し上げましたが、正確には70%でございます。70%の見込み額から積算して出すので、何とかそこを我慢していただければ、ぜひとも私達も設置はしたいと、予算も計上しているので、再度検討をお願いしたいということで区長さんにも御相談申し上げましたが、やはりまだちょっと時期が早かったかもということで、取り下げた経緯がございます。

先程教育長の答弁の中で3カ年毎というようなお話もさせていただきました。昨年、総務課長のほうから委託金額の見直しについては、もし、経費がかかるような要因があるのであれば、そこは年度ごとになりますけれども、対応してもいいのではないかなというようなアドバイスもいただいて、私どもとしてはそういうふうに対応したいと思っております。

ただ、年度途中については、ちょっとまだ協議、検討をさせていただく必要があるかと思っております。

以上です。

○10番（高橋義友君）

この吉田地区の冷暖房設備については、今回だけではないんです。以前もそういうことがあって、つけてもらったんですけども、要するに、資金繰りが苦しくて、どうもやっていけないということで、古くなって更新するとき、そういうことで、地域としてはできないんだと、そういうこともあって本日に来ているんですけども、やっぱり今後は、今ちょっと前向きな御答弁をいただきましたけれども、ぜひとも小中学校は全部

クーラーが入ったわけですから、せめて今度は公民館、生活館、ここは避難場所にもなっているんです。ですから、やっぱり最低限のそういう施設はこういう冷暖房を設置していただきたいと思いますけど、最後にもう一度どうですか。来年度に向けて。

○教育振興課長（計屋正人君）

議員がおっしゃるとおり、区のどうしても財政状況、前回、設置して払えなくなって動力をとめたという、もう20年ぐらい前のお話ですが、その当時、私も社会教育課にいましたので、その事情は重々承知してございます。

ただ、私どもも何とかバックアップしたいというようなつもりで、平成30年度、区長さんのほうにも、それでもつけましようというお話はさせていただいたつもりでございますので、また、区のほうと協議をさせていただいた上で対応を検討したいと思います。以上です。

○10番（高橋義友君）

予算面では、月の動力料が1万円か、そこあたりなんです。それが12カ月、十二、三万円から十四、五万円、そのくらいのお金を工面してくれるだけでつけられるんです。そのくらいの甲斐性がないと、ちょっとさみしいです。これができないと、屋久島町の中でクーラー設置がないのはこの吉田地区だけになります。そこあたり、真剣に考えてください。

次の質問に移ります。

屋久島町山海留学事業実施要項（案）について伺います。

この事業は、屋久島、口永良部島におけるさまざまな体験活動を通して、心身ともに健康な児童の育成とあわせて、学校や地域の活性化を図ることを目的に実施されており、島内には、かめんこ留学、まんてん留学、じょうもん留学、黒潮留学、南海ひょうたん留学の5つの留学制度があります。

そこで、今、この実施要項を巡り、山海留学実行委員会の中で改正案が出てきていますが、どこをどのように改正していくのかお示してください。

○教育長（塩川文博君）

山海留学の要綱の改正についての御質問にお答えいたします。

現在のところ、ほぼ確定しておりますのは、サポーター制度の導入、それから、関係者への研修会の実施、それから、現在、各実施委員会が実施主体となっております山海留学制度を町が実施主体となって各実施委員会に業務委託をする方向で来年度以降進めるというところは、ほぼ確定でございます。

現在、検討課題となっておりますのは、中学生の留学をどうするかというところが、現在、委員会、それから、現在の山海留学実行委員会の中で検討していただいている項目でございます。

○10番（高橋義友君）

今現在、屋久島では小学校までです。これを中学校までに拡大してもらえないかということなんですけれども、口永良部のひょうたん島留学は中学校3年までにしているんです。同じ屋久島町なのに、何で本土のこっちのほうはそれができないんですか。それが1つ。

それと、熊毛郡の中でも南種子町は中学3年までにしております。ほかのところはまだしていないんですけれども、今、熊毛では南だけ。そして、屋久島町の中では口永良部だけ。ということで、我々としては、これを中学校まで伸ばせないかちゅうのが、一湊の黒潮留学の中でも検討しているところなんです。

一緒に留学してきて、今度6年生が中学生に上がります。順当に上がっていくでしょう。そうした場合に何もないちゅうのは、やっぱり矛盾しているのではないかということで、そこあたりは、何で屋久島はしていないのかお聞かせください。

○教育長（塩川文博君）

今の中学生がなぜ山海留学できないかということについての御質問でございますが、最初の山海留学制度が始まりました経緯が、各集落の実施委員会が中心となって山海留学制度を始めたという経緯がございます。当時、永田には永田中学校、それから、栗生には、もう岳南中学校でしたけれども、永田中には当時留学生がおりました。合併で永田中がなくなりまして、中学生への留学が途切れていると、募集をしなくなったといういきさつがございます。

ですから、中学校で山海留学を実施することになると、各実施委員会が中心となって募集をしていくということになりますので、校区に中学校がない地区、集落はその辺がちょっとこれまで難しかったんだろうと思います。

それで、昨年度の実行委員会の中で、今、議員がおっしゃったように、6年生で留学してきて、継続していくときに中学校に上がることになるが、それはどうなんだという御意見が出まして、現在、そういった形のタイプ、それから、もう一つ考えられるのは、小学生が留学して来るけれども、その兄弟に中学生がいるタイプ、こういうタイプ、それから、単純に中学生になって中学校だけで留学してくるタイプ、この3つのタイプが予想されるんですけれども、前の2つにつきましては、早急に何とかしようと、現実に来年度、そういうタイプの留学生が一湊校区にいらっしゃいます。なので、本年度末までには何とかその2つのパターンについては、答えを出そうということで、現在、教育委員会、それから、実行委員会のほうで意見の集約を図っているところでございます。

○10番（高橋義友君）

今、教育長がおっしゃいました、現在6年生の方が中学校に上がる場合は、今回は一応前向きに検討するというのでよろしいですか。わかりました。

それと、今後、中学校までその枠を広げることは考えていませんか。どうですか。

○教育振興課長（計屋正人君）

中学生そのものをという御質問なんですけれども、このパターンにつきましては、各校区、今でいう各実施委員会が受け入れを可能とするのであれば、それについてもいいのではないかと事務局としては思っています。

ただ、その場合、例えば北部を例に申し上げますと、中央中に今でいう実施委員会的なものが必要かどうかといったところがまた検討課題になりますので、現行、行っている実施委員会の中では、そこまで中学校レベルでの組織はつくらずとも、地域がもし受けれますということであれば、それはそれでいいのではないかというような意見が出てございます。

いずれにしても、ただ、一方で中学生まで実施要項に全部可能としますというふうな記載になりますと、そこまでの対応はできないという地域もございますので、あとは受け入れが可能な地域においてはオーケーとするというような可能性を、協議をしてまいりたいと思っています。

以上です。

○10番（高橋義友君）

前向きな御答弁ありがとうございます。その回答を待っていました。

地域が本当にそういう留学制度を必要としているんです。一湊あたりでは特に。一湊地区にとっては、留学生が来るちゅうことで活性源になります。一湊地区は家族留学をしているんですけども、家族留学で1人来れば親もついてくるんです。夏休み、冬休みで、今度は弟が都会にいれば、その兄弟も遊びに来るんです。月に3万円です。3万円いただいていますけれども、この費用対効果というのは地域によっては物すごいんです。一湊地区の中ではすごく重宝がられています。ですから、この制度をぜひとも続けていただきたい。そして、できれば中学生までこの輪を広げてほしいというのが願いです。そこあたりはよろしく願いいたします。これは令和2年からということでもいいですか。地域でそういうことがあれば、その話によっては前向きなほうに進んでいただけるということでもいいんですか。

○教育振興課長（計屋正人君）

まず1つ目の、教育長が先程答弁いたしました6年生で来て中学生に進学をする場合というのはオーケーというような形で、おおむね、現在の実行委員会の中でも了解を得ているところです。

あと、小学生の家族に中学生のお兄さん、お姉さんがいる場合、そして、そもそもその枠を全く外すというこの2点につきましては、今からの協議となります。ただ、実施委員会のほうにも、その2つのパターンというのは投げかけてございますので、年度末

までにそこまで詰めれるかどうかはまだ定かではありませんが、協議の題材として検討することは間違いございません。

以上です。

○10番（高橋義友君）

今までよりもずっと前進した回答ですので、今回はこれで終わりたいと思います。

それともう一つ、これは最後の質問になるんですけども、町の助成金、里親、家族留学とも1人3万円です。2子以降は1万円とか、そういうことを今年度は4万円に、1万円値上げできないかということなんです。

熊毛の状況を見たときに、屋久島町は3万円です。南種子町が4万円、それから、中種子町が5万円、西之表が4万円、屋久島町が助成金は一番低いんです。

このほかにも、屋久島町は1子につき3万円、2子については1万円、3子についても1万円です。ほかのところは1人につき4万円、5万円です。これが2人、3人子供があったら倍に跳ね返ってくるんです。屋久島でも、全然低いレベルのところにあるんです。そこあたりの1子にする出し方、どうして1子にしているんですか。そこあたりを説明してください。

○教育長（塩川文博君）

中種子、それから、南種子、そのほか山海留学制度を実施している自治体の補助金の出し方について、ちょっと確認をしたことはございませんので、なぜそうなっているかはお答えできませんが、現在、10月、先月の定例教育委員会におきまして、本町助成金の金額と他市町村の山海留学制度の助成金について話題になりまして、その見当がなされております。

本土にあります市町村の山海留学制度におきましては、本町助成金と同額の市町村が多く見られますが、熊毛管内におきましては、先程議員がおっしゃったように、本町を上回る助成額となっているのが現実でございます。西之表、南種子が里親、家族留学ともに1人当たり4万円、中種子町については、里親、家族留学とも1人当たり5万円となっております。

また、奄美地区つきましても、奄美市で1人当たり3万5,000円であり、この周辺では本町を上回る自治体が多いという状況でございます。

助成額の金額は、留学を希望する家族等にとって、やはり地域を選択する重要な要因の1つになり得ると、これは私も思います。教育委員会としましては、ぜひとも西之表や南種子町と同額の4万円レベルの助成額にしたいとの思いはございます。ただ、本町では、山海留学の財源といたしまして、国土交通省の離島活性化交付金を活用しております。昨年度から、家族留学における二重生活家庭以外への交付金充当が除外されるなど、必ずしも全ての留学に交付金等が適用されるものではないという事態が生じており

ますので、家族留学の全ての児童に一律4万円の適用はさらに慎重に検討していく必要があるという状況でございます。

今後、議員が御指摘されましたとおり、増額支給できるような体制づくりといたしまして、財政の担当局とも協議して対応してまいりたいと考えております。

○10番（高橋義友君）

屋久島に来る留学生は、熊毛の状況、もしくは鹿児島県の状況を見て来るんです。そして、やっぱり屋久島に来る留学生というのは、自然のすばらしさに憧れて来るんです。補助金もある程度は頭に入れているとは思いますが、種子島と屋久島を自分の頭の中でどっちがいいのか対比するんです。やっぱりそう見たときに、1人でも多くの留学生を確保するとなれば、最低でも熊毛レベルの方向に持って行ってもらわないと、ちょっとまずいような気がします。

それと、国の交付金を活用するということですが、足りない分は町単独でもいいじゃないですか。屋久島町に貢献しているんです。費用対効果として倍のお金が落ちてくるんです。

それで、私、鹿児島県内の山海留学制度をやっているところの資料を全部集めてみましたけれども、1子、2子、そういうのでお金を出しているところはないですよ。生徒1人につき4万円、1人につき5万円です。ところが2人だったら大きな差がついてくるんです。屋久島では半分。ですから、そこあたりを見直していかないと、地域が町村がやっているのに、何で屋久島じゃそれができないんですか。1子、2子にこだわって、何で生徒1人につき幾ら、それができないんですか。再度、そこを答弁をお願いします。

○教育振興課長（計屋正人君）

なかなかお答えしにくいところはあるんですけども、例えば、私たちとしましても、孫戻し留学、これはどこの市町村も一緒なのかとは思っていますが、孫戻し留学生に関して、例えば自分のお孫さん3人を屋久島、もしくは口永良部で預かって過ごされる、里親留学の場合は御両親から委託料という形で里親さんに来るわけなんですけれども、お孫さんの場合、その辺の料金というのは、必ずしも私どもも確認をしているような状況ではございません。ただ、お孫さんを3人お預かりする、自分のお孫さんでは4万円掛ける3人の12万円というようなところがどうなのかといったところもございます。

あとは、私どもの家族留学等、一応、2年の縛りというのを設けてございます。南種子にちょっと確認をしましたら、南種子は原則1年で2年目はない。西之表は、初めて家族留学をこたしからした関係で、原則1年で2年目はないというようなお話をお聞きしました。

ですので、例えば普通の転入と山海留学という線引き、その辺も慎重に考えた上で額のほうを決定する必要があるかと思っております。現時点で直ちに一律4万円に、私

どもの町は2子以降は少な目ではございますが、恐らく当時の制度ができたときに内地、離島ではない内地の経費を参考にさせていただいたものと思っております。

以上です。

○10番（高橋義友君）

屋久島では何でできないんですか。どこが違うんですか。

○教育振興課長（計屋正人君）

そもそも始まったときの校区のことだと思っています。議員が先程南種子は対応できているとお話がありました。南種子は、校区、南種子中学校1校区、そして、私どもの金岳中学校におきましても、小学校、中学校が同一校区、要は実施委員会が同じであるということで、そのようになっていると思います。

教育長が申しあげました旧永田中において受け入れを行っていたというのも、永田校区、小学校区、中学校区が同一であったということで、実施委員会が同じ体制のもとで行うことができるといったところが大きな要因だと認識をしております。

○10番（高橋義友君）

今、統合して形態が変わってきているんです。一湊校区にあった一湊中学校は宮之浦になっていくんです。ですから、そこあたりも見直していかないと、校区にないからそういうのは認めませんか、そういうのはちょっと通用しないような時代になってきているんです。ですから、そこを見直すべきだと私は思うんですが、どうですか。

○教育振興課長（計屋正人君）

先程の答弁でも申しあげましたが、各実施委員会で受け入れが可能かどうかで委ねていいものと思っております。中学生まで全地域が受け入れるとなったときには、恐らく地域によっては実施できないと言われるところもあろうかと思っておりますので、その辺は各実施委員会の御意向を確認した上で、実施要項のほうに盛り込む必要があると思っております。

以上です。

○10番（高橋義友君）

わかりました。それは持ち帰って検討してみたいと思います。とりあえず、前よりも一歩も二歩も前進をしておりますので、まずはお礼を申し上げたいと思います。

最後に、里親制度の継続は最長3年です。私は要綱を見て言っているわけですが、家族留学は2年。何で差異があるんですが。この1年位についてはどういうことで違うんですか。

○教育振興課長（計屋正人君）

原則、家族留学、里親留学も1年度間というのが原則になってございます。ただ、継続留学を強く要望する場合には継続を地域実施委員会が認めれば、新しい要綱で

は、教育委員会と実施委員会が認めればという形になろうかと思いますが、認めるということになってございます。

例えば、先程お話しましたが、南種子はどんなに望んでも1年で交代する、西之表については今後の課題だというようなお話を受けていますが、私どもは最長で3年、2年と。家族についても、やはりそれだけの機会を平等に与えるという、チャンスを確保したいということで、ある程度の年限をつくっているというふうに認識をしてございます。

○10番（高橋義友君）

地域によっては、さっきも言うように物すごくいい制度なんです。ですから、私どもとしては、要するに継続ちゅうのを、2年、3年を外していただいて、要するに地域が認めればというふうにしてほしいんです。地域が認めれば、要綱の中で1年でも、2年でも継続できるわけでしょう。行政と地域が話し合いをするわけですから。最終的には行政と話をするわけですから、地域が認めれば、2年、3年ってくくらくなくても、地域の委員がいつも言っているように、地域が認めると言っていますから、そこで、ここの解釈を自由にしてほしいという、一方では、事実そういう声もあるんです。

ですから、そこあたりも今後は検討していただきたい。当然、次の実行委員会でそこあたりも盛り込んだことを発信すると思いますので、ぜひひとつ、前向きな御答弁をいただきたいと思います。

私からは以上ですけれども、何か最後に。

○教育振興課長（計屋正人君）

年限の問題のところは、私どもとしましては、やはり平等に留学を希望する皆様方にお応えしたいといったところ、あとは、3年目、4年目ともなってくると、普通の転入とどう違うのといったところもございます。本来は、そのまま気に入っていただいて転入をしていただいてというのが理想的な形なのかとは思ってございますので、その辺の普通の転入の場合と留学制度、あくまで留学制度というような認識の中で検討をしてまいりたいと思います。

以上です。

○10番（高橋義友君）

わかりました。どうもありがとうございました。終わります。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。14時40分から再開します。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時42分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、日高好作君に発言を許します。

○12番（日高好作君）

安房中の皆さん、ようこそお越しくださいました。50年前の自分を思い出すような、皆さんの目の輝きに感動しています。

質問に入ります前に、一昨日、戦火の続くアフガニスタンで人々の健康維持や人々の生活向上を目指して尽力されていた医師でもあった中村哲さんが銃撃されて亡くなられたニュースは、世界中の人々にとっても衝撃的な事件でした。その理念は、弱い人の立場に立って行動する、その根底にあることは、小さいころから母から受けた教え、弱い立場の人のために全力で頑張りなさいがあったそうです。医療活動だけでなく水路をつくり、砂漠を緑の農地に変え、65万人もの人々の生活向上、安定を成し遂げられた、その行動力に対して、私たちも模範とし、敬意を表したいと思います。心からの御冥福をお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

1点目は行財政運営について、2点目は農業振興について。

まず、1点目の行財政運営の中で、さきに行われた町長選挙の当選を受けて、新聞のインタビューに、挑戦する職員を育てたいとあったが、具体的にはどのように考えているか。また、町の課題解決には、職員間の意識の共有が重要と考えるが、コミュニケーションづくり等も含めてどのように考えているか伺います。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

まず、遅れましたことをおわびを申し上げます。

日高好作議員の質問にお答えをいたします。

昨日、所信の一端を述べさせていただきました。新庁舎が完成したことにより、マンパワーが集約され、重層的な連携が可能となりましたので、令和という新しい時代にさらに飛躍する屋久島町の創造をしていくために、原動力となる職員の政策立案や行政推進能力の向上、現状に満足することのない意識改革が必要でありますので、それを実現するための人事管理を行っていきたいと考えているところであります。

また、新聞社の取材には、職員の姿勢が内向きになっているとしたら、若い職員が失敗を恐れず、果敢に新機軸にチャレンジをする雰囲気をつくる必要がある。そのためには、私自身が職員に語りかける機会を多くつくりたいというふうに答えたところです。

職員に対し、自己研鑽に努めることを促しながら、私みずから職員と対話する機会を数多くつくり、状況把握に努めたり、アドバイスをすること、外部からさまざまな分野

の講師を招へいし、研修の充実による新たな政策を構築できるような能力を身につけること、また、上司と部下の上下関係には配慮しつつも、誰もが遠慮せずに考えを言い合えるような雰囲気づくりなど、職員全体の能力が向上するような気風をつくっていきたいと考えております。

現在、役場内部の重要事項を審議をしたり、重要な政策を検討したりする場として、課長会という組織がありますが、分庁方式の影響もあり、最近では議会対応の協議が主で、年数回しか開催をされていない状況でありました。

新たな体制の構築、コミュニケーションの向上からも、課長会のあり方も見直していく必要があると考えております。あわせて、統括係長、係長など、職責ごとの会議も設置し、時代に応じた課題を投げかけるとともに、それぞれが持っている思いや意見を出し合える、そういった雰囲気もつくっていかねばと考えているところです。

職員の育成は短期間で結果が出るものではないと考えますし、これをやれば能力向上が図られるというものでもありませんが、一步一步、地道に取り組んでいきたいと考えているところであります。

○12番（日高好作君）

コミュニケーションづくりに関して、職員の成長といいますか、そういったものも一朝一夕でできるものではない、まさにそうでありまして、私も自分なりに本庁方式になったときにどういう形態になるのか、そういうふうな思いで自分なりに描いてまいりました。今までの分庁方式では、課長会もなかなか思ったようにできなかった部分もあったんじゃないかと思うし、ただ、今の答弁で課長会が年数回しか行えていない。しかも、議会対応が主であるということです。

私は、やはりこの課長会というのが、町長の思いが職員全体に伝わる一番の会議の場だというふうに思うわけです。年数回、議会対応で年4回なのか、五、六回なのか、そういったのではなくして、やはり最低でも月に1回なり、あるいは2週間に1回なり、そういう対応が必要ではないかと思うわけです。

やはり町民からの色々な要望、そういったものに関して、部下から課長に対して上に伝えられる、それを課長会でできちりと課長全体で共有する。それで、その場で解決策をお互いに理解し合うという、その流れというのはこの本庁方式になって可能になったのではないかというふうに思っております。ですから、その形態、形がまずはしっかりとでき上がる、つくり上げることが大事ではないかというふうに思っております。

企業は1人の人間を1人前に育てるのに1億円かかると言われております。形が違いますけど、役場の職員の皆さんの給料を、今回、一般職の議案も出ておりますけど、ずっと大学卒で17万円台、高卒で初任給が15万円ぐらいですか、そういった額をずっと退職まで、仮に大学卒で入って退職までを積み上げていくと、やはりそのぐらいの額にな

っていくと。私なりに計算して。ですから、企業も役場の職員もそのぐらいの投資、お金がかかって人間というのは1人前になっている、そういうふうに思いますが、その点、町長はどう思われますか。

○町長（荒木耕治君）

今、そういうふうな形で人材育成をすれば、もう定年ですから、早い時期に仕事がバリバリできるようにつくり上げていかなければいけないとあって、インタビューでも答えましたけれども、私も完全民間から来た人間でございます。ですから、8年前、やはり行政時間軸と民間の時間軸の違いというのはすごくとまどいもありました。何でこんなに遅いんだろう、何でこうなんだろうという、私どもは自分で経営者ですから、経営感を持っていますから、投資をするところはすぐ投資をします。儲かると思ったらすぐに金も出します。人も入れます。そういう中から、やっぱり歯がゆい思いもしばらくはしました。ですが、これはやはり町だけでできません。公共団体でありますし、自主財源が2割ぐらいしかないところで、やはり県と国と、ここの協議をしていかなければならない、そういうものもおいおい学んでまいりました。ですから、その中でどうやってスピード感を持って仕事をしていくかということでございます。

私が職員をどうやって育てようとしているかということ、まず、入ってきたらスピード感を持って仕事をしなさい。そして、自分が機構改革をして少なくしたというのは、要するに横の連携を取らなければ、私どもの、若いころから縦割り行政は弊害と言われても、何十年もありますから、電気は電気、水道は水道、道路は何でこんなに何回も掘り返すのかと言ったら、課が違ふとそういうことでやるんですということ、私も議員時代に言われてきました。ですから、そういうものを1回で全部できないか、そう知恵を出しなさいということも言っています。

それと、やはり職員には失敗を恐れるなど言います。果敢に挑戦をする。私どもの若い時代と今の世の中のスピードというのはどんどん変わってきています。10年前にスマホがこんなに、携帯が普及するなんて誰も思わないでしょう。5年先の世の中が見えないでしょう。そういう中で仕事をしていくわけです。

ですから、私が職員に、今、申し上げているのはそういうことです。あなたたちはどっちを向いて仕事をしますか。県ですか、国ですか。そうじゃないでしょう。1万2,300人のこの人たちのために自分たちが汗をかくんだという意識を一番先に持つのが大事じゃないですかというふうに、若い人たちにそういう話をします。

ですから、先程も言いましたけれども、そういう話をする機会を多く集めて、各種、各層でまた私も今からそういう話をして、役場がそういう形で町民のほうに向けて仕事ができるような、そういう職場にしていきたいというふうに思っているところです。

○12番（日高好作君）

角度から違う形で、職員の教育といたしますか、自覚といたしますか、私は1つは町民の所得、これを職員の人たちは考えるべきだと思うんです。新聞に2016年の県内の町民所得の平均ということで、本町が224万円と出ておりました。最高が宇検村でしたか、二百五十何万円でしたんで、割と私が思ったより高い額だというふうに、失礼な言い方になるかも知れませんが、そういうふうに新聞を見て感じた次第です。

ただ、平均がこれだけということは、当然、200万円以下の所得者という、かなり大半を占めるんじゃないかというふうに、そこら辺は、直接所得のことについてはプライバシーもありますので聞けませんけど、なかなか現実、周りを見渡したときに、日当8,000円とか、最低賃金の範囲内で仕事をされている方がたくさんおられるわけです。

やはり、役場の公務員というのは、給与、それから、共済、そういったものを含めると、それを年間の労働日数で割ったときに、果たして1日、自分はどのくらいの給料をもらって働いているのか、そういう意識も、士気を高めるために私は必要ではないかというふうに思うわけです。

若い職員を1日でも早く1人前にするには、私は本庁方式になって、常に全体を見るそういう習慣をつけさせることが大事であると思うわけです。

現在、今、事務分掌表にのっとして、それぞれの役割で皆さん一生懸命やっているわけですけど、ただ、人によっては、同じ場所に5年も、あるいはそれ以上長い職員もいます。そういった中で、定年までに何箇所しか自分は担当しなかった、変わらなかった、そういう職員も出てくるわけです。屋久島全体、どこに向かっているのか、そういった方向性を考えたときに、私は、やはり職員が、特に若い職員の人たちが各課の目標というものがいつでも見れる、そういうふうなことをやる必要があるんじゃないか。例えば観光まちづくり課であれば、観光基本計画にのっとして入込客35万人を目指す。そのためには何が必要か。空港のジェット化、あるいは里の花づくり、色んな面、そういったものを充実させることによって、基本計画が達成できるんじゃないかと。産業振興課であれば、あとで質問もしますが、日本一のポンカンを守る体制づくりとか、子牛の年間の出荷頭数を500頭を目標にするとか、そういった各課の明確な目標というものを、例えば課のうしろの壁に掲げる。自分に関係ない課の職員であっても、この課はこういう流れで動いているんだ、そういう認識を常に持って、目に入る、頭に覚えさせる、課が変わってもすぐその課になじめる。それが1日でも早く職員を成長させるもとなるんじゃないかというふうに考えますが、その辺はどう思われますか。

○町長（荒木耕治君）

私は、役場は最大のサービス産業だと思っていますし、職員にもそう言っています。民間で言えば、要するに私が社長となるなら株主は町民だと思って、自分たちはその人たちのために働くんだという意識を持つことが大事だというふうに思っております。

ですから、人事も、今言うように長年いるところ、そこでそういうプロパーを育てるというのも、また、役場には色んな業種があります。しょっちゅう変わるとできない仕事もございます。ですから、そういうものを適材適所、あるいは適宜ということを使いながら、人事もやっていくということで、今、そういうことで新たに自分自身もやっていきたいということです。

そして、先程議員が申されたように所得向上です。これを、今、窓口、あるいは相談に来た職員に、今までも幾つかのところでは申し上げてきましたが、もう少し徹底して話を、いつか機会をつくって言おうと思っております。例えば、補助事業、あるいは自分が何か事業を起こしたい、そういつて窓口相談に来ます。よく言われることは、前例がないからだめですというのが、役場に行っても、前例がないとだめだと言われるよって。そこが一番の問題だと私は思っています。

ですから、窓口の、あるいは若い職員には、前例踏襲をするなど言っています。言われたときに、自分が事例を受けて引き継いだときに、色んなことがあるときに、なぜと自分が思えて、それが引き継がれてきたことが当たり前だと、なぜって、そこから始まるんじゃないかというふうに言っております。ですから、1つでも前例にないことをつくってみなさいと。それがやる気があるとか、挑戦をする、職員を育てるといった一番の私の思いです。

前例がないから駄目ですと言ったら簡単です。新しいのをつくったら、相当、無理をして仕事をして色んなことをやらなきゃいけない。しかし、それが職員だ、自分の仕事なんだというふうに思えるような、例えば事例をもらったからってこれだけしかないんじゃないかと、事例じゃないことでもここもやりますというぐらいの意欲のある職員が出てこない、要するに、私とか、課長が幾ら頑張ったって、実働部隊です。統括係長以下、ここがそういう意識を持ってやらないと、島は絶対よくならない。

私もあちこち行きますけれども、やはり元気でやっているところは、そこが元気なんです。そこに情熱のある人が1人、2人いるんです。それがグイグイ引っ張っているというのが、そういう町村ですから、ですから、移住者の方でも、地元の方でも、窓口に来て、こういうことをやりたいんです、こういう補助事業を使いたいんですと言ったら、それができないで、そこで終わっているんです。できないって。そこから先が今からの仕事だと。それをやるために、ほかに使えるものはないのかというのを探みなさいと。こういうのがありますと、逆に役場が相談に来た人たちに、こういうことでやれば、そこで起業をして儲かれば税収が上がって、それが役場に帰ってくるわけじゃないですか。

そういうことを、今、私が思っております、また、若い人たちに何人かあったりしたときにはそういう話をしています。ですから、一流選手も、バッターでも3割3分打ったら一流です。企画書も10本つくって7本はずれもいいじゃないかと。そのぐらいの

気持ちでやらないと、10割を目指すから大変なんです。これをつくって必ず成功だ、失敗したら何を言われるかわからないというのが、今、このうしろにいる方たち、多分そうです。そこを抜けていかないといけないというのが、私が今、非常に、これが民間の感覚だろうというふうに思っております。

ですから、私が失敗したら責任を取りますんでと若い人たちには言います。ですから、そのくらいの気持ちでやっていこうと、そういう職員を、挑戦する職員をつくりたいと申し上げたのはそういうことでございます。

○12番（日高好作君）

まだ先がありますので、手短に。

まだもっと語りたいんですけど、1つだけ、町長と課長さんたちの課長会、それはそれでまた回数をふやしてやっていただきたい。各課内で、例えば課長と職員との間のコミュニケーションといいますか、そういったもの、そして、あとは事務分掌にのっとった業務がどのくらいできているのかという評価の仕方、そういったものもぜひ、やっちはいるんでしょうけど、そこらの評価の仕方というのをぜひしっかりとやっていただきたい。

もう一つは、町民から色んなお願いごと、要望とか、これは庁舎内にいても、外に出ても同じだと思うんです。色んな場面でそういうことがいえると思うんです。そのときに、特に外に出る職員の人たちには、必ず手帳を持たせる。それを記録させて、課長なり、統括係長に報告させる、その実施をぜひ、やっている方ももちろんいらっしゃるでしょうけど、徹底してそれをやっていただきたいと。それがやっぱり住民サービスへ即対応できる一番のもとではないかというふうに思っております。

では、次に移りまして、私も久しぶりに決算審査の委員になって決算審査を行いました、やはり、一番ぱっと感じたのは、過年度分の未収金の回収に対する姿勢というのが若干低いといえますか、もっと上げられる方法というか、あるんじゃないかというふうな、そういうものを感じたものですから、今回、質問をさせていただきました。そしてまた、これから町民課、税の徴収等が、大変忙しい時期が出てくるわけですけど、そういったときに、2月に起きた不祥事、それを教訓として生かされているのか、それについてお尋ねいたします。

○町長（荒木耕治君）

公債権である町税の未収金回収においては、本町の行財政運営を安定的に推進するためには、なくてはならない自主財源の根幹であることから、自主納税者に応じない納税者に対しては、各種財産調査を行った上で最終的に滞納処分の手続きにより、税収確保に努め、着実に収納率向上を図っているところであります。

特別会計等の未収金回収においては、安定的な事業運営を行う上で不可欠な財源でも

あり、財源確保ができなければ安定的な運営に支障をきたし、一般会計からの繰入金がかかることにもつながることから、未収金回収に向け、各種取り組みに積極的に進めているところであります。

公債権の町税等の回収は、国税法、地方税法による滞納処分にて強制徴収を進めることができますが、私債権である水道使用料、住宅使用料、育英奨学金等においては、最終的回収は訴訟、強制執行などの民事上の法的な手段が必要となります。多くの困難な事例も抱えており、今後、回収に向けて、町の収納対策本部においても、歳入確保及び未収金の早期回収に必要な対策を講じ、積極的に課題に取り組んでまいりたいと考えております。

また、担当課においては、個々の滞納者と直接面会をする等の対応をはじめ、連帯保証人への交渉についても積極的に取り組んでまいります。

次に、徴収体制はさきの不祥事の教訓が生かされているかについてお答えをいたします。

現在、収納員制度を継続している事業については、水道事業と電気事業のみとなります。収納員の方には、公金徴収に関する細かい指導を行い、常に連絡を取り合いながら速やかな事務処理及び徹底した公金管理を指導しているところでございます。

また、職員においても、徴収した料金は速やかに会計課へ納入することを徹底しているところです。

次に、町税等に係る徴収体制については、職員の臨戸徴収により取り組んでおります。徴収に際しては、原則2人1組で実施し、課内決済を会計課へ確実に引き継ぎを行っているところです。引き継ぎ後の事務処理においては、必ず交渉記録を電子媒体により記載し、その後、上司が交渉内容等を確認する流れとなります。

また、債権管理に当たっては、日ごろよりミーティング等を実施し、徴収等に係る意見交換及び滞納処分の実施内容等、あわせて徴収時の安全対策、公金の取り扱い、管理の徹底に努めているところでございます。

○12番（日高好作君）

町長がおっしゃるとおり、自主財源の1つであるわけです。30年度の決算でいきますと、2億2,800万円ぐらいですか、かなりの額なわけです。会社の運営で行けば、当然、運転資金に回さなきゃいけないお金が入ってこないということであれば、下手すれば倒産というふうな形になるわけです。

ですから、そこら、私は決して職員が努力していないというふうには思っていないんです。ただ、出来高で済ましているんじゃないかという、そこを言いたいわけです。1年間頑張っただけで集めました、それで終わりという感じを私は受けたものですから、そうでなくして、やはり、目標設定といいますか、幾らが目標額になるのかという

のは、また難しい面でもありますけど、でも、最低これだけは頑張ってみようという各未収金に対しての設定というのは、私は必要じゃないかという気がします。そうでないと、頑張りようといいますが、きょうはこれだけ集めたからということになりかねないというふうに思っているわけです。

奨学金で見えますと、ちょうど平成22年、23年、24年、25年、この辺が年間ですごく徴収率が高いんです。たまたま担当した職員が頑張ったのか、あるいは、町の景気の状態がよかったのか、そこら辺はちょっとわかりませんが、だから、そういうふうな形で、もっと過年度分の徴収率を上げる、課によっては人数が足りないとか、そういうふうな審査の中で発言もありまして、足りないなら上に言ってそういう体制づくりを、今、町長が言われたように、やっぱり物を申す職員でなければいけない。上に向かって、今のこのままで徴収をやれといっても無理ですとはっきりと言える職員、そういった場づくりちゅうのは必要ではないかというふうに思うわけです。限られた職員数でやっているわけですから、当然、そういった部分というのは、まとめる側も、やはり検討をしなければいけないというふうに思っているわけです。

これから、特に税の徴収に関しては、時間外徴収というものが出てくるわけです。出納閉鎖まで、特に税の関係の徴収員の方というのは大変な御苦労もあると思うんですけど、現状、そのマニュアルというものは作成されているのかどうか。例えば臨戸徴収に関してもそうですけど、時間外徴収、そういったもののマニュアルという。先程町長は集めたお金はきちっと納められるというふうに言いましたですけど、現場で動くマニュアルというのはしっかりとできているのかという、その点はいかがですか。

○町民課長（日高邦義君）

町税に関して申し上げれば、常日ごろよりミーティング等を行っておりまして、先輩方からの若い方については指導、それと、安全対策面でも色々ありますので、そういった部分での指導とか、あとは色んな難解事案等もあります。そういったものについても、日ごろより意見交換をさせてもらっております。

マニュアルでございますけれども、特にそういう一連の流れのものについては作成はしておりませんが、債権管理係を中心としまして、他の職員への指導を行っているのが現状です。

○12番（日高好作君）

やはり、ああいう大きな問題が発生したその要因というのは1人に全てを任せていたというのが、それが根底にあるわけですけど、やっぱり公金を徴収する立場、仕事の中で、マニュアルというのは私は必要であるというふうに思うわけです。誰が担当になっても、そのマニュアルにのっとってきちっと徴収する。例えば、時間外徴収して、これまでは尾之間支所、宮之浦支所で分かれて税の徴収も行えた部分もあったと思うんです

けど、ここに本庁方式で集中して、時間外で尾之間へ徴収へ行きます、宮之浦へ徴収へ行きます。当然、本庁に1回戻ってくるわけですね、課長。

○町民課長（日高邦義君）

本庁のほうに帰ってまいりまして、現金につきましては、課内に設置をしております耐火金庫、こちらのほうで管理をさせていただいております。

○12番（日高好作君）

徴収員が回ってきたときに、例えば課長なり、統括係長なり、そこできちっと確認をされるのか、あるいは部下に任せて、ただ帳簿なりをつけて現金をしまうという、そういう流れなのか、そこら辺はどうですか。

○町民課長（日高邦義君）

税に関して申し上げれば、全て職員が班ごとに編成をしまして、それぞれの地区を徴収に回ると。当然、交渉をしてきますと、収納もあります。収納に関しては、必ず、安全上の問題もありますので、2人1組ということで常に同行させておりますので、その後、帰宅後は課内に備えている金庫に保管、その管理につきましては、私、私が不在の場合は統括係長のほうに管理をお願いしております。

当然、日々の徴収は日常ですので、その経緯、経過、それから、収納したお金についても、全て先程の答弁でも申し上げましたけれども、電算上の媒体によりまして、しっかりと記録を残す、そして、上司はしっかりとその分についても確認をし、色々問題のある点につきましては、私どものほうでまた再度確認をして対応をしていると、そういう管理の徹底を図っております。

○12番（日高好作君）

職員が帰ってきたときに、責任ある立場の人は立ち合っているのかどうかという、その点はどうか。

○町民課長（日高邦義君）

私も実は徴収に回りますので、私がいる場合は私が確認をして収納をしますが、不在の場合については統括係長、統括係長がいない場合については、その下の係長ということで、それぞれで役割分担をしております。

○12番（日高好作君）

ほかの徴収する課ももちろんあるわけです。そういった中で、やはりマニュアルというのは私は早急につくる、誰が見てもこういう体制でやっていますという、そういったものは私は必要ではないかと思うんですけど、町長、そこら辺はどう思われますか。

○副町長（岩川浩一君）

議員おっしゃる、お金の流れをきちんと明確にさせるという意味で言えば、会計規則の中にきちっと会計課長にお金を納入する一連の流れをきちっと規定をしておりますの

で、税に限らず、ほかの使用料、手数料についてもきちっと渡すまでの細かい決まりごとというのは会計規則の中に盛り込んであります。

ただ、それを職員がきちっと熟知をしながら、その通りに進めるということ、今後、今やっておりますけれども、今後もそういう流れはきちっと、全ての職員が把握するように。ただ、現場での色んな動き方とか、現場から帰ってきたときの確認の方法というのは、そういう細かいところまでは載せてありませんので、そこを含めて、別途つくる必要はあるかと、今、お聞きをして、そういうふうに思ったところでございます。

○12番（日高好作君）

ぜひ、そこら辺をもう一度検討していただきたいと思います。ちょっと話が長くなりました。

次に、フォーラム棟のあり方について。

これを建設するとき、つくるときに、大変大きな町全体を巻き込んだ形での議論がなされてきたわけですけど、つくる目的の中で、集落の紹介等も掲示して広く活用していくということ、そういったことで進められたわけですが、つくられたわけですが、その辺、どのように今後考えていくのか、それについて伺います。

○町長（荒木耕治君）

フォーラム棟については、本庁舎の基本設計においても、大屋根のひろばと中庭を一体化して、町民活動が屋久島のシンボルとなる庁舎をコンセプトに設計をされたものです。現在までに、町内各学校新聞の紹介、パネルや模型を展示した本庁舎建設の紹介、環境省が主催する写真展の開催のほか、木の日にちなんだ地元杉製品の展示、税を考える習慣の作品展示、国体関連絵画のコンクールの作品展示、生涯学習講座、献血、期日前投票所など、さまざまな形で使用をしているところであり、木のおいや感触がよかった、居心地のよい建物といった感想をいただき、大変好評をいただいているところであります。

10月からは一般貸し出しも始まり、現在もNPO法人による屋久島を舞台とした写真や安房、一湊、小杉谷集落の昔の写真を集めた映像の作品展を行っているところです。また、今週末には、住民有志によるオーガニックやエコをテーマにした農産加工物、雑貨等のマーケットの開催が予定をされているところです。

今後は、気軽に参加し、交流ができる場所づくり、町民の活動に適した空間づくりを心がけて、より多くの方々が利用いただける施設づくりと行政の情報発信の場として活用してまいりたいというふうに思っております。

○12番（日高好作君）

広く町民に、色んな方に利用をされている、当初、あそこを使う人がいるかという厳しい意見も出されて、なかなか活発な議論がなされた建物であります。やっぱり、屋久

島の産業の紹介とか、あるいは屋久島の歴史、それを、あちこちにありますが、宮之浦の民族歴史館、あそこの中にもありますが、ここはここで映像ではなくして、やっぱり文字で流れるといいますか、そういったものを見れる、そういう空間を作り出していきたいというふうに思っております。

確かに、あす、オーガニックの催しも開かれるということで、これは計画を提案した町長、それを承認した当時の賛成議員も含めて、この活用については色んな、これからも提言をしていく、私は義務があるというふうに思っております。まずは、あしたのそういう催し物をぜひみんなが目を確認するといいますか、使われ方というものを確認するという意味では、ぜひ、あした覗いて行ってもらいたいと、そういうふうに思っております。

時間の割り振りが悪くて、先に行きたいと思えます。

町体等の行事の開催も再考する、そういう時期に来ているのではないか。例えば隔年開催とか、駅伝と町体と隔年開催、交代にというふうな、そういうふうなことも含めて、再考の時期に来ているのではないかと思いますけど、その辺について伺います。

○町長（荒木耕治君）

本町では町民のスポーツ活動の推進、健康増進を図るなどを目的に町民体育祭、町の駅伝競走大会を開催をしております。なお、開催場所については、議員御指摘のとおり、隔年で北部、南部、交互で実施をしているところです。この開催場所については、町民体育祭は健康の森公園陸上競技場で固定してはどうか、駅伝大会は北部地区で固定してはどうかとの意見が出されたことから、平成27年1月に各チームにアンケート調査を実施し、その後、協議を行いました。固定化されず、現在においても、北部、南部で昨年開催となっているところです。

大会終了後には、各チーム関係者にお集まりをいただき、反省会を実施をしておりますが、競技種目の見直しやチーム編成の見直しなどの意見はありますが、大会自体について、隔年開催でいいのではないかなどの意見はないことから、これまで隔年での開催について協議、検討を行ったことはございません。

しかしながら、今後、各集落から所期の目的は達成したので、町体駅伝、隔年開催でもいいのではないかなどの意見が出されましたら、各チーム関係者に参集をいただき、検討委員会等で協議をしていきたいというふうに思っております。

○12番（日高好作君）

私はずっと見ていまして、大体、役員の皆さんは7月中、下旬あたりから話し合いといいますか、集落、あるいは校区ごとの話し合いになっていって、駅伝が終わる11月まで、約4カ月ぐらい、年間の4割近い時間を費やしている現状です。その上に、9月の屋久島高校の体育祭に始まり、中学校、小学校、あるいはこども園、保育園等、最後

は集落の運動会という中で、もう非常にあわただしい時間を過ぎております。

私も一人一人の区長さんに尋ねたわけではないです。ただ、本当にこういう形でずっと毎年が過ぎていって、時の過ぎるのだけが早いということでは、あまりよくないのではないかというふうに思っているんです。

町長も地域振興計画にあるように、地域の活性化に集落の位置づけが重要だと思っていると。それぞれの集落が個性を生かして頑張っている現状を見たときに、やはり町の姿勢というのは、集落を支援するほうに比重を持っていくべきではないかというふうに、町長も前例踏襲の見直しという言葉も使われました。ここらで、逆に本当にそういう流れで、毎年、こうやって町体駅伝、ずっとやることは皆さんにとってどうなんですかという投げかけ方も、意見を聞く、そういう機会も町から投げかける、そういうことも必要ではないかというふうに思っております。

特に、子供の数が少なくなったということは、当然、親の30代、40代の数も少なくなっているわけです。その中で、選手選考とか、そういったものがどうしてもやりづらくなってくる。当然、団体競技とか、高齢者もできるような競技を主体にとかっていう今の町体のスタイルでいけば、あまり集落の運動会と変わらないんじゃないかという思いも私は片方では思うわけです。ですから、これだけ時の流れが早い中で、もうちょっと時間の活用、職員の皆さんもなかなか大変な部分もあると思うわけです。口には出さないでしょうけど。

そういった部分も含めて、ぜひ、ちょっと考えてみる時期に来ているのではないかと、提言ということで、機会がありましたらそういう話もしていただきたいというふうに思っております。

それでは、大きな2点目、農業の振興についてです。

11月5日に開催されました屋久島ぼんかん祭り、この中で、長く屋久島の果樹を研究、取り組んでこられた富永先生のお話を聞いて、色々考えさせられた部分もあるんですけど、まずは、私が行ったときには町長の挨拶は終わって、青果市場の方のお話でしたんですけど、会場に行って一番びっくりしたのが、5年前と比べて、90周年のときと比べて参加者の少なさといいますか、そういったことを一番感じまして、このままで屋久島ボンカンを守れるんだろうかという、生産者の意識というものがどうなんだろうかというふうに、非常にある意味危機感というものを感じたもんですから、今回、質問をさせてもらっているわけですけど、町長は途中で退席されたんですけど、会場の雰囲気というものを町長なりにどのように感じられたか、ちょっと伺います。

○町長（荒木耕治君）

景気がいいと、皆さん顔もよくてあれですけど、何か行くたびにそういうのがだんだんなくなってきて、さみしいというのを感じた、活気というか、勢いといいますか、そ

ういうものは現場に行ったときにもそういうのを感じますから、今、議員がおっしゃるようなことだったというふうに思います。

○ 1 2 番（日高好作君）

J Aの担当者のお話では、平成29年の市場への出荷量が141トン、平均単価が353円、30年度の出荷量が139トンで平均単価が320円。市場の受け入れ能力に関しては、担当者としては200トンぐらいと見ている、そういうふうな話をされているわけですが、現実には2年続けて150トンを超えている、また、ことしも予想では150トンぐらいという予想をされているわけですが、導入から100年近くたった、今朝も同僚議員が午前中に質問しましたが、私はこれを屋久島のシンボルとして死守しなきゃいけない、そういうふうに思うわけです。

当然、市場でのこれになり変わるものはこの時期にないと、お歳暮シーズン、色んなほかの柑橘、桜島小みかんとか、大将季、そういったものも出ていますが、やはり贈答としてのポンカンの価値といいますか、地位というのはゆるぎがないということをおっしゃっているということですから、きょうも午前中のポンカンの苗木の購入が、逆算していきますと、大体今まで購入された苗木で4ヘクタール分ぐらい、少なくともきちっと育てれば4ヘクタールは老木からよみがえっているというふうな計算はできるわけですが、今、担当課で聞いても、やっぱり老木によって10アール当たり1トン以上取れない、その現状を、しかも100%秀品で売れるわけではないですので、かなり低い生産力になっているんじゃないかと思うわけです。

これは12月10日まで、それから、20日まで、25日まで、年明けという4段階で市場に出荷された単価の動きを見てみますと、やはり20日ぐらい、10日の相場もそこそこいいですし、20日当たりが一番よくて、25日までの市場での評価がまだ高いのかなと。年明けになると約半額になる。やはり、これからの農家所得を考えたときに、年明けの部分の引き上げ、底上げといいますか、その部分でもある程度所得できる方策はないのかという、そこにちょっと着目、午前中もふるさと納税の返礼品も出てきているわけですが、今のままカラーリングしたものを年明けに出してもそのぐらいの値段しかしないんだと思います。

ですから、町で運動の展開ということで、年内に間に合わないものに関しては、樹上完熟をして、それでそれを年明けにアピールする、その売り方、そこに町として力を入れて農家所得を上げると、そういう体制が私は必要ではないかというふうに思うわけです。

そのためには、やはりさっき言ったように、各課で目標の設定といいますか、そういったものを掲げて、ぜひ200トンが無理なら絶対150トンは死守するんだという、そういった町の力強い思いというのが農家に伝わり、農家もそれに応えて頑張ろうかという

ふうな、そういう流れをつくらないと、私はこのまま農家任せで頑張ってくださいと、決して担当が何もやっていないという意味ではなくて、ある意味、農家の意思に任していたんでは、私は所得向上はつながらないと。やはり、屋久島の農業にとって、この果樹の生産農家は多いわけですし、そういったものを含めると、果樹農家の所得を上げる、それについては、町長みずから、よしという気構えと言いますか、私はフロンティアスピリッツじゃないですけど、開拓精神が、今、屋久島の農業には一番求められている、そういうふうと思うわけですけど、町長の気持ちを、力強い意思表示と言いますか、それをぜひお聞きしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

私の子供のころは、ポンカンを自分たちが食べるのが大変、食べちゃいけない、そんな貴重なものだったと子供のころは覚えています。それだけお金になっていたからそういうことだったんだろうと思っております。

ですから、今、議員が言われるように、そのころ、やはりポンカンで生計を立てて、子供を学校にやって、そういう時代もあったわけですから、まだ、そういう栄光を取り戻すという。ポンカンと言えば屋久島というブランド、私は屋久島ブランドをつくるというのは、屋久島というのでポンカンは屋久島だと、そういうことをなぜ言うかって、私は昨年でしたか、マグロの大間の町長と会うことがありまして、その人と話をするとき、大間のマグロといたら一流です。それは、やっぱり大間というのがついているから、マグロだけじゃだめなんだ、大間のマグロじゃないと。あれは青森の竜飛岬で取ってきて、大間で上げたら大間のマグロになるらしいです。漁協はそうらしいです。ですから、大きなのを向こうで取ってきてあげる。

なぜ、そこでそうするかというと、やっぱり大間という、それがブランド力なんです。ですから、屋久島もポンカン、タンカン、あるいはほかのものにしても、屋久島のものだから、だから時期にとらわれずに、年を明けようが、屋久島のポンカンが落ちないような、値が落ちないようなことをやりたい。それには、朝も言いましたけど、やっぱりふるさと納税も含めて、そういうことをやりたいというふうに思っております。

○12番（日高好作君）

最後になりますが、1期目町長は自分は農業は苦手な分野だと、はっきり申し上げて、私もそうだと、致し方ないかというふうな見方をしていました。2期目、子牛の競り市も結構顔も出し、そういうことは伝わっておりますけど、これから3期目、ぜひ、一次産業の分野で表に出て、町長みずから力強い姿と言いますか、それを農家やら、ほかの漁業者、林業関係の方、一次産業に携わる方々に対して、エネルギーが出てくるような、そういうふうな姿勢をぜひ見せていただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（岩川俊広君）

本日はこれで終了しました。

次の会議は、12月9日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時44分

令和元年第4回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和元年12月9日

令和元年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

令和元年12月9日（月曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
5番 大角利成	<p>1. 農林水産業の振興について</p> <p>(1) 町長選挙公約の一つである「屋久島ブランドを活用した農林水産業育成と働く場の確保」にどう取り組む考えか。</p> <p>(2) 屋久島町第二次振興計画に掲げている「体験型農林水産業による定住促進への取り組み」について具体的にどう対処する考えか。</p> <p>2. 就労の場確保について</p> <p>(1) 屋久島町第二次振興計画に掲げている「町の魅力を引き出し働き甲斐をつくる企業学校等の誘致」についてどう取り組む考えか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
14番 寺田 猛	<p>1. 島内景勝地の松枯れ対策について</p> <p>(1) 町内全域で松枯れ被害が拡大しているが、宮之浦なごりの松原等の景勝地や永田や栗生等の海岸線の松林の保護・保全対策に万全を期して臨むべきと考えるが見解を伺いたい。</p> <p>2. 医療・介護や観光サービス業等の職業別の就活ツアーの実施について</p> <p>(1) 町内での恒常的な人材不足解消や移住・定住の促進のための職業別の就活ツアーの実施を研究・検討すべきと考えるが見解を伺いたい。</p> <p>3. 屋久島高校魅力化プロジェクトについて</p> <p>(1) 地域みらい留学フェスタの反響やスクールバス費の低廉化などの屋久島高校支援策の進捗状況と展望に関する見解を伺いたい。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長 教 育 長</p>

<p>8番 榎 光徳</p>	<p>1. 宮浦小横の水路の安全防護柵設置について</p> <p>(1) 宮浦小と中央中の間に水路があり、小学校側には、防護柵としてフェンスが設置されている。</p> <p>また、小中学校の行き来ができるよう、水路上に手摺付きの蓋板が1箇所設置されているが、中学校側にはフェンスが無く、手摺も万全とはいえないが、改善できないか。</p> <p>2. 豪雨災害等、緊急時における迂回路対策について</p> <p>(1) 記憶に新しい5月18日の集中豪雨の際、長峰～楠川間の県道が寸断され、町道（農道・林道を含む）への迂回を余儀なくされ、危険な状態が発生した。</p> <p>迂回路としての機能を果たすであろう楠川上流と女川上流の橋梁設置の計画は考えられないか。</p>	<p>教 育 長</p> <p>町 長</p>
<p>3番 岩山鶴美</p>	<p>1. これからの町政に取り組む、町長の姿勢について</p> <p>(1) 南日本新聞のインタビューの中で選挙中、「役場が町民を向いていない」との声が聞かれたが？との質問については、どのようにとらえ、どのようにお考えですか。</p> <p>2. 屋久島憲章の条文に基づいて</p> <p>(1) 屋久島憲章の条文を町民や外向けにアピールする為に、フォーラム棟横に水飲み場を作るつもりはないですか。</p> <p>3. 児童福祉について</p> <p>(1) 町長は、施政方針並びに分野別施策の中で、児童福祉については母子の健やかな健康管理に資するため、子育て世代包括支援センターを設置しますと述べていますが、現状と今後の取り組みについて教えてください。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	4番	上村富士高君
5番	大角利成君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
10番	高橋義友君	11番	小脇清保君
12番	日高好作君	13番	下野次雄君
14番	寺田猛君	15番	岩川修司君
16番	岩川俊広君		

1. 欠席議員（1名）

9番 眞邊有次君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 岩川茂隆君 議事調査係長 鬼塚晋也君
 議事調査係長 井綾乃君

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	岩川浩一君	会計課長兼会計管理者	佐々木昭子君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	松本薫君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長兼 福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	日高孝之君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	塚田賢次君
地域住民課長	上釜裕一君	監査委員事務局長	岩川茂隆君
教育振興課長	計屋正人君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（岩川俊広君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、5番、大角利成君に発言を許します。

○5番（大角利成君）

皆さん、おはようございます。5番、大角利成でございます。

朝夕は少し肌寒さを感じ、ツワブキの花が満開となりました。また、船行集落では、以前、花のまちづくり推進事業で船行集落民が植栽いたしましたサザンカの花が満開近くとなり、車窓からの眺めで、ひとときの心を和ませていております。

また、ポンカンの収穫も始まりました。年の瀬を感じるところでございます。ことしはポンカン導入95周年の年であり、これまで以上の高値取引に期待をする一農家でもあります。

また、昨夜は、某テレビ局の「ナニコレ珍百景」という番組で、「1年に6回、運動会大好きな屋久島」と題して屋久島が放映をされました。東京に住む息子からの電話連絡で拝聴いたしましたが、屋久島島民はもちろんのこと、出郷者の皆さんも懐かしく見られたことと思います。また一方では、屋久島の宣伝にも大変なことをうれしく思うところでございます。

さて、このたびの町長選挙において3選を果たされました荒木耕治町長、御当選おめでとうございます。

屋久島町荒木耕治丸は2期8年間の航海を終わり、3選に向けた町民の判断を仰ぐために、一時、寄港しておりましたが、無事出航の運びとなりました。しかしながら、穏やかな出航とはならず、しけの中での出航のようにも思われます。4年間という長い航海ですから、なぎの日もあれば、しけの日もあることは私が申し上げるまでもありません。長い航海に際しましては、何よりも体力が源、大切であります。

本定例会初日に、このたびの僅差の選挙結果を真摯に受けとめ、町民の意思を正しく理解し、町民の福祉と安寧のため努力する旨の所信をお聞きしました。お体、御自愛いただき、選挙公約実現のため、日々、精進されることを期待いたします。

今回の私の質問は、農林水産業の振興についてと就労の場確保についての2点であります。

まず、1点目の農林水産業の振興についてお尋ねをいたします。

本町においても他の自治体と同様に人口減少が進行する中、農林水産業の担い手不足が懸念をされております。また、従事者の高齢化も進み、生産活動の停滞等が心配をされているところです。

そのようなことを踏まえてか、荒木町長は、さきの選挙公約の中に、屋久島ブランドを生かした農林水産業の育成と働く場を目指すと掲げられていました。このことについて、どのように取り組む考えか町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。大角利成議員の質問にお答えをいたします。

所信表明のときにも述べさせていただきましたが、持続可能な1次産業を維持していくためには後継者不足を解決しなければなりません。そのためには、1次産業で生活していけるだけの所得を確保することが重要です。その課題がクリアできれば、島外に出ている町内出身者、Iターン者の移住につながると考えております。

その具体策として、担い手農家へ農地の集積を進め、規模拡大を進めるとともに、ぼんかん祭で富永先生から提言のあった屋久島ブランドの再評価を行い、屋久島ポンカン、タンカンの面積拡大のために苗木購入補助、パッションフルーツ用ビニールハウスの導入補助を実施をしていくとともに、屋久島に適した新しい果樹の適応試験についても実施をしていきたいと思っております。

また、林業では、森林環境税を活用した地杉製品の開発、販路拡大、広葉樹を活用した家具等の新製品開発、林業従事者の研修費補助などに取り組んでまいります。

水産業においては、魚礁の設置や藻場造成を行い、漁獲高の安定化を目指し、未利用魚の販路拡大、加工品の開発補助、九州あご祭り参加によるPR活動にも引き続き参加をしたいと考えております。

第1次産業については、全般的に専業での従事が厳しい産業になっております。しかし、この産業が衰退した自治体では、人口維持が大変厳しくなると言われていることから、健全な産業構造を保つという観点から行政の手厚い支援が必要であると考えております。

具体的な方策としては、前述したことを基本にしながら、言い尽くされてきたことではありますが、世界自然遺産屋久島のブランド活用にあらゆる方面からチャレンジしたいと考えています。

有人国境離島法から補助事業の積極的活用や、近い将来に実現するであろう東京へのジェット便就航なども視野に入れたものにしたいというふうに思っております。

○5番（大角利成君）

今、町長の考えをお聞きしました。これまでお聞きしてきたことを総まとめしたようなふうに私は捉えております。

町長、私が聞きたいのは、このたび3選目を果たされました。今、言ってきたようなことをこれまでも行政側としては言ってきたことではありますが、この3期目の4年間で、これとこれはやってみたい、あるいは、心に秘めていることがあれば、これは、この4年間で絶対やるというのが1次産業の振興の中で、このブランドを活用して何か考えがあるのかなのか、それを私は今回は聞きたいわけでありまして。

今、言ったように、これまでも色んなことを取り組んできました。農業が、あるいは漁業が、林業はおかげさまで、私の考えでは少し日が差してきたのかなという思いがしております。

特に、この農業、あるいは水産業については下火かなという気がしますんで、私がいつも申し上げてきましたように、第1次産業が衰退をすると町は衰退をしていくというのが私の持論であります。

ですから、特に第1次産業のことについてお尋ねしますが、先程来、色々と申し上げられましたけれども、今の状況からして、我が町の状況からして、これはやりたいと思う、これはやるべきだという思いが町長にあれば、それを少しお聞かせいただきたいと思っております。

○町長（荒木耕治君）

今までやってきたことじゃないかということですが、今、特にやりたい、今期4年でやるというようなことは、尾之間に、県と一緒にやった試験場がございます。あれが大分、今、活用をされていないというのがあります。ですから、あれをもう一度、町単独でやるのか、それとも、もう一度、県と協議をして県と一緒に、そういうものをもう一遍、屋久島でできないのかということが一つと、それと、ぼん・たん館の裏にありますハウスが全然使われていない、放棄しているような状態ですから、あれを早急に整備をして、ハウスをやりかえて、あそこで新しい、ポンカン、タンカン以外に屋久島に適した、今、色んな品種のものもありますから、そこで新しいものに対してチャレンジをしていきたいという思いが、今、あります。

○5番（大角利成君）

試験場の活用もそうでありましょう。新規作物の導入、これについて、少し行政が、今まで以上にリーダーシップをとって取り組んでみたらどうかと思うところですが、今回、私は町長の考えを聞く一般質問の機会にしておりますので、私の提案は余り言わ

ないことにしようと思っております。

ただ、先般の富永先生の講演を聞きました。私も25年以上になりますか、のつき合いであります。よく存じております。あのような、これまでかかわってきた先生もいらっしやいますので、そういう方々のノウハウの活用をしながら、自治体が、町が少し主体的に農業振興について、あるいは新規作物の導入について取り組んでいく姿勢を見せてほしいなど、このように思うところです。

そのためには、鹿児島県始めJAとの連携、これも大事かと思えます。私なりに思うのは、この三者連携が少し以前からすると薄くなっているんじゃないかなというような気がしますし、先般の同僚議員の中でもありましたように、あるいは町長の答弁にありましたように、農業に対する意欲というのは、少し薄れているのかなということも申されておりましたから、そのようなことで頑張ってもらいたいと思えますし、何よりも農業に対する考え方が、行政の考え方が農家に伝わっていないんじゃないかなという気がします。

農家任せではいけないと思えます。今、町長が申されたようなことを、もう一遍、原点に帰って考え直していただいて、いま一度、行政がリーダーシップをとらないと、我が町の農業、第1次産業は、少しおかしな変なところに進んでいくんじゃないかなという気がしますので、頑張ってくださいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

このたび、令和元年度から10年度までを期間とする屋久島町第2次振興計画が策定をされ、公表されたところでございます。

振興計画審議会の委員の皆様や住民アンケートで寄せられた意見、そして、まちづくりミーティングでいただいた多くの意見を反映させて、町民の皆様方の協働を意識した内容となっており、実によく整理をされていると評価をするところでございます。審議会委員の皆様始め、関係各位の御苦勞に対し敬意を表するところであります。

町長にお尋ねをいたします。この中で、第1次産業の担い手確保と支援の課題解決として、体験型農林水産業による定住促進への取り組みを掲げていますが、どのように対処をする考えか、まずは町長の考えをお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

先程の答弁と重複するところがありますが、農林水産業の後継者不足は、本町の1次産業振興の大きな課題であります。現在、1次産業に従事している方々には、子息は島外にいるが後継者として帰ってこいとは言えない。1次産業では生活ができないとおっしゃる方々が少なくありません。それは、家族を養うほどの所得を上げられないと感じているからだと思えます。

1次産業で家族が生活を送れること、すなわち、儲ける1次産業を構築することが定

住につながると思います。それは、先程も述べたとおり、さまざまな施策に取り組む必要があります。その結果が出るには一朝一夕にはいきませんが、取り組みがおくれれば現状を維持することは叶いませんので、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○5番（大角利成君）

今回は、私は、第1次産業のことについてお尋ねをしているわけですが、この体験型農林水産業による定住促進、以前も、旧町時代も、それぞれが取り組んできた経緯があります。

過去においては、県と町が協働して、古くは、ふるさと列車体験ツアー、そして、県外からの列車を使ったツアーの方々を民泊をさせて、そして、屋久島での体験をし、交流をする事業もございましたし、水産業についても、水産業の体験事業もございました。

結果的に、これは、なかなか定着をしなかった。そのようになっていますけれども、しかしながら、その効果は、あったかと私は思っております。

今回、振興計画の中で、担い手の確保、支援ということで、その中の一つとして体験型を取り入れて、そして、定住促進に取り組みたいということでの思いがあつての掲載だというふうに思っております。

あの計画全てが、荒木町長みずからの思いでないことは、私も重々承知をしております。先程申し上げましたように、色んな皆さんの意見を聞いて、我が町、こうありたい、こうあるべきということでの10年間の取り組みだというふうに理解をしております。

ただ、町長、どうなんでしょうか、定住促進、体験型の農林水産業による定住促進ですから、何かやってみたいことは思いつきませんか。

○町長（荒木耕治君）

今すぐに何をやるかということは、私は思いつきませんが、言われるように委員の皆さんとか、あるいは議員も、こういうことをやったほうがいいんじゃないかということがあれば、お聞かせをいただければ、そういうことも含めて町が率先をしてやっていきたいというふうには思っております。

○5番（大角利成君）

ぜひ、また、体験型ツアーについて、じっくりと部内でも協議をしていただきたいと思いますし、この体験型の民宿を、このことについても少し考えてみてはどうかなと思うところもあります。

担い手の支援ということ掲げておりますが、担い手の支援ということで1点だけ、これは私の考えを申し上げたいと思います。

担い手が不足する中、従前、農地が荒廃する、それを防止するために、担い手へ農地の集積を、今、町は一生懸命やっていると思います。その中で、貸して、そして借りる

側、農業担い手、借りる側にも、以前は、それなりの支援があったかに思います。

町が幾分か負担、助成をしてでも農地を担い手に集積をし、そして、先程触れました専門農業は厳しい状況というふうに町長はおっしゃいましたけれども、であればあるほど、農地集積の補助事業等についても、もう一度、考えてみる余地もあるのかなというふうに私は思っております。

今、マスコミ等では、全国津々浦々、地方の体験を取り上げたテレビ番組等も非常に多うございます。それぐらい、やはり皆さんは、そういうところに目が向いているだろうと思うし、我が家でも、そういうテレビ番組を選んで見る、このような機会もふえております。ぜひ交流事業について、また、職員一体となって知恵を出していただければと、このように思います。

ただ、少し残念ですが、これとこれはやりたい、やると言い切らなくても、町長から、私としては、これはやりたいと思うんだけど、これは必要だと思うんだけどというような考えを聞いたかったわけですが、残念であります。

どうか、また検討していただいて、何らかの形で、屋久島、変わったな、荒木町政、3期目になって変わったなというふうに評価されるように頑張ってもらいたいと、このように思います。

では、最後の質問に入ります。

最後の質問、就労の場確保についてお尋ねをいたします。

屋久島町第2次振興計画の、先程来申し上げております計画の基本構想の中で、若者の島外流出や高齢化の進行により就業人口が減少する中、働き手の確保が喫緊の課題となっていることから、若者やIターン者などの新たなまちづくりの担い手が島に定着できるように、雇用の増加を図ることが必要である。このことから、屋久島の特性を生かした企業、学校等の誘致を掲げておりますが、このことについて、町長は、どうお考えなんでしょうか。現時点で具体的な動きがあるのでしょうか。ないとすれば、先程来申し上げておりますように、このことに対する将来へ向けた町長の考えをお尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

今回の屋久島町第2次振興計画は、住民の皆さんとの協働を意識をして策定をしました。町の魅力を引き出し、働く機会をつくる企業、学校等の誘致についても、住民アンケートや、まちづくりミーティングの際に出された多くの意見をもとに、策定部会、審議会を経て振興計画に反映をしたものであります。

屋久島の特性というのが町の魅力を引き出すことにつながると考え、ここでは人と自然が共生する社会というふうに位置づけました。単なる企業や学校の誘致ではなく、環境への影響を配慮する企業や学校の誘致というものが住民に求められていることだと認

識をしています。

現段階で具体的にお示しできるものはありませんが、光ケーブルの整備により、企業等の屋久島に対する意識も変わってくると期待がされています。今後の動向を見ながら、自然との共生の理念を理解をしてくださり、町とともに手をとって、この理念を推進をしてくださる企業や学校の誘致を継続していきたいというふうに考えております。

○5番（大角利成君）

今、答弁をいただきました。

私としては、これも通り一遍の答弁かなというふうに思うところですが、今、町長の答弁の中で、企業誘致でネックになっていること、これまでも色々とありましたが光の関係とかお話がありました。今、光については整備中ではありますが、あるいはまた、これまでは電気の安定供給のことも企業の誘致のネックになっていました。

これ以外で、町長は、今本町の企業誘致でネックになっているというようなことは、どのようなことを感じているのかお聞かせをいただければと思います。

○町長（荒木耕治君）

外界離島という離島にあるということ、要するに輸送コストがかかるということだというふうに思っております。

○5番（大角利成君）

輸送コストについても、従前からすると、かなり荒木町長の全国離島振興協議会の会長としての手腕もあってか、少しずつ改善をされてきております。このことは、島民ひとしく評価をし、喜んでいるところですが、その輸送コストだけでなく、まだほかにもあるのかなというふうに私なりに思うわけですが、このこともきっちりと整理をしながらやっていただきたいと思います。

先程の答弁の中で、環境学習に関する学校誘致等がございました。このことについて、もう少し町長の思いがあればお聞かせいただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

就任以来、環境学習を、屋久島全体をフィールドにした観光を学べる学校の誘致をしたいということは当初から思っておりました。今、全国至るところに出かけていったときに、そういう話を、学校を、あるいは高校を、専門学校を、あるいは国際的な学校誘致はできないかというお話は、私は、そういう場面があれば至るところでそういう話はしております。ですが、なかなかその話が、ここまで通じないというのがあります。

そして、そのほかにも、企業は、こういうことをやりたいということで役場にも訪れたり、私とも話の中でも、そういうことがあります。なかなか第1段階は来ますけれども、その後、第2、第3回に進んでいかないというのも一つあります。

それと、これも申し上げておりますが、やっぱり環境と共生をするという、ここは、

製造業で公害を出すようなものは、そもそも受け入れないというのも私は最初からあります。ですから、環境に優しい、そして共生ができる、そういうものという、だんだん職種も絞られていきますし、なかなかそういうものは難しい。

ですから、ここに来て、光を整備する、そういう環境整備をして、また、そういうもので興味を持って、あるいは、それこそ屋久島というブランド、屋久島で、こういうことをやっているんだということを、一緒にやるという企業も、今からも探していくとか、そういう企業と一日でも早く出会えるように努力はしてまいりたいというふうに思っております。

○5番（大角利成君）

学校そのものを誘致というのは非常に厳しいといえますか、難しいこともあるかと思います。おかげさまで、南部のほうに屋久島おおぞら高等学校が誘致をされ、現在、40名を超す職員、そして数千名の子供たちが、毎年、屋久島を訪れ、その経済効果というのは非常に多いものがあります。

ですから、学校全体の誘致というのは、私は非常に厳しいのかなと思うんですが、先程来、町長もおっしゃっているように環境学習に関する、そういう大学のキャンパス、こういうのからやってみたらどうかと思うところでもあります。

今回は、私は、町長の考えを聞き、そして、そのことをもとに、残された2年を切りましたけれども、議員活動の参考にしたいと思っての一般質問でありましたが、残念ながら、私としては、少し空振りに終わったのかなという気もいたします。

もう少し町長の思いをお聞かせいただければ、そのことについての、私も自分の考えというのも述べてみたいなと思っておりましてけれども、次の機会に、そのことを申し上げてみたいと思っております。

本庁方式に移行いたしまして、役場の組織も再編をされました。そして、新体制への業務がスタートをし、はや6カ月が過ぎようとしております。職員も幾分、落ちついてきたように私なりに感じております。

同僚議員が、先日の一般質問でも触れておりましたけれども、組織内の課長会、この会議をもっともっと効率よく活用して、そして、職員との対話を町長がこれまで以上に持ち、色んな職員からの情報を得ながら、荒木耕治軍団が一丸となって、町長が日ごろから言っている、役場は最大のサービス業、この実現に向けて進めてほしいと思います。

悠久の流れの中で自然とともに生きる知恵と多様な集落の文化が解け合い、人々の営みが循環、そして持続していくまちづくりを目指すことを基本理念として、住民、集落、行政が、よく話し合い、役割分担をしながら、全ての住民が屋久島で暮らし続けられるようなまちづくりにさらに精進されることを期待をしております。

さきにも申し上げましたが、町長の思いというのを、もう少し聞いたかったかなとい

う気がいたしますけれども、そのことは、また、情報を町長が得ながら、私も町民の意
向も把握しながら、次の機会で、また議論をしてみたいと思います。

少し時間が早いようですが、以上で、今回の私の質問を終わります。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。

10時50分から再開します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、寺田猛君に発言を許します。

○14番（寺田 猛君）

お疲れさまでございます。

昨年の今ごろは、私は一湊に住んでおりますけど、尾之間の議場に、この時期は、合
併してから約10年間ですか、通わせていただきました。先程、大角議員が申ししておま
したけども、道々あたりのこの時期の花を見るのが大変楽しみでした。船行のサザンカ、
高平あたりのポインセチアというんですか、あの赤い大きな葉っぱみたいな花みたいな、
ああいうのを眺めながら尾之間まで行くのは大変楽しみにしていたんですが。

ツワブキの花が一湊と尾之間では、咲く時期というんですか、ピークというんですか、
あれが違うなというのを、この10年間、随分感じたんですけど、ことしも私の一湊では、
ツワブキの花をばオコバナという名前と言います。浄土真宗の報恩講をしますけども、
報恩講の「講」からとっているんだというふうに教えられたんですけど、真意のほどは、
よくわからないんですが、そういう意味では、時期が少しずれていっているんじゃない
かなと。夏が過ぎて、秋が余りなくて、いきなり冬が来るというような地球規模の温暖
化みたいなものも少し多少なりとも感じたりするんですが、いずれにしても路傍の花と
いうのは、なかなか風情があっていいもんだなというふうに思います。

それでは、町長の明快な答弁と善処を期待し、議長の許可を得まして、通告に従い質
問をいたします。

まず、島内景勝地の松枯れ対策について質問をいたします。

町内全域で松枯れ被害が拡大しておりますが、宮之浦なごりの松原等の景勝地や永田
や栗生の海岸線の松林の保護、保全対策に万全を期して臨むべきと考えておりますが、
まずは御見解をお聞かせください。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

寺田猛議員の質問にお答えをします。

町内の松枯れは、昨年ごろからピークを迎えており、被害は町内全体に及んでいます。昨年は、南部を中心に町内で99.23立方メートルの枯れ松の処分をしました。また、本年度も、栗生、永田を中心に49.8立方メートルを処分しました。

町内全体の被害木は概算で1,000本を超えており、予算が不足をしておりますので、今12月議会で補正予算を計上して対処することにしております。

全てを処分することは不可能と思われませんが、公益性の高い松林や道路沿線、民家付近の危険木となっているものを優先をして処分をしております。また、県道沿線は県に、国有林については森林管理署、環境省にも協力をいただき、枯れ松の処分を行っていただくよう協議を行っております。

現在では、永田、宮之浦の松林だけが高度公益機能森林に位置づけられており、鹿児島県地域振興事業の対象となるため、栗生地区を始め、他の地区の編入も検討しながら、補助事業の導入による財政面の軽減を図るとともに、繰り返される被害の抜本的な解決を図るため、塩害に強い広葉樹等への樹種転換も念頭に置きながら効果的な対策を検討してまいりたいというふうに思っております。

○14番（寺田 猛君）

目に見えて枯れ松が多いなというふうに感じておりました。

口永良部の場合は、もうちょっと早かったんじゃないかなと気がしているんですけども、それに対して、目に見えて対策をとっているのかなというのは、なかなか見えなかったものですから、あえて今回、質問をさせていただいたんですが。

きのうも、私、午後から時間があつたものですから、ウォーキングで矢筈の周辺を歩いたんですけども、やはり改めてそういう目で見ますと、自然に生えた松の中に、ぽつんぽつんと枯れていくのがあります。そうすると、あれは経済的な意味でどなたかが植えた松でも何でもないだろうなというのが枯れていっても、それを、誰も経済的な価値をしないから、よっぽど危険でない限りは切らないんだろうなと思いながら一つ一つを見ていたんですけども、そういう意味では、私が、町長も皆さん、そうだと思いますけども、屋久島では、私が子供のころ、小学校6年生のときに、永田の前浜の、今の松じゃなくて前の松のところでキャンプをした記憶がある。あの松が、今ごろあつたらすごいらなうと、そういうのがあります。それは安房であれ、栗生であれ、一湊もそうですけども、一湊にも、私が子供のときにあつた松が一時期全滅に近いような形で枯れる時代がありました。あのときの松がちゃんとなっておけば、もっとすごいのかなというのが、学習というか、そういう経験を皆さんされていると思いますけども、ぜひ、経

済的な価値がなくても、景観上はすごく大事なところがたくさんありますから、そういうところは万全の体制をとって、樹幹注入というんですか、こうやって。

先般、通告を出しましたら、担当課の課長さんから電話をいただきまして、永田と宮之浦のあれはやっているけど、栗生は、どうもやっていないみたい、何か、そういう制度があったんだろうと、補助制度があったんだろうと思いますけど、そういう意味では、今からでも遅くはないでしょうから、そういうのを探して、ここだけでは絶対死守せないかんというような松林は、全面的に、万全の体制で、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

具体的には、例えば、永田のほうから行きますと、中地の松だとか前浜、つわのやのあそこら辺は、どうなっているのか、よくわかりませんが、いなか浜にも一部残っています。宮之浦なごりの松原は、もちろんそうですけども、昔のホテル縄文とか、あの川沿いに、町がつくった公園だと思うんですけど、あそこの松も、きょう通ってきましたけど、随分大きくなって立派な松があって、鹿銀の横の松もしっかりしたのがあるなど。町なかに、ああいう松があるというのはすごくいいことだなと思いますので、ぜひ、そういうのも含めて、景勝林というか、そういう形でやっていただきたいというふうに。

ちょっと気になるんですけど、栗生のほうでは、青少年旅行村と、こっち側の旧中学校の海水浴場のあそこのほうに松林がありますけど、そこら辺は、具体的には、どういう対策をとる予定ですか。ぜひ、永田と栗生の海岸線の松について答弁いただきたいんですけど、ポイントはありますか。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

永田と宮之浦の中地公園、それから中野の松原、それからなごりの松原、この3カ所につきましては、先程町長のほうからありましたように、高度公益機能森林というのに位置づけをされていますので、そこには補助事業の適用がありますので、ここにつきましては樹幹注入を実施しております。

ほかの地区につきましては、その位置づけがされていないので、今のところは伐倒をしまして、それを焼却なり薫蒸という処理の2つがあるんですが、今のところ薫蒸処理も経費的にかかりますので、今のところは焼却処分をするということで対応するようにしております。

以上です。

○14番（寺田 猛君）

ちょっと管轄外になるのかもしれませんが、例えば、西部林道のヤクタネゴヨウとか、種を残さなきゃいけないと、あっちこっち植えました。そういうものの保護、保全みたいなのは、どこの管轄になるんですか。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

国有地につきましては、森林管理署、それから環境省の担当になりますので、町と県と環境省、森林管理署、4者で協議をしまして、今、対策をとっているところです。

基本的には、やはり先程申しましたように伐倒をしまして、薫蒸処理するか焼却処分という形になるんですが、なかなか山の傾斜の厳しいところであったりとか、そういうところは、どうしても残ってしまいます。そうすると、そこから来年度、松の材線虫という線虫に侵されたカミキリムシが飛んでいって、その松の針葉を食べることで線虫が樹木の中に入って枯れていってしまうんですけども、それをできるだけ抑えるために、今、さなぎの時期のカミキリムシがさなぎのときの状態で処分をするということで対策をとっております。

国有林につきましては、当然、国のほうで対策をとってもら。県道沿線で県道沿い、県道敷に入っている部分については、県のほうで伐倒処理をしてもらうということで、ちゃんと担当、担当で区分をしまして処理をするようにしております。

以上です。

○14番（寺田 猛君）

先般、鹿児島でたまたま天保山から与次郎のほうに行くところの薩英戦争の砲台跡地みたいなところに立派な松がある。改めて見ると、あの松はすごいです。よくぞ、こういうのが町なかで残ったなというふうに思って、それなりに価値が、ますますこれから先、高まるだろと思いますので、なごりの松原を含めて、永田、栗生の景勝地の松林は、ぜひ何がなんでも死守していただきたいなと、そういうふうに思います。

自然相手ですし、害虫ですから、なかなか追いつかないのかなと思いますけども、ぜひ万全の体制でやっていただきたいなというふうに思います。

2番目に移ります。

医療介護や観光サービス業の職業別の就活ツアーの実施についてお尋ねをしたいと思いますけれども、私は、毎回、一般質問をするときに、前回は、シルバー人材センターの話をさせていただきました。その前は、地元の子供たちが就学するときに、帰ってきたら、一定期間、屋久島に帰ってきて就業したら奨学金を免除しますよみたいな制度をぜひ考えていただきたいなというような話をしましたけど、何でかといいますと、先程の一般質問でもありましたけども、人手不足というか雇う側が、なかなか人が来ないというのが恒常的というか、慢性的に屋久島の場合は、どこもそうなんでしょうけど、屋久島の場合は特にあるなというのを感じて、どうしたら解決できるのか。一朝一夕には、なかなかできないんでしょうけども、この前、たまたま新聞を見ていましたら、種子島の西之表が看護婦募集のサイトに、そういうのをしたら、10人のところに百何十人の募集があつて、それなりに興味を持ってちゅうのが新聞報道された。これはテレビでも流れたのかな、そういうのも見て、これだと思って、早速、一般質問をさせていただいて

いるんですけども。

どうなんでしょうか、屋久島の場合は、医療、福祉は、ハローワークの求人を見ると慢性的に出ています。ずっとどこのあれも。それと、観光、ホテル、それからサービス業、いつも求人を出しています。それだけ人が足りないんだろうなと思うんですけども、そういう呼びかけをば、首都圏、あるいは関西圏でやって、婚活ツアーに補助金を出すのと同じスタイルになるんだろうと思うんですけど、そういうことを試みる必要があるんじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

近年、医療や介護職の人材不足については、本町のみならず日本全体の問題として大きく取り上げているところでございます。

本町唯一の総合病院である屋久島徳洲会病院についても、慢性的な医師、看護師不足により診療体制が厳しい状況にあることから、独自のパンフレットを作成し、人材確保に取り組んでいるというふうに聞いております。

また、介護分野につきましては、介護事業所などで介護支援専門員が足りていないということから、人材不足を解消しようと、平成29年に、屋久島町全体の介護福祉事業者の組織として結成をされたALIVE屋久島を中心に、屋久島の福祉介護の情報を島内外に発信をして人材確保を目指す取り組みを行っているところです。

その他の業種についても、人口減少が進む中で働き手が不足をしている状況が続いておりますが、就活ツアーの実施については、企業努力により、会社見学会を自然体験ツアーとあわせて実施をしている企業もありますので、事業者が、まず計画し、町がそれを支援することが望ましいのではないかとこのように考えております。

町は、移住者希望や企業からの相談は、住宅に関するものが最も多いことから、空き家対策などの定住対策から、人口減少対策や人材不足解消につなげていきたいというふうに思っているところです。

○14番（寺田 猛君）

行政が、その種のものにかかわって、何がしかの企画、あるいは企画運営補助みたいなものを負担金みたいな形で捻出するちゅうのは、よっぽど事が重大にならなきゃ、なかなかしないんだろうなというのはよくわかるんですが、今の答弁を聞いていると、各企業業種別に一生懸命やってくださいと、役場は住居、その他で応援しますからみたい聞こえましたけど、それは、現状として、そういう認識であれば、それはいたし方ないなというふうに思うんですけど。

有人国境離島法の制度の中でのソフト事業、あるいはアイランダーの中でのアピール等をするときに、屋久島は、例えば、就活でこうして来ると、通常5万円かかるところが2万円で行けますよとか、3万円で屋久島に行って、色んな観光業界の方の話を聞いて

てみませんかとかという、そういうときに、そういうことをセットにしてアピールできたら、もっと説得力が出てくるんじゃないかなというふうに思いますけど、アイランダーって、あれは何をしてんのというふうな、どこまで実績として残っているのかなと非常に、情報発信することはいいんですけど、具体的な、そういう就活ツアー、あるいは婚活ツアー、後ほど申しますけど、離島留学なんかのツアーみたいなものはセットで運営していかないと、どうも、なかなか実績として残らないんじゃないかなという気はしますけど、町長は、離島の会長をされていますから、そこら辺は、どうですか。いっぱい事例はあるんじゃないかなという気はしますけど、屋久島は、まだそこまで必要ないと言え、それまでかなと思ったりしますけど、いかがですか、そこら辺は。

○町長（荒木耕治君）

必要ないとは思っていませんので、今、ありとあらゆる制度を、今、全国の離島がそういうことで、誘致合戦とか、そういうこともウの目タカの目といいますか、色んな制度を使ってやっております。

ですから、今の担当課も、そういう制度、ありとあらゆる制度を利用して、そして、使えるものを使って、これからやっていくということが大事だろうというふうに思っています。

今、一つ、この庁舎ができてから、庁舎を見るのがメインで来て、そして、屋久島の観光をして、屋久島がいいというふうな、そういう屋久島へ入ってき方というのものもあるように聞いておりますので、そういうことも含めて、色んなケースで屋久島に来て、屋久島を見てもらって、そこで働きたいという気持ちを持ってもらえるように、そういうことは努めていきたいというふうに思います。

○政策推進課長（松本 薫君）

先程アイランダーの件が出ましたので、先月実施されたばかりなんですけど、御存じのように、これまではPR、それと物販です、これが中心だったんですが、今年度から少し趣を変えておまして、物販については少し控えぎみで、2番目の質問にまた出てまいりますけれども、具体的に、こちらがPRしてもお応えする材料を持っていなかったもんですから、例えば、屋久島高校の件とか、具体的に少し動き出しましたので、そういうことで、皆さんに具体的な情報提供ができるようになったということで、随分、今年度から趣が変わったように聞いております。

これまで以上に、やはり屋久島は問い合わせは多いというふうには実感しております。以上です。

○14番（寺田 猛君）

屋久島に来られて、すごく気に入って住みたいという人が今までのパターンです。それはそれで大変ありがたいことであるし、結構なことなんですけども、これから先のこ

とをした場合に、それだけでは、なかなか追いつかなくて、その来る機会みたいなものを、すぐしろなんて話はしてなくて、ぜひ研究していただいて、調査研究をしていただいて、例えば、アイランダーで行ったときに、そういう制度がありましたら利用されますかみたいなアンケート調査みたいなものをどんどんやれば、私は行きますよみたいな人は、ちょっと旅費も加勢しますから、ぜひ来ませんかみたいなことを企画していけば、かなりの数で来るんじゃないか。それが実際、物になるかどうかは、また別でしょうけど、婚活も一緒に、来るのは来るけどなかなか成立しないというのは、よくある話ですから、それはそれでいいんでしょうけど、そこまで時代が来ているんじゃないかなという、そういう気がしますので、ぜひ調査研究をしていただきたいというふうに思います。

3番目に移ります。

屋久島高校の魅力化プロジェクトについてお尋ねをいたします。

先般、一通り説明を受けて、フェスタの反響とか、そういうのを一通り説明を受けたりしておりますし、何がしかのものを一生懸命つくり上げようとしているのは、よくわかるんですが、どういう状況になっているのか、まず、見解をお聞きしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

屋久島高校に確認をしたところ、7月末に行われた1日体験入学に参加した受験生を中心に30名程度の受験生及び保護者の方々と情報の共有を行っており、屋久島高校を受験する可能性が高いという印象を受けている受験生も数名いるようです。

町においては、これまで下宿の受け入れ先の交渉を行い、女子生徒の受け入れ先を確保したほか、屋久島町町外高校生受入支援金交付要綱を定め、支援額等についての情報提供をいたしました。現在、交付要綱に基づく支援金の申し込み等を行っている状況であります。

スクールバスの低廉化については負担額の平準化を含め、基準額をどの地区に置くのか、今、内部で検討をしている状況でございます。地域みらい留学スクールバス費の低廉化により、1学年3学級の維持が可能な生徒数の確保を目指していきたいというふうに考えております。

○14番（寺田 猛君）

教育委員会から教育行政要覧をいただきました。少し見させていただいたんですけど、屋久島高校の場合は、普通科二クラス、情報ビジネス科一クラスにしたとき、定員が120名です。120名の中で、この春は、普通科が40名だったから、結果的に一クラスになってしまったということでもあります。

一定数出ますから、どうしてもしょうがないんですが、この資料によりますと、こと

し、31年の4月8日現在の資料なんです。中学校の卒業生が、ことし112名おって、県内の公立高校に13名、屋久島高校に73名、私立高校に14名、県外の私立高校に5名、特別支援学校に3名、通信制の高校に1名、その他に3名という、こういう状況があります。

卒業生が112名で、結果として、こういうふうになってきているんですけども、今の中学3年生は、この資料によりますと112名、2年制が122名、中学1年生は99名、小学校6年生が108名、5年生が125名、4年生が99名、3年生が126名、2年生は93名、1年生は117名。

100名を切るか120名ぐらいの間で、当面、推移するんだということになるんですが、町長の今の答弁にありましたけども、1学年3クラスを死守することが目標だという、当然、当面は、そういうことになろうかと思うんですが、ことしも40名でしたけども、これが41とか42になると20人ずつの二クラスになってくる。そうすると、教えるほうも、クラスも、割とやりやすいんじゃないかなという状況が、学校の世界には多分あるんだろうと思いますけど。

ですから、あと5人か、多くても10人ぐらいの、島外から屋久島高校の普通科に来てくれる子がおれば、どうにかこうにか当面、二クラスで、一クラス、二十何名ぐらいの普通科がいけるんじゃないかなという気がしますので、今、おっしゃった下宿もそうですけども、町長が一番詳しいんだろうと思いますけど、この離島留学の高校の資料、これは離島センターのやつですか、これを見ていますと、北は北海道の天売高校というんですか、利尻高校、長崎の五島、壱岐、対馬、いつも言いますけど、島根の隠岐島前高校、東京都の神津高校、神津島だと思いますけども、奥尻高校ですか、東京の八丈島の八丈高校、鹿児島県の古仁屋高校ふるさと留学、与論島の与論高校、沖縄県の久米島高校、五島の奈留高校とか。

そこそこの高校から、対馬高校なんかはもうちょっと大きいんだろうと思いますけども、1学年一クラスの高校、私どもは、一昨年、大崎上島に行った学校なんか1学年一クラスの学校でしたけど、そこまで行って一生懸命どうかせにやいかんといっって、町も一体になって、県も一体になって、恐らく、こういう高校は、そういう形になっているんだろうと思いますけども、屋久島高校の場合は、まだそこまで共通の理解というか、危機感というか、そういうのがまだないんだろうなという気は私もしております。

でも、確実に、それが音を立てて迫ってきているというのは、数字の上ではあるわけですから、どうなんでしょうか、鹿児島県の中で、いつも話題にしますけど、南大隅高校に町立の寮があります。今度、古仁屋高校が、ことしから寮をつくって募集をしていると。古仁屋も大変だろうと思うんです。加計呂麻とか、ああいうところから来る子もおったり、船でも通えるみたいですけども。町に高校を残そうと必死です。

ですから、屋久島の場合も、私も経験がありますけど、PTA会長をしているときもそうでしたけど、下宿先を探すのって物すごい大変で、PTAもそうですけども、同窓会も中心になってしまいますけど、学校の先生方というのも、なかなかそこがうまくいかないところもあるんじゃないかと。

きょうあしたの話じゃありませんけども、町立の寮ぐらいのプランを立てて、それに対して予備調査をするとか、何かそういうことを一方ではしないといけないんじゃないかなという気はしますけども、そこら辺まで踏み込んだ議論に、今後なっていくのかどうかを少し見解をお伺いしたいと思いますけど、いかがですか。

○政策推進課長（松本 薫君）

今年度、実は40名になって一クラスになったという、それと、今、御紹介いただいたように、来年度、再来年度については、今のところ過去5年の島内屋久島高校への進学率というのは70%強ぐらいですので、数字上は、来年度、再来年度、少し安定するかなという情報を共有しているところですが、その次の年、今の1年生の皆さんは100名を切りますので、そうなると、今の掛け率を掛けると、また同じようなことになるということで、実は、今、その3年後を見据えて取り組んでいるところでございます。

それと、寮の件なんですけど、こういう機会に、かなり色々調べてみました。例えば、一番近いところで、今、出ました古仁屋高校の寮がございまして。こちらの場合が定員32名なんですけど、やっぱり最初の投資が約6,000万円弱ぐらい、いわゆる建設費です。それと、ランニングコストが1,200万円弱ぐらいですので、ほかの高校も大体似たような形でいっておりますので、この辺を踏まえまして、もう少し調査が必要かと思いますが、今、私ども、宿舍の確保に非常に苦勞しておりますので、今後の検討課題かなというふうには考えておりますが、費用もそれなりにかかるということも理解した上で取り組んでいくつもりでございまして。

以上です。

○14番（寺田 猛君）

普通科二クラス欲しいなというのは、一クラスでもいいじゃないのと言われれば、それだけのことなんですけど、そうなってくると、なかなか今度は、経済的な事情とか、進学先の選択肢の中で、屋久島に残りたいんだけどなという生徒がいや応なく、その枠に入れられないような事情のある子も出てきたりすると思いますけど、できれば普通科が二クラスあって、上位の学校に進学を希望する子、あるいは就職も含めて、そういう幅のあって、学校もそれに対して安定的な教員の配置が県教委でもできるような、そういうのができれば理想だなというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいなと。危機感を持って共通でしないとだめなんじゃないかなというふうに思います。

もう一つ、これは通告ではありませんけども、先般、新聞紙上に出ていたんですけど

も、十島村の諏訪之瀬ですか、諏訪之瀬が村立のふるさと、要するに山海留学生の受け入れの施設をつくります。職員を募集します。寮母さんを募集します。平島には、もうあるんです。

奄美の瀬戸内町の請島ですか、あそこは請島か路島やったかな、そこにも山海留学生用の寮があって、たまたま私の知り合いの熊本の娘さんが、そこに行って、えってびっくりしたんですけども、そういうところは山海留学、必死なんです。そういうふうに、私どもの口永良部の金岳も、今は、そういう形で家族留学、あるいは里親でやっていますけど、そういう町立の寮みたいなものがある、そこから子供が通って集落の活性化と学校の存続みたいなものが迫られる時代が、そこまで来ているんだな、来ているように私は感じているんですけど、そういうのは必要ないよという意見も耳に入ったりしますが、そういう意味では、人口減少社会に対する地域のありようみたいなものの認識みたいなものが、もっと共通の危機感を持ってやらないといけないんじゃないかなと思うんですけど、町長は離島の会長として色んな事例を御存じだと思いますけど、そういう意味でのネットワークといいますか、そういうのを使って、そういうことをぜひ今後具体的に検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

4年前に口永良部島が噴火をしたときに、その当時の県知事と屋久島高校の学生寮の話をしたことがございます。屋久島高校も普通高校なんで、専門の学校へ行く方は出ていくんで、どうしても二クラスを維持するのに苦慮をしています。ですから、屋久島のこの環境で屋久島の高校に行きたいという子供たちは全国で、そのときに、一人、二人いましたから。口永良部からも屋久高に行ったり、今までは、ほとんどなかったのが、口永良部から屋久島高校へ行ったり、よそから来たりした、そういうのがありましたんで、やはりお年寄りも多くなって、下宿というのも、なかなか、今、厳しいんで、寮を何とかつくってもらえませんかという話をして、そういう時代だから、寮をつくることは、少し、この噴火が終わって、しばらくしたら、また、そういう話をしようという話はしていましたけれども、残念ながらかわりましたんで、その話は、そこで立ち消えになりましたけれども、また新たに、そういうような話を進めて、ぜひ、そんな形で、あるいは町が幾らか出したり、町の補助をやったり、そういうことも含めて、前に進めるようにやっていきたいというふうに思います。

○14番（寺田 猛君）

昨年、大崎上島を見に行き、寮も見させていただいて、あれはちょっとぜいたく過ぎる立派な寮でしたけども、私が調べた範囲では、古仁屋高校は、県の独身寮をば、県職の独身寮の空いたやつをば少し手を入れてやっているようなことが書いてあります。

南大隅高校は、旅館か何かの後をば町が買い取って改修したみたいなことが書いてあ

りましたけれども、そういう意味では、今、地域おこし協力隊みたいな制度があるじゃないですか。それをどんどん使っていると、そういう寮監さんとか、子供たちのお世話をしたいとかというような若者というか青年が、かなりの数でいるんじゃないかなという、大崎上島は、そういう形をとっていましたが、屋久島も、もうそういう時代に来ていて、先程も出ていましたが、例えば、教育というくくりですと、屋久島はすごく受けがいいというか、響きがいいんじゃないかなという、屋久島で寮に入って高校に行きませんか。例えば、小学校に行きませんか、中学校に行きませんか。永田とか一湊なんか、そういう寮があると、小学校、中学校に通う、高校生は屋久高に通って、そういうのがあると、地域の小学校なんかも来て、理想じゃないかなと思ったりもしますが、そういうことによって教育にける企業誘致に似たような、おおぞら高校なんかの経済効果というのは、はかり知れないぐらいのすごいものがあるなど、いつも思うんですけど、そういう意味では、そういうもののパターン化を各々でやっていると、それはそれでおもしろい成果が生まれるんじゃないかなと。何か色々言ってもそこじゃないかなと、ずっとそういう気がして、教育にける親の経済のあれちゅうのは、すごいものがあるなと思います。

中学生とか高校生ぐらいになると、親元を離れて行くちゅうのは何がしかの事情を抱えた生徒さんもおったりするの、それも現実的にある話だとは思いますが、そういうのも含めて、屋久島というフィールドの中で学生時代を過ごせるというような形を、そうすることが地域の学校も潤う、集落の中に子供の声が聞こえる世界みたいなものが必要なんじゃないかなというふうに思います。そういう時代が、そこまで来ているよなというのを、つくづく僕は感じますので、ぜひ具体的に検討していただきたいと思いません。

終わります。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。

13時30分から再開します。

休憩 午前 11時32分

再開 午後 1時30分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、榎光徳君に発言を許します。

○8番（榎 光徳君）

皆さん、こんにちは。昼食の後でおなかが膨れて少々眠い時間帯ですが、しばらくお

つき合いいただきたいと思ひます。

ことしも残すところ20日余りとなりました。新元号のもと幕明けした令和元年も、あつという間に過ぎ去ろうといたしてあります。

私自身もいよいよ60代最後の年となり、来る令和2年は古希を迎え、いよいよ70代へと突入し、確実に後期高齢者に近づいて行つてあります。最近では年を重ねるごとに、何はともあれ健康第一でなければならないと思うようになってまいりました。長期療養中の同僚議員も気になるところですが、早期の回復を願うところであります。

これから先、寒さも一段と厳しさを増してまいりますが、皆さんもどうか健康には十分留意をされ、お過ごしいただければ幸いです。

それでは、通告に従ひ、次の2点について質問をいたします。

まず1点目でありますが、宮浦小の校庭と中央中との水路についてであります。

正式には、普通河川瀬川となっているようですが、この水路の小学校側には高さ1.2メートルの転落防止用のフェンスが設置されています。これは21年度当時設置をされたものと記憶しているんですけども、しかしながら中学校側には設置はされておられません。

また、小学校と中学校を行き来できるよう、水路の上に蓋板というか通路が1カ所設けられておりますが、十分なものではありません。安全対策として、中学校側の防護柵設置と蓋板の手すり等の補修をする考えがないかお伺いをいたします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの榎光徳議員の、宮浦小横の水路の安全防護柵設置についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、宮浦小学校と中央中学校の敷地境界には、瀬川という幅1.5メートル、高さ1メートルのコンクリート3面張りの町管理河川があります。この河川を挟み、現在小学校側には平成21年度に転落防止用フェンスが設置されていますが、中学校側にはフェンスはございません。これは、宮浦小学校から児童の転落を未然に防ぐ整備要望を受け、町が設置をしたものでございますが、当時の中学校側の対策は、リスクの優先順位や予算の都合によりフェンス設置が見送られたものと聞いております。

また、小学校と中学校をつなぐ連絡用通路は、両校PTAが協力し、昨年9月に以前の木造の通路を撤去し、鉄製の手すりつき蓋板通路を設置し直したものでございます。

議員御指摘の手すりの改善について、通路両サイドの手すりの上下の間隔が広いために、転落防止の対策として、上下間隔を縮める手だてを講じられないかは、設置者である両学校及びPTAと協議し、必要な措置を講じたいと思ひます。

また、フェンス設置につきましても、これまで中央中学校のほうから転落防止柵の設置要望は出されていないところでございますが、リスク防止と校内整備の優先順位を中学校と協議の上、その対応を検討したいと考えております。

以上です。

○8番（榎 光徳君）

ただいま答弁いただきましたけれども、この水路、瀬川となっておりますが、以前この水路自体が県道から、県道横断して上流のほうからずっと昔流れてきていまして、そして洪水のときに大変な、災害とまでいきませんでしたけれども、水があふれて、その対策のためにその県道横断してすぐのところを二股に分けて、そして1カ所は裁判所のほうに流して、そして今のもう1カ所が小学校の横に流れてきているというような状況なんです。そして当時蓋板、全体的にふたをかぶせてほしいということもあったみたいなんです。その後流量が減ったのかどうかわかりませんが、民家のところだけはふたをかぶせている。今の、さっき申しました小学校のところはふたがかぶっていない。ただそのかわりにフェンスは設置されているんですが、フェンスについては当然転落防止用と、校庭のすぐ横ですから色々ソフトボールやらサッカーやらあって、すぐもうボールがその川の中に落ち込んでいくというようなこともあったりして、そういうの防止のためにも恐らく設置されたものだと思っているんですが。

今質問しましたように、中学校側にはそれがないわけですし、そして今小学校と中学校は非常にもう色々交流があつて行き来もしております。特に最近、先だつての6日の日でしたか、持久走大会等もあつたわけですが、今持久走大会も道路になかなか出ていきませんで、小学校のほうは校庭を出てからすぐ中学校のほうに入って来て、中学校の校庭の外周を回って、また小学校に帰っていくというようなことで、そうするとスタートすると応援の人たちはみんなもうすぐ中学校のほうに行ったり来たり、その通路を通るわけです。それは大人だけじゃなくて、当然連れてきている小さな子供さんたちとかそういった人たちも行き来をするわけですし、その通路が、今さっき教育長もありませんけれども、高さ1メートルで、それで手すりも1メートルの高さで間に50センチのところには1本こう柵が入ってまして、小さな子供たちはすぐすり抜けてしまうような状況です。1メートルと言えども非常に低いので、この渡り通路というか、蓋板のこれを何とかぜひとも改善をしてほしいということもあります。

それと、中学校側のほうは、幾らか水路側にずっと植栽をしたり、ビロウの木やったりハマヒサカキがあつたりしているわけですが、最近ではそういったようなこともあつたりして、やっぱり人が行き来するものですから、そこは大分生け垣もなくなつたりして、そしてやっぱりすぐに水路のほうにもう踏み込んでしまうというような状況であります。ですから、やっぱりそこもどうしてもフェンスが必要なのかなという気が

するんですが、先程は別に要望は特にないということでしたけれども、これは色々事故があってからでは遅いということになりますので、ぜひともそこを、高さ1メートル、1メートルの高さ、今既設のやつは1メートルです。1メートルがやっぱり高いか低いかというのもあるんですが、そう金はかからないと思うんです。ですから、全体的な延長、そこにちょっと私イラストを示してありますけれども、全体は100メートルぐらいあるんです。ですけど、その渡り口の左右、二、三十メートルだけれども最低でも必要なかなという気がするんですが、そこら辺はどう考えていますか。いま一度お願いしたいと思うんですが。

○教育長（塩川文博君）

今議員おっしゃったとおり、今のところ何もないので、もしくは学校側から要望もないので、というところではなくて、これからのことも考えながら、そしてまた先程申し上げましたように、学校と色んな改修の内容の優先順位を相談しながら、ぜひ対応もしていきたいと思います。

○8番（榎 光徳君）

何かこうPTAあたりとまたそこら辺の十分協議をしてほしいと思うんですが、今10メートルか20メートルぐらいということは申したんですが、中学校側全体で、私もはかってみたところ90メートルぐらいあります。そのうち50メートルか60メートルぐらいは植栽で、ビロウの木とかハマヒサカキ、そういったのが割と密集して植わっている部分については、幾らかそれで用を足すのかなというふうな気もしておりますので、場合によっては、あと間間があいているところもありますので、そういったところに植栽を逆に詰めて、そして通路側のところの左右をフェンスを設置していただくと、そういうことでもいいんじゃないのかなという気がするんです。予算が食いつかないということであれば。だから、そこら辺また、そうすると、その植栽の方法とかそういったのも色々出てくると思うんですが、例えば原材料支給して後はPTAとか、今色々、学校もおやじの会やら色々ありますので、そういった方々に呼びかけをして、ボランティアでそういうことをやってもらうとか、そういう方法もあるかと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○教育長（塩川文博君）

議員御指摘のとおり、あらゆるところとまた相談をしながら対応をしてまいります。

○8番（榎 光徳君）

小学校、屋久島町全体でとらえれば、小学校も8校、中学校は4校、それぞれ色々学校の懸案事項とかそういう要望等もたくさんあると思いますので、色々なそういう対策を講じていくのは大変だろうと思いますけれども、ぜひそこら辺を検討いただいて、未然にそういう事故防止のために安全策を取っていただきたいと思いますので、よろしく

お願いしたいと思います。

じゃあこの件については終わりたいと思います。

次に、2点目でありますけれども、豪雨災害等緊急時における迂回路対策についてであります。

皆さんも記憶に新しいところですがけれども、去る5月18日の50年に1度といわれる猛烈な集中豪雨に見舞われたわけですがけれども、当日はくしくも新庁舎の落成式が行われておりました。午前中から落成式があったわけですがけれども、落成式が終わるところから徐々に天候が急変してきました、まさかああいう事態になるとは思いも、予想だにもしなかったとは思いますがけれども、最終的には山岳部に300人以上が取り残されるとか、あるいは麓においては県道等で数カ所の交通遮断が起ってしまったと。一步間違えば大変な事態になりえるというような大惨事が起きたわけですがけれども、幸いに一人の犠牲者もなく、終わったということは不幸中の幸いだったのかなというような気もいたしておりますけれども、実は私もそのときは、落成式が終わりまして家路につこうということだったんですが、ちょっと帰りが遅くなりまして、庁舎を出てからすぐ小瀬田のほうに向かったわけですが、すぐに交通止めに遭いました。そしていったん引き返しまして、庁舎の上から長峰の農道を迂回をして、そして小瀬田のほうにおりたわけですが、そこでまた通行止めにあったというようなことで、再びまた上に上がって、今度は女川の上を通過して小瀬田のほうにおりていったわけですが、小瀬田のほうにおりて下がりましてまたそこで通行止めということで、そして今度はそこからまた迂回をして、今度は男川の上流のほうにもう一つ男川橋というのがあるんですが、そこを通過して榊川の手前におりました。そしたら榊川から楠川方面にかけてまたここが冠水をしておりまして、通れないというようなことでここでもまた再び立ち往生食らったというようなことで、今度は帰るすべがないわけですね。というのは榊川の上流に橋がないわけですから、しばらくはそこで待ってまして、そして小康状態になったのを見計らって帰ったわけですが、帰ったら私のところも庭なんかも流されておりました、それはそれでいいんですが、そのときにやっぱり思ったのが、この集中豪雨の怖さとかそういうことと、そして迂回路はやっぱりどうしても必要だなというようなことを感じたわけですが、こういうことを踏まえて、いま一度迂回路等の見直しをして、そしてやっぱり何か今後対策を講じていかなければいけないのかなという思いから、まずは今榊川橋の上流には全然橋がないわけですが、この件について将来的なことを考えて橋梁の設置とかそういうのは考えられないかどうか、町長にお尋ねいたします。

○町長（荒木耕治君）

5月の18日の豪雨災害時において、町道榊川宇都線の橋梁が被災し、地域住民には御

迷惑をかけているところでもあります。橋梁の復旧につきましては、令和2年12月完了の予定で現在工事中であります。

議員御指摘の橋梁設置個所は、小瀬田から榑川間の農道榑川小瀬田線から榑川集落内の農道榑川線を結ぶ新たな道路で、それに係る橋梁設置個所であると認識をしております。道路関係の予算は、非常に今厳しい状況で、現在は生活道路優先に行っておりますので、本件につきましては、今後将来計画の中で検討をしてみたいというふうに思っております。

○8番（榑 光徳君）

町長にちょっとクイズを出したいんですが。

今屋久島で、屋久島通常、今まで日本で一番雨の多いところと、日本一雨が多いということよく言われているんですが、これは正解だと思いますか。ヒントをちょっと3つだけ出しますけれども、1番多いか、2番目に多いか、3番目に多いか。

執行部の皆さんもちょっと3択で答えてほしいんですが、まず3番目に多いと思う方、ちょっと手を上げてみてください。これが本当かどうか。（発言する者あり）いえ、日本全国です。

じゃあ2番目に多いと思う方は。

じゃあやっぱり1番だという人は。

2番目と1番目がそれぞれでしたけれども、実は昨日と一昨日屋久島学ソサエティの講演会がありまして、私も昨日は行けなかったんですが、一昨日行きました。それで、この口永良部の爆発の件、それとこの5.18のことで講演がありましたけれども、このときにそこにおられる気象庁の方が、こういったことを話をしておりましたけれども、本当に屋久島は日本一雨が多いのかということ、そしてたらデータをもらいましたけれども、屋久島はやっぱり日本一なんですね。日本一雨が多いというのは。1981年から10年間、2010年までの30年間の平均値でいいますと、鹿児島県の屋久島トップで4,477ミリ、そして2番目が宮崎県のえびので4,393ミリ、そして3番目が高知県の柳瀬というところ、馬路村だそうですが、ここは3番目ということでした。ベストスリーの中でも当然トップなんですね。ですから、やっぱりこれからしても、屋久島日本一やっぱり雨が多いというのがこれで実証されているんです。

それと、年間降水量で山間部は1万ミリ降るということを行っているわけですが、屋久島の中に雨量計が、麓に12カ所ぐらい、そして島全体、全部数えてみますと22カ所ぐらいあるそうなんですが、ヤクスギランドにも1カ所設置されているというようなことで、このヤクスギランドの雨量計が大体9,800ミリぐらいあるということ、だから山間部は1万ミリぐらいは降るということの裏づけなのかなと思っているんですが、それぐらい雨が多いということで、ちょっと話は元に戻すんですが、そういったような

ことで、迂回路の大切さということをひしひしと感じたわけですが、実は平成29年に一湊のトンネルの手前の県道が崩落をしました。そして、全面通行止めになりました。白川山を迂回したわけですが、このときも1カ月ぐらいの交通止めと、それから大型車等も全く通れないということで、永田集落の児童とかそういったのを町がバスを出してピストンで送った経緯もあると思うんですけれども。このときも迂回路がやっぱり大型が通れないというようなことでそういう処置をしたわけですが、そういったようなこともありますので、やっぱりこの迂回路対策というのは今後こういう50年に一度の雨があたりするわけですので、ぜひそういったのを町のほうでも何か検討会なりでも設置をして、検討していくべきじゃないかと思うんですが、そこら辺の考えについては町長どうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

24集落が災害時に孤立をしないように、集落間をつくるというのが行政の仕事でもあるし、私もそれはそう思っている。ですが今臨時計画的に、まず南部林道をそういう観点から林業振興とともに、南部林道も完成をいたしました。そして、今北部の林道も永田、吉田の部分を、要するに災害時に複線化をしようということでやっております。そして今中間、栗生間も今町の単独で、そういうことでやっております。先程も申し上げましたけれども、なかなか生活道路のほうも大変でございますので、生活道路もやりながら、将来的には全て複線化をするというのが理想でありましようから、そういうふうにならぬように努めて、雨の多い島でございます。

また、今議員が申されるように、もともと雨の多い島ですが、最近の雨の降り方というのは違います。集中的に降る。屋久島も1万ミリ、8,000ミリ、9,000ミリ、1万ミリ降るといっても、部分的に、全ての山岳部でそんだけ雨が降っているわけじゃなくて、ところどころと言いますか、聞きなれない言葉、今盛んに線状降水うんとか何とかという、もうその一帯だけが集中的にだあっと雨が降るといふ、そういう状況で、また雨の降り方自体も変わってきておりますので、それはもう今までのように、屋久島というのは水に強い島で8,000から1万降っても、円錐の島に大小140本の川があつてその中で一気に水は出るんだという、そういう考え方で屋久島はありましたけれども、もうそういう時代ではないというふうにならぬように今考えております。

○8番（榎 光徳君）

確かに水に強い島と言われながらも、やっぱり起こるべきして起こる災害も出るわけですので、やっぱりそういったことでは万全の対策を講じていかなければいけないというのがあつたと思うんですが、実は先程の県道の崩落の関係で、このときに、崩落は29年なんです、30年、次の年に、県の屋久島事務所で屋久島一周道路迂回路計画の検討委員会というのを設置をしております。このときにメンバーは、屋久島事務所、それから

森林管理署、警察、消防、町も入ってまして、町は建設課、総務課、当時の農林水産課ですかね、この3つぐらいが入っていたみたいなんです、ここで検討委員会で途絶区域というか、いざというときに通れない箇所が何カ所あるのかということ調査をして、そのときに、ここに私がもらったデータでは、北部のほうで6カ所、それから南部のほうで2カ所、当時あったというようなことで、これについては普通車等は通れるわけですが、例えば大型車、バスとかそういったのはもう全く通れないと。それから通れても離合ができないとか、そういったような要因で、この途絶箇所というのを8カ所上げております。

北部は永田、吉田、一湊、志戸子、深川、楠川とこれは厳密的には色々場所があるんですが、志戸子を省いては、普通車とかそういったのは通れるけれども、幅員が4メートルとか、5メートル以上ないと大型車両離合できないということですから。それと、橋梁が、昔の橋梁ですと積載荷重14トン以下とか20トン以下とか色々あるわけですが、そういう大型車が通れないような橋梁があったり、色々そういうような要因で、これが6カ所。

それから、南部のほうでは安房と栗生ということで、私も南部のほうは余りよくわからないんですが、栗生のほうは今町長がさっき申されておりました栗生、中間の、今野平線やっていますけれども、ここのことのようにでした。ですから、当時こういう検討会をしているんですが、その後、じゃあ後の対策はどうするのかということ屋久島事務所に尋ねてみたんですが、その対策というのはその後話はされていないようなんです。ですから、そういう事態が生じたときに立ち上がって、それでもう終わってしまったというようなことみたいですから、さっき町にもそういう検討会なりを設置する必要はないのかということも申し上げましたけれども、やっぱりこの生活周辺、そういったところが重要になってきますけれども、やっぱりこの迂回路というのはどうしてもそうした点から考えても大事な要素も占めておりますので、検討会とかそういったものを立ち上げるということは、これは全然そう難しいことじゃないと思うんですが、そこら辺は町長もう一度どうでしょう。

○建設課長（日高一成君）

検討会を設置するのは簡単ですが、その前に、来年の4月から来年度いっぱい一応国土強靱化計画というのを全国全ての市町村でつくらないといけないというふうに関から通達がありまして、その計画を来年度いっぱいにつくろうと思っております。その中にこういう迂回路の計画とか、そういうのを入れて作成したいと思っております。

それをつくるには、消防、皆さんの役場全体の中での意見が必要でありますので、そういうのを、皆さんの意見を取り入れてつくっていきたいと思います。その中で、検討委員会と同じようなレベルにはなると思うので、いいでしょうか、はい。

○8番（榎 光徳君）

その強靱化計画ですか、以前は色々耐震調査とか、そういった長寿命化のそういったこともありまして、橋梁の確認とか色々されたと思うんですが、ぜひそういう計画があるのであれば、その中に入れていただいて、検討委員会なりをぜひ立ち上げていただきたいと思います。

それと、さっきちょっと言い忘れましたが、その5.18のときに私が迂回をしたときに、男川とかずっと上の橋を通ったときに、例えば男川橋、昭和四十何年に設置をされた橋でありまして、強度がどうなのかと。もうすごい雨でしたから、ちょっと渡るのが怖いなというようなこともあったりしたんですが、やっぱりそういったところも何か所かあると思うんです。ですから、そういったのも含めて確認をしていただくと。

それと、私はこの女川ということを通告にはしていたんですが、実際落川、そこら辺のこともだったんですが、落川のところは今これも現地行ってみましたら、長峰側から浄水場のところまでは難なく道路は当然行けます。浄水場から先がもう全く通れない状況で、そして、落川に橋梁はかかっているんですが、その後永久保側のほうの道路はもう全く使えない状況というようなことで、ここら辺も今後の検討会立ち上げてもらえれば、そういったのを最低限利用できるような整備の仕方とかそういったのも考えられますので、既設のそういう橋梁の点検とか、迂回路として整備をすれば使えるようになるとかそういったところもありますので、いま一度そこら辺のまた検討なりもしていただきたいと思うんですが、そこら辺いかがです。

○町長（荒木耕治君）

そういう橋梁の検査というのはやっていきたいと思います。

今通告にありました榊川の女川の上流の橋は、榊川の人に少し聞き取りを私もしてみました。そうすると、昔旧町時代にあそこに橋をかけようという計画があったそうです。要するにかけようとしたら、周りの地権者の同意が得られずにその話が消えたというような話でございます。ですから、今色々なことやろうとしていますがなかなか地権者の同意が得られないというのも、あらゆる場面でそういうのがありますから、ぜひそういうことやるにしては地権者の御協力も必要だと思いますんで、それは町も丁寧に説明をしてやりたいと思いますけど、以前旧町時代にそういうことがあって、今話そのままに立ち消えになったということのようでございます。

○8番（榎 光徳君）

町長が今言われました件、確かに私もそういったことで聞いていました。それで、大分時もあったんで、また地権者との話とかそういったのがスムーズになってくれば、またそこら辺の計画をまた見直しをして、何かできるのかなというような気もしておりますので、ぜひそこら辺も含めて検討いただければと思っております。

最近はこの災害の関係、色々と多くなってきております。準備はしたにこしたことなく、対策は万全に講じたにこしたことはないということがありますので、ぜひそこら辺を念頭において、対策を講じていただければと思っております。

最後に、今回町長も町長選挙で大変厳しい選挙戦を戦ってまいりました。同僚議員も色々話もありましたけれども、まずは当選されたことにはエールを送りたいと思います。ただ、屋久島町まだまだ課題がたくさんありますので、そこら辺、これまでの町長のやっぱり数々の政策をまた糧にしながら、今後とも、冒頭も申し上げましたが、健康も第一でありますので、英断をもって今後の町政に邁進をしていただければありがたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。14時20分から再開します。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、岩山鶴美君に発言を許します。

○3番（岩山鶴美君）

3番、岩山鶴美です。皆様、お疲れさまです。

2日前の12月7日の土曜日、本庁のフォーラム棟で、第1回やくしまオーガニックマーケットが開催されました。フォーラム棟ってこんなに狭かったかなあと思うくらいに、30以上もの出店があり、中も外も大勢の皆さんが楽しそうににぎわっていました。このイベントのSNSから主催者メンバーの熱い思いと、町や役場に対しての温かい思いが伝わってきました。御本人の了承をいただいたので、文章の一部を紹介させていただきます。

新庁舎にパネルを搬入して、長机のセットも完了！

人とは、真心で繋がるに限る。1人の人間だけでは世界は変えられはしないけれど、1人の人間が動き出さない限りは世界は一向に変わらない。

僕ら市民は、何かとうまくいかないことがあると、上司のせいにしてたり、議員さんのせいにしてたり、国のせいにしてたり。でも今回、1人の人間が動いたことで、町が後援してくれるなんて。町は市民の味方なんだ。

今日のパネル搬入は21時30分からととても遅かったのだけど、役場の方も一緒になって手伝ってくれた。ああ、なんか山にいる時より感動してる。

そんなこんなで、もう成功！なんて思って一人で前夜祭やっております。

さあ、明日は雨予報！新庁舎のでかい軒がものをいいますね。

ぜひぜひ遊びに来てください。

イベント当日に直接お話を伺ったところ、計画当初は役場に頼らずに自分たちでと思ったのですが、会場を役場にしようと決心した途端に、スムーズに事が進んだ喜びを話してくれました。1人はみんなのために、みんなは1人のために。私は、こんな屋久島であってほしいと、心からそう思いました。

それでは、今回の私の質問は、1番目に、これからの町政に取り組む町長の姿勢について、2番目に、屋久島憲章の条文に基づいて、3番目に、児童福祉についてです。

1番目は、南日本のインタビューの中で、選挙中、役場が町民を向いていないとの声が聞かれたが、との質問については、どのように捉え、どのようにお考えですか、伺います。よろしくをお願いします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

岩山鶴美議員の質問にお答えをします。

今回、選挙後において、各報道機関への取材に対応してまいりましたが、議員御指摘の、選挙中、役場が町民を向いていないとの声が聞かれたということに関しましては、質問の内容からしますと、令和元年11月14日の南日本新聞に掲載された記事のことであり、記事では、記者からの質問に対し、職員の姿勢が内向きになっているとしたら、私の姿勢に問題があったと反省をするしかないとお答えをいたしました。

そういったことを踏まえて、先日の日高好作議員の答弁でも述べたように、今回の所信の中において、職員の資質向上、意識改革の必要性から、人事管理を実施していくことを申し上げたところであります。選挙の翌日、職員を前に最初に話しましたことは、役場は新しくなったが職員はどうなのと言われないう、もう一度町民のために仕事をする気持ちを再認識することでありました。役場職員は、町民と向き合うことが仕事であり、町民の皆様からの要望や意見を吸い上げて、業務を実施することが基本でありますので、そのことを再認識できるよう指導をしてまいりたいと思います。また、言葉使いや挨拶から見直すなど、議員がよく申されておりますいま一度初心に帰り、町民の皆様から祝福されるような屋久島町の行政推進に努めてまいりたいと思います。

○3番（岩山鶴美君）

まずは町長、3期当選おめでとうございます。もう既に3期目はスタートしているわけですが、同僚議員からも質問もありましたし、町長の挨拶にもありましたから、何度も言わせるようで大変恐縮いたしますけれども、町長はその新聞のインタビューの

中でこうも言われています。自分は民間出身だ。餅は餅屋の気持ちで役場内部のことは幹部に任せてきた。後は、町長も言われたように、職員の姿勢が内向きになっているとしたら、私の姿勢に問題があったと反省するしかないと答えています。

具体的には、どのようなことをおっしゃっているのかなということをお伺いしたいんですが、今町長が全て言ってくださいました。

私は、はっきり申し上げて、生意気なようですけれども、この素直な町長の答弁に心から拍手を送りたいと思いました。やはり、新規一転、そして何をやりたいかということでスタートしているわけですから、頑張ってくださいたいんですが、私は言いたくないことも一般質問でも挨拶の問題、先程町長からも言われましたけれども、一般住民目線ということでお願いをしてまいりました。

ここに座っている、何度もこれ言ったんですけど、もう本当に、ここに座っている課長の皆さんは、大変優秀な方々なんです。お世辞でもなんでもありません。私だけではないです。町民の方々も、皆さんが優秀であることは十分理解していると思います。でもそこに、町民の不満であったり、町民が何を望んでいるのかということ、それは本当に簡単なんです。先程町長が述べてくださいましたが、町長が何度も言っている、どちらを向いて仕事をするのか。もうそのことに限ると思うんです。基本は町民目線、町民の声を聞くことだと思っています。

町長、そのことについては、もう一度、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

先程も申しましたが、私は完全に民間出身の人間でございます。なぜ町長になりたかったか、私は、大きな仕事がしたいと思ったからです。それは、役場の職員の資質もそうですけど、屋久島の将来を、10年、20年、30年、50年先の屋久島をどうつくっていくかというのが大きな私の夢でありました。

私が生まれたころ、鹿児島へ行くのに7時間、8時間かかった、そういう時代、高校時代までは道路もアスファルトも舗装もされていない、そういう砂利道で通いました。ですから、そういうものをつくりたい。それからずっと社会資本の整備は進んでまいりました。屋久島も世界自然遺産に登録もされました。そして、その冠の栄光によって、屋久島にもたくさんの移住者の方がおいでをいただくようになりました。ですが、今それに陰りが見えてきました。

じゃあ、第2ステージをどうやってつくっていくのか。私は、やはりアクセスだと、交通だというのがありましたから、屋久島空港をどうしてもジェット化がしたいと。そして、屋久島に世界の屋久島といわれるのなら、せめて日本で一番大きなクルーズ船は屋久島に寄港ができるようにしたい。そういう思いがあったわけです。ですから、1期目、2期目、外に向けて、その大きなものをつかむためには何をすればいいかというこ

とで、外で、あるいは大きなことでそういうことばっかしやってきて、内のことが少しおろそかになったというような言葉が適切か知りませんが、餅は餅屋と言ったのは、私はそういう中身のことはよくはわかりませんから、それはもう何十年という役場でしている職員はプロですから、そういうプロを回して、大きなことは私には決断はやりません。そのときでもやはりヒアリングを受けながらそういうことは自分が判断をして指示をしていくという姿勢でいく。ですから、内部に対して、あるいはそういう説明責任というのが果たせなかったのは十分反省もしております。

それで新聞でも申し上げましたけれども、私自身が余り人前でそういう話をするのは得意なほうではありません。見た目もいかついと言われます。そういう中で、やはりそういうところがこの8年間で色々と不平不満がたまった。そういうものがこの結果にもあらわれたんだろうというふうに私は思っていますから、大きくそれは反省をして、これからはそういうこともやっていく。ですから、今大きな、私が1期、2期目にやってきたことがもう一応の目的を果たせそうなところまでやってこれましたので、3期こそは、今期こそはこの新庁舎ができたとともに、やはり機構改革もしました。そして役場の職員も横断的に仕事ができるように、日高議員のときに申し上げましたけれども、事例だけの仕事じゃなくて、事例以外の仕事もできるような、そういうやる気のあるような、そういう職員も育てていきたい。そのためにはやはり自分が課長会なり、統括係長会議なり、あるいは若い職員なりと、そういう話す場を今から幾度となくつくって行って、そういう私の思いを伝えていきたいというふうに今思っているところです。

○3番（岩山鶴美君）

町長、職員に失敗を恐れるなど申したいと言われていました。全て自分が責任をとるから、守ってやるから、思いっきりやってほしいというそういう心意気で、歩き方が悪いと言われてもそういうことは気にしないで、幹部を信じ、職員を信じて、役場は最大のサービス機関であり、町民目線を基本に3期目を思い切ってやっていただきたいと思っておりますので、次の質問に移ります。

次は、屋久島憲章の条文に基づいて。

屋久島憲章の条文を町民や外向けにアピールするために、フォーラム棟横に水飲み場をつくるつもりはないですかという質問です。お願いします。

○町長（荒木耕治君）

平成5年に旧両町の住民の総意のもと、屋久島の貴重な自然を生かした地域づくり、それを保全することを目標とした屋久島憲章を制定しました。現在も本町の地域づくりの原則であり、屋久島にかかわる全ての人々を対象にした目標であります。

その屋久島憲章の条文の第1に、「わたくしたちは、島づくりの指標として、いつでもどこでもおいしい水が飲め、人々が感動を得られるような、水環境の保全と創造につ

とめ、そのことによって屋久島の価値を問いつづけます」とありました。しかし、現在は本庁舎にも、町の体育館にも給水機の一つも設置をされていない状況です。

一方で、2015年に国連サミットで策定された目標においても、安全な水とトイレを世界中にとりたわわております。このことから、世界遺産の島、屋久島でこそ、率先して庁舎に限らず体育館などにも少しずつでも給水ポイントをふやしていきたくと考えております。

なお、屋久島憲章の各条文は、昨年度作成した観光ポスターに記載をしており、フォーラム棟を始め、庁舎内に掲示しているほか、町外のイベントの掲示や旅行会社等に送付し、自然の魅力だけでなく島民の自然のかかわり方をPRをしているところであります。

○3番（岩山鶴美君）

水飲み場のことについては、私はフォーラム横というふうに書いてしまいましたけれども、フォーラム棟のこの議場の横が何かえらい広くて、聞いてみると本当はもっとフォーラム棟を大きくする予定だったようだったんですが、それでこのスペースがあるのかなと思ったんですが、やはりそのスペースに水飲み場というその工事をしなくても、屋久島憲章の条文をアピールする。まず町民がそういうことを知らないといけない。もしかしたら本当に知らない人たちが多いいんじゃないかなというぐらい。この屋久島憲章の条文は本当にすばらしい、感動のある条文であると思っています。町長も今言われましたけれども、屋久島町の指標である屋久島憲章と言われましたが、どの程度役場が重きを置いてそのことについてやっているのかなと考えたときに、私は屋久杉自然館の会議でも言いましたけれども、屋久杉自然館の中にもこの屋久島憲章の条文を書いて、おいしい水を置いていただけないですかねえという話もしたんですけれども、観光客はレストランに入ったら必然的に水は出てきますけれども、色んな場所で水が、おいしい水もそうですけれども、飲めるところってあるのかなというのもありましたし、なんせ、水を飲むというのもなんですけれども、実はこの、町長、これちょっと大きくして作ってきたんですが、やっぱりこの中に、条文の中には、「子供たちが、夢と希望を抱き世界の子供たちにとって憧れであるような豊かな地域社会をつくる」とか「歴史と伝統を大切にし」とか本当にすばらしいことが書いてあって、これをみんなでやっていかなくちやいけないという中で、少し話がそれますが、水の日と制定して、民間の人たちのグループがこのこと、これ感動して、このことで水の日というイベントを制定してやっているということは、町長御存じですか。

実は私も1回参加したことがあるんですが、二、三のグループがこれすごいよねと、屋久島憲章に書いてあるこれってすごい感動しているんですよ。そういう中で民間のグループがみんなで集まってイベントして、水のことだったり屋久島のことだったり

で、おいしい水を飲もうというイベントをしているんです。それを見たときに、これって各グループ、そういうグループがやるのも大変うれしいことだけれども、行政がやってもいいんじゃないかなと思うぐらい。やっぱりこれを行政が町民にしっかりと浸透させて、一つ一つやって行かなければならないんじゃないかなと強くこれ思うんです。

さっき、大角議員が何だ、「珍百景」の話がありましたけど、私もゆうべちらっと見ました。その番組ありがたいなと思ったのは、自分の集落の運動会しかわかんないですけど、ほかの集落の運動会が見れたり、高橋議員が言った、還暦に一湊は運動会に帰ってきて、三十何名の方たちが帰ってきたと。ああ、赤い帽子かぶっているからこの競技だなと思って、ああおもしろそうだなと思ったり、あと南部のほうは出なかったからちよっと残念だったんですけども、見たこともない各集落の運動会が見れたり。あと、あの子供がかわいかったですね。屋久島は日本一の挨拶を目指しているから僕もがんばりますみたいな、あれもすごかった、何かいいなと思ったし、あとやっぱり横断歩道渡って子供たちが車に向かってお礼をしている、そういう一つ一つの教育もこの屋久島憲章の中に私は入っていると思うんです。だからそういう運動会だったり歴史の伝統だったりしていることを、これ19年に決議されていますけども、今12年ぐらいたっているということですかね。今回、10年の第2次振興計画ができましたけれども、10年後となると、もう生まれた子供たちは22歳ぐらいになるんです。町にその子たちが、こういう屋久島憲章があって屋久島はこういうことしているんだよということが浸透されていくのかなということをもろもろ考えたら、こういうのは小学校とか、中学校とか、高校とか、あと各集落の公民館とか、欲を言ったら全家庭と思うんです、無理かもしれませんが。何かそういうふうにして、いつでもそれを見ていると、子供たちはすぐ覚えますよ、大人より。そういう浸透で、子供たちも大人もですけども、誰も知らない人はいないんだよというぐらいのことをしていってどうなのかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

私も「珍百景」見ていたんですけども、運動会もそうですが、やはり小学生の子供たちが横断歩道渡った後におじぎをしているという姿というのは、テレビに出ていた方も言っていましたけれども、ああ、こういう島なんだと言ったら、子供が大きな声で、挨拶も日本一よという、あそこが私は一番屋久島っていいなと思ったところです。

運動会もそれは色んなところで色んなことありますけど、やっぱり屋久島は24の集落があって、24の集落が今限界集落にならないように私は地域の活性化をやるということを行っています。ですから、あれはもう地元から伝統的な行事で、それは5回出たとか6回出たとかという子供もいますけれども、それはそれで屋久島の島ならではの伝統であったり文化であったりすると思いますから、それは私はそれでいいと思っています。

屋久島憲章については、今言われるように、今成人式のとときに成人式の舞台上で成人の方が憲章をしてくれます。ですから、時々によって町報にも出しているというふうに思います。ですから、やはり今からも時に触れ、そういうことは憲章をやっていかなければいけないというふうに思いますので、また何かの機会に、今議員がおっしゃられたことも含めて、今後色々検討してまいりたいというふうに思います。

○3番（岩山鶴美君）

水飲みの話からまず先に屋久島憲章のことになったんですが、町長の今のでちょっと理解しがたい部分があったんですが、何だろう、水飲み場をつくってくださいということの前に、この屋久島憲章をもうちょっと声を大にしてみんなで取り組んでいくべきじゃないかということで教育委員会も含めて、皆さんで考えていただきたいと思います。

安房の面影の水もそうですし、原の山河の水だったり色んなところから出ている水は、各集落で水質検査などをして飲めないところも多々あるんですけれども、飲めないところを飲めるようにしてくれとは言いませんが、やはり役場の関係の公的な空間も、例えば私も問題に出しました集落の側溝の問題であったり山のトイレの問題であったり、それから浄化槽の問題であったり、そういうことをやっぱり一つ一つやっていただいて、この水のことをやっていただきたいなあと思っています。

フォーラム棟のことは横とか中とか私は関係ないとは思っているんですが、水飲み場をつくってくださいるんでしたかね、町長。

○町長（荒木耕治君）

いつの南日本新聞でしたか、記者の目にその水のことが書いてありまして、私はどきどきしました。それは、この建物の建築をするときに、そういう配慮をすべきだったという私なりの反省もありまして、今議員が言われるように屋久島憲章を含めたらこの中でそういうこともちょっと足りなかったなという反省をして、それで何とかならないかということで。したら、屋久島に来た人は水道水飲んでもすごくおいしいというんですね。これカルキとかそんなにおい全然しないというような。ですから今答弁でこれからやると言ったら、フォーラム棟に今給水機をきのう設置をしたそうです。（発言する者あり）はい。私はまだ見ていませんけれども、これは今年度、今年度退職者が7名いらっしゃいます。その退職者の方々がフォーラム棟に、私の気持ちを考えてくれたのかどうか知りませんが、そういうことが、色んな声を聞いて外ではないですけども給水機を、まだ私も見ていませんけれどもきのう設置をしたということでございます。

○3番（岩山鶴美君）

なんかグッドタイミングで大変うれしいことです。退職者の皆さん。感謝したいと思います。

ではそこに屋久島憲章も、屋久島はこういうことに取り組んでいますじゃないですけど、そういうのも設置していただいて、色んな外部から来た人たちが、ああなるほどと思えるようなことでやっていただきたいと思います、次の質問に移りたいと思います。

3番目は、児童福祉についてなんですが、町長は、施政方針並びに分野別施策の中で、児童福祉については母子の健やかな健康管理に資するために、子育て世代包括支援センターを設置しますと述べていますけれども、現状と今後の取り組みについて教えてください。

○町長（荒木耕治君）

本町では、本年10月1日より妊娠期からの切れ目のない子育て支援のために、子育て世代包括支援センターを福祉支援課内に設置をいたしました。

今後の取り組みについて御説明を申し上げます。

子育て世代包括支援センターとは、わかりやすく言えば、妊娠期から出産、子育てにわたる切れ目のない支援を行うために、主に相談業務、支援プランの作成、関係機関との連絡調整を行う場所のことで、子育て世代の世帯に安心感が持てるよう、専任の助産師や保健師などを機構改革に合わせて配置し整備を進めてまいりました。ワンストップで長期にわたる細かな支援を目指し、必要なときにアドバイスを受けられ、探し回らなくても一カ所でわかる窓口の一本化を目指しております。特に、核家族化などにより親が遠く、孤立感により心身の不調や育児不安に陥りがちな妊産婦で産後鬱や虐待などの防止の観点から、切れ目のない支援を行うことは極めて重要となっております。

また、福祉支援課に設置されていることから、要保護児童対策のための家庭相談員と連動していくことも可能となっております。具体的には母子手帳交付時に全ての妊婦に個別面談を行い、ひとり親家庭や夫の留守がちな世帯など、育児不安や孤立感を抱えやすく養育支援が必要な対象者には支援プランを作成し、問題を抱える子供や家族に対するための要保護児童対策地域協議会などを通じて、関係機関との連携を図りながら訪問や面談を中心に各種サービス利用の調整をし、主に就学前までの子育て世帯を中心に継続的に支援をしてまいります。

○3番（岩山鶴美君）

今町長の答弁にありましたけれども、町長の答弁には助産師さんの言葉は出てこなかったように。出てきましたか。ごめんなさい。わかりました。私たちもこの助産師さんについて大変心配していました。それが、助産師さんが配属されたと聞いてすごい安堵した次第なんですけれども、妊娠・出産、産後の健康状態とか、その発育とか発達に関する相談などは、保健師さんも一生懸命頑張ってくださいっておりましたが、やはりその専門分野分野で、そこに助産師さんが来てくださるということで若い妊婦さんたちは大変安堵して、そこに相談に行ったりしているということが行われているということで、

大変嬉しい思いしています。

利用していただける方というのは、もう妊婦さん、産前・産後1年以内とか乳幼児、就学前の児童ということで、今町長の答弁もありましたけれども、県内の設置状況でいえば10月1日現在で11市8町村の中で25カ所、これは屋久島町ももちろん含まれていますから、大変うれしい限りなんですけど、課長にお話を色々聞いてきました。

仕事の範囲がやっぱり妊婦に関する健康診査であったり、乳児の家庭の全戸の訪問であったり、生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問して子育て支援に関する情報の提供だとか、養育の環境の様子把握をすとか、養育支援の訪問だったり子育ての短期支援事業だったり、もうとにかく盛りだくさんのことがあると思いますが、何がうれしいのかということやっぱり屋久島で子供を育てることができる、悩みが相談できるということが一番だと思いますのでそこは期待しているところです。

子育ての短期支援事業の中でも、その1歳6カ月健診だとか3歳児だとか色々あるんですが、その中で身体発育だとか精神発育の補講とか、色々適切な指導を行っている中で、ちょっと課長に聞いていないことがあったんですが。健診率っていうのは、母子手帳をもらって、そういう健診率っていうのは毎年どのような感じなんだろうかということ、もしわかっていたら教えていただけますか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

健診率というのはそれぞれ、産前産後それから3、4カ月、半年、1歳、それぞれありますので、ちょっとこちらで今はっきりとした数字は持ち合わせていないんですが、この率を高めるための努力ということでは、本町では比較的健診率を高める成果としては上がっているのではないかと考えております。数字は後ほどお渡しできると思います。

ちょうどこの時間いただきましたので御説明を追加でさせていただきたいんですが、今回の支援センター、助産師が確かに専門家としまして産前・産後に対応ができる状態になったわけです。したがって、助産師が専属でいるということでの受診率の上昇というのは期待をしておりますので、またそっちにつきましては後ほどお渡しできると思います。

以上です。

○3番（岩山鶴美君）

ありがとうございます。なぜその、検診率を聞くのを忘れたなと思ったのは、屋久島町に助産師さんが配属されて大変期待するところなんですけど、やはり健診率でいうとその周知方というのも問題があるという言い方はおかしいですけど、周知方をしていただいていつでも皆さん相談ができますよ、こういう窓口に来てくださいみたいな、そういう周知方はやっぱり大事なかなと思ったので、そうすることでやっぱり検診率というのが

上がってくるのかなと思ったので聞いたところだったんですけれども。課長とも話しする中で色んな、地域子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、地域包括支援センター、もう本当に同じような名前があって、え、これはどこの何でしたっけ、みたいなものがあるんですね。あの窓口に行きますと、白い真新しい子育て世代包括支援センターという看板がありますけれども、ほかの行政でも見ると同じような名前があるものですから、やっぱり「はぐくみランド」だとか、中種子は「すくすくジャパン！」だとか、みんなが親しみやすい名前をつけて行政やっているんですが、課長、そういうことでネーミングも考えて、応募なり考えていただいて、皆さんがわかりやすくということに関したらその周知方とネーミングのことについてはどのようにお考えかお聞かせください。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

確かに議員がおっしゃるようにセンターがあります。いっぱいあります。以前、介護にいましてちょうどそのことを考えていたんですが、高齢者向けのセンターが南北にあります、子供向けのセンターも支援センターを福祉支援課内にあります。そのほか、主には障害者のセンターも一カ所民間に委託しております。そのようなことで、センターだらけで一体何をどういうふうに町民に説明していくかという意味では、中種子さんとかされているように、何々クラブとか、コアクラブ、バンビクラブ、それから何々コーナー、そういったかわいい名前がいいのではないかなとは思っております。今、10月1日立ち上げたばかりで、そのための準備をずっとしてきておまして、子供が遊ぶスペースとかそういったこともこの庁舎のどこかに配置ができればと考えて準備を続けてきております。

実質的には、来年の4月からは広報を続けていきまして、議員がおっしゃるようなスタイルの、わかりやすい呼びやすい形態で進めていければいいと思っております。現在は、各戸訪問、各妊産婦の訪問とか、具体的にはそういった作業を続けてきておまして、産まれるまでは専門家であります助産師、産まれてからはこれまでチームで保健師が健康長寿課と一緒に子供たちに向けてのサポート、健康へのトータルプランナーとしての役割を続けていく予定でございます。

○3番（岩山鶴美君）

課長の答弁のように、皆さんでネーミングを考えてくださって、みんなが親しみのある名前覚えてくださるようになればいいなと思いますし、またその周知方も色んな形でやっていただければ大変ありがたいと思います。

やはり子育てに対する不安だとか、この町で、この屋久島で子供たちを子育てをしたいと思えるように手厚く支援をしてくださるということですので、大変期待をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（岩川俊広君）

本日は、これで終了しました。

次の会議は、12月10日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時03分

令和元年第4回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和元年12月10日

令和元年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

令和元年12月10日（火曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手	
1番 眞邊真紀	1. 入山協力金関連 (1) 横領による不足分の会計は今後どうするのか (2) 現在の返済額は (3) 民事訴訟についての方向性は (4) 刑事裁判で判決が出次第、懲罰委員会を開き懲罰を決定することだが結果は (5) 山岳部保全利用協議会の運営に関すること →職員の雇用体系等に問題がないか →作業部会での検討内容は 等 (6) 入山協力金の収受状況は (7) し尿処理の現状と今後の方向性	町 町 町 町 町 町 町	長 長 長 長 長 長 長
11番 小脇清保	1. 「一湊区民の皆様」の表題で配布された書面に関して (1) 一湊の過疎対策事業とは。 2. 町長・副町長の出張及び旅費に関して (1) 取捨選択して回数を減らすべきでは。 (2) 2人同時に出張したのが30年度は4回もある。危機管理が行き届かないのではないか。 (3) 旅費に関する条例を遵守しているか。	町 町 町 町	長 長 長 長

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	4番	上村富士高君
5番	大角利成君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
10番	高橋義友君	11番	小脇清保君
12番	日高好作君	13番	下野次雄君
14番	寺田猛君	15番	岩川修司君
16番	岩川俊広君		

1. 欠席議員（1名）

9番 眞邊有次君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	岩川茂隆君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係長	井綾乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	岩川浩一君	会計課長兼会計管理者	佐々木昭子君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	松本薫君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長兼 福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	日高孝之君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	塚田賢次君
地域住民課長	上釜裕一君	監査委員事務局長	岩川茂隆君
教育振興課長 政策推進課統括係長 （企画財政担当）	計屋正人君	観光まちづくり課統括係長 （地域振興担当）	木原幸治君
	三角謙二君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（岩川俊広君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。初めに、1番、眞邊真紀君に発言を許します。

○1番（眞邊真紀君）

おはようございます。1番、眞邊真紀です。

早速でございますが、私の質問かなり長くなると思いますので、本題に入らせていただきます。

入山協力金の横領問題から数カ月が経過しています。横領事件から数カ月が経過しています。いまだに責任の所在も明確になっておりません。誰も責任をとっていない状態になっていると思います。これは、横領が起きた平成30年度の入山協力金の収受の実績表です。平成30年7月から11月、この空間が誰も管理をしていなかった、元職員1人だけが協力金を収受して手元に持っていた、その期間です。足せば、数千万円になります。この会計を1人で、たった1人で任せていた。そして、町に振り込まれてきていないのを放置していた。その責任というのは、どれだけ大きいものか、考えたら誰にでもわかると思います。

6月11日、業務上横領容疑で逮捕されました。その翌日、元職員のお母さんから電話がありました。「警察がやっと連れて行ってくれたので。私は、誰かに相談したかった。こんな何百万円も、何千万円も、どうして1人に管理させていたんでしょう。どうして誰も、「ないよ、振り込まれていないよ」と言ってくれなかったんでしょう。このまま放置すると、また同じことが起きますよ。息子がしたことは、確かに悪いこと。罪は一緒に償います。ですが、この責任の所在を明確にすること、再発防止策をしっかり講じること、これがないとまた同じことをする人が出てきます」、そう私におっしゃいました。どれだけつらかったかなと思っています。

罪は罪で悪いです。ただ、それを起こさせた、管理していなかった責任というのがどれだけ重たいか。この責任の所在について中心に、町に問いたいと思います。

1番、横領による不足分の会計を今後どうしていくのか。年度末に約2,700万円ほどの寄附金で積み立てている基金を取り崩して町の会計に穴があいた部分を補填しています。この穴があいた会計の補填をするために、皆さんは山で寄附金を置いていったんじ

やないんです。環境保全のために、そういう名目で集めた寄附金です。それを穴のあいた、実は町に責任がある会計の紛失を、損失部分を、寄附金で埋めていいのか。これは大きな疑問どころか、間違いだと思っています。これについての明確な御回答をお願いいたします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。眞邊真紀議員の御質問にお答えをします。

横領による損害額については、日報等を調査をした結果、総額で3,320万9,196円となりました。元職員は、生涯かけて返済する意思を示しており、これまでに返済された金額や返済能力などを踏まえて損害賠償額請求を行うこととしています。

横領事件発覚後、協力金の収受については、3月からしばらく自粛しておりましたが、7月12日の入金機導入に合わせ、協力金の収受を再開をいたしました。多くの登山客の皆様から御理解と御支援をいただき、また、島いとかや民間企業からの特別寄附金もあり、山岳部保全対策費に充当し対応をまいりましたが、自粛期間などがあったため協力金は減少しており、10月末で497万7,127円の財源が不足することとなります。さらに、3月までに山岳トイレの維持管理のほか、登山客の安全啓発に必要な経費等が生じることから、損害賠償の確実な履行を元協議会職員に要請をするなどして必要な財源確保に努めたいというふうに思っています。

○1番（眞邊真紀君）

私が一番聞きたいのは、町の30年度の会計が2,700万円穴をあけました。それを約2,700万円の基金から充当するというのが、当然のやり方なのかどうかというところをお伺いしたいです。

というのは、基金は、協力金の条例のとおりに使わなければいけないと思います。8つあります。山岳トイレの維持管理経費、2番が、携帯トイレブースの維持管理経費、3番、登山道の点検及び軽微な補修費、4番、山岳地域の安心安全のための諸活動に係る経費、5番、奥岳を始め山岳地域の普遍的な価値を損なわないマナーや利用ルールの啓発に係る経費、6番、協力金の収納に係る経費及び事務局経費、7番、町道荒川線のマイカー規制等に係る経費、8番、その他山岳部の自然環境を良好に保全する経費です。

こちらに、横領されたり紛失されたり、その会計を埋める経費というように規定されていますか。間違えていますよね。2,700万円の基金をそちらに充当するという使い方自体が条例違反だと思いますが、その点を御回答願います。

○副町長（岩川浩一君）

当然、基金が減少したということは、制度を運用できなくなりましたから、基金で充

当したということになるわけですが、基本的に、この基金の減少分は、当事者である元職員が、賠償金でもって年々返済をしていくということを行っているわけですから、そこで何年かかかってそれがなくなるというふうに理解を私たちはしているところでございます。

ですから、その協議会の運営が、そういう不祥事によって大金が失われたわけですから、その穴埋めをどうするかということについて、これまでも議会で十分協議、議論をしてきました。その中で、基金で当面それを充当していきたいと。そして、その基金は当然、消失した金額ですから、そこはその当事者が何年かかかってそこは埋めていくんだらうと。毎年毎年の決算では出てきませんけれども、最終的にそれが埋まっていくんだらうというふうに解釈をしているところであります。

○1番（眞邊眞紀君）

それは、間違っています。基金は、先程言った8つの中から、その条例に合った使用をしないといけません。その当事者が返すから、いつなんですか。それを聞きたいのと、当事者というのは、元職員だけだと本当に思っていますか。町との関係性はいかがですか。勝手に公金を収受していたんですか。どういう契約を結んでいたんですか。

そして、協力金を収受するお客様に対して、どうやって収受していたかということ、ここにあります。収納マニュアルQアンドA。「収納した協力金は、きちんと管理されているのか」という問いに関して、答えは、「収納した協力金は、国、県、町で構成する山岳部保全利用協議会で会計処理され、その後、屋久島町が管理する基金に積み立てられることとなります。このことから、皆様から収納いただいた協力金は、最終的に金融機関で適正に管理されることとなります」と答えています。

適正に管理されていたら、このようなことが起きますか。こういう答えをしているんです。それを信じて、皆さんは協力金を納めているんです。8つの使用目的で、その条例の中で使われると思って1,000円、2,000円を払っています。使用目的と別の使い方をする、そういう行為を詐欺と言うんです。詐欺です。本当ですよ。皆さんは、なくなったお金の補填のためにお金を納めていません。そうですね。とういうことは、詐欺のつもりはなくても、町ぐるみで詐欺をしているんです。いかがですか。その寄附金でなくなった会計を埋めたということそのものが、合っているか、間違っているかでお答えください。

○観光まちづくり課統括係長（地域振興担当）（木原幸治君）

お答えをいたします。基金の充当の可否については、実際30年度に実施をしたし尿搬出であったりとか、事務局の費用に係る部分を既に支出をしておりました。その金額に不足が生じたので、基金を充当しております。なので、横領額の補填というふうには考えておりません。

○1番（眞邊真紀君）

お考えはそうなのでしょうけど、結局三千何百万円ですか、被害額が確定したとさっきおっしゃってました。それが、ここにあって町の会計に振り込まれていたとしたら、それは不足していましたか、不足していませんでしたか、お答えください。

○観光まちづくり課統括係長（地域振興担当）（木原幸治君）

町のほうで収入確認をしていれば、確認できていた金額だと思います。

○1番（眞邊真紀君）

ということは、結局、足りないのは誰のせいですか。とった人だけのせいですか。町との契約はどうでしたか。公金を勝手に、寄附金を、元職員はお客様から取り上げていたんですか、いかがでしょう。

○副町長（岩川浩一君）

責任の種類が、それは当然違いますよね。そういう現金を横領したという罪と。職員は指揮監督ですよね。指揮監督という。おっしゃるとおり、長い期間にわたって放置していたという罪は非常に重いです。ですから、そこは行政罰をきちんと与えるということで、この間、議会に御説明をしてきました。

ですから、責任がないとかということではなくて、横領したその刑事的な責任と、職員にももちろん責任はありますけれども、それは行政的な事務の瑕疵ですから、それはきちんとそういう行政罰を与えるということで、この間、議会にも説明をしてきましたので、そういう対応をこれまでしてきたということでもあります。

○1番（眞邊真紀君）

瑕疵があるということに十分該当するかと思います。というのは、自治法の中でも公金の收受に関して、これは243条、公金は、私人に取り扱わせてはいけない、收受させてはいけないと。それを除外するがごとく158条に、使用料、手数料、賃貸料、寄附金などです。これを私人、もしくは私人は団体まで入るそうですけど、に收受させることができる。それは、契約あつてのことです。これは、町の会計規則でも、契約書を交わせば、それが可能であるというふうに書かれています。

ここで、そういう間柄でありながら、全くもって当事者だけ、元職員だけの責任にしているということも、これもまた別の責任が生まれてくるかと思うんですけども、結局、この会計規則にのっとった処理をされていないんです。元職員、現在山岳部保全利用協議会で公金、寄附金を收受している職員と屋久島町は、その会計規則にのっとった契約書を交わしていますでしょうか。読み上げます。

屋久島町会計規則第42条。自治法の「第158条第1項の規定により、私人に歳入の徴収又は収納の委託をするときは、当該委託に係る契約書を取り交わすとともに、第158条第2項の規定により告示し」、告示はしています、確かに、「かつ、速やかに公表し

なければならない。委託を取り消したときも、また、同様とする」。

契約書を交わしておりましたか。会計規則にのっとって、きちんと処理されておりましたか。その上、協力金を収受させていますか。明確にお答えください。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、協議会と各収納員、委託員との関係につきましては、協議会が条例で指定事務機関として指定をされていることによりまして、協議会全体が協力金の制度全体に対する事務を委託されたということは明らかでございます。これによって、協議会は協力金の収納権限と同時に義務を負うということになっております。

そして、指定事務機関に指定された旨の公示は手続上必要であります。この公示につきましては、事務上公示されていなかったということで、その点についてはミスを認めたいというふうに思っているところでございます。

ただし、この公示を欠いたことによって、指定そのものの効力が生じないということではないというふうに考えております。

○1番（眞邊真紀君）

そのように考えられているかと思うんですが、結局のところ、山岳部保全利用協議会と屋久島町の契約書はどこに存在するんですか。私が以前、情報公開請求をしたときに、そのものは出てきませんでした。契約書を取り交わすということになっています。

そして、おかしいですよ、その説明。結局、平成31年、ことし2月28日に協力金の収納業務委託について告示しています。これは、全くもって個人と町がやりとりしていますよね。協議会と一緒に、集約して収納事務機関になっているんだったら、これは要らないはずですよ。

協議会の雇用契約書の中に備考で、「地方自治法第158条第1項の規定により、協力金の収納事務を委託するとともに第2項の規定により告示を行います」と書いてありますけど、これは契約がめちゃくちゃなんですよ。個人と町が契約書を結ばばいいじゃないですか。協議会の会長と町長が一緒だからごっちゃになっているんですよ。これは正しいかどうかお答えください。私が今言った意味わかりますよね。協議会が収納事務機関であるということは、屋久島町と契約書を交わしていますか。交わすという取り決めが前提です。自治法をもとに会計規則をつくっていますよね、町の。だから、そういう正しい取り決めを、きちんと契約を交わしていたかどうか。そのもとで、元職員にも協力金を収受させていたか。そういうところが整理されていないと思うんですよ。以前、私は指摘したんです、この情報公開を請求したときに。

○観光まちづくり課統括係長（地域振興担当）（木原幸治君）

御質問にお答えをしたいと思います。

町と収納・收受事務を行う職員の関係は、町はその收受業務をやっている職員を雇用している関係にはございません。收受を行っているのは、山岳部保全利用協議会の職員になっています。なので、收受事務を行っている業務の契約は、保全利用協議会の職員と業務を行うよう雇用契約の中で契約を結んでおります。その中には、雇用条件通知書ということで、労働条件や業務のことについては明記をしております。その内容については、本人から印鑑をいただくという形で契約を結んでおります。

また、先程眞邊議員がお示しいただいた告示については、確かに町は山岳部保全利用協議会を事務指定機関に指定をしております。納付をいただくお客様は、協議会が收受事務をするということはおわかりになると思いますけども、実際にその業務をされている方がどの方なのかということがわからなくなる、そういうことの危険を回避するために、個人個人の名称を出して、この方が收受事務を行いますということを告示をしております。

○1番（眞邊真紀君）

では、山岳部保全利用協議会を収納事務機関として指定しているんですよね。その公金がなくなったとき、寄附金がなくなったときの責任の所在はどこに明記してあるんですか。なくなったときに、町は山岳部保全利用協議会に委託をしていた。責任は、お願いしている町ですよね。どちらですか。その責任の所在もなく、お金を收受させるお願いをしているわけじゃないですよね。その取り決めはどうされているんですか。

公然と、任意団体だから責任は持てない団体である、権利能力なき社団であるということをおっしゃっていました。そういう機関に町はそんな大金を集める委託契約をしている。責任の所在は、どこにあるんですか。どちらですか。

○副町長（岩川浩一君）

副町長の考えでよろしいでしょうか。私、前から申し上げておりますけれども、第一義的な責任は当然協議会にあると思います。協議会が運営をしていたわけですから。町から指定をされてです。ただ、町としては、そこに委託をしていた。委託をしていた責任というのは当然あるわけで、責任の所在はどこにあるかと言われれば、協議会と屋久島町にあるということになるんだろうと思います。

○1番（眞邊真紀君）

これは、協議会に委託していて、委託元の町ですよ。公金を收受させていたんです。協議会は、委託をされて集めていた。そして、なくなったお金は、協議会の運営資金として予算で町から出たものではなくて、そもそも寄附金、皆さんが出してくださったものがなくなったんです。それは、当然町の責任ですよね、それがなくなったのは。性質は全く違うと思います。町から来た運営資金を横領していたのと、そもそも町の責任で集めているものが横領されたのと、責任が違ってくると思うんです。

このなくなった会計を本当に1人だけのせいでできるのか。横領を防ぐ手立てをしていなかったのに、何千万円も家に置いてドアを全部開けっ放しにしていたのに、誰かとってくださいと言わんばかりの体制だったのに、1人のせいでできますか。元職員が全額返すからそれまで待つ、そういうのが世間で通りますか。責任って何ですか、管理職の。

これを見ていなかったんですね。これを見ていなかったんです。この時点で、例えば、トータル500万円だとしましょう。入ってきてないよと、早く入金しなさいよと言ったら、8月以降ないんですよ。とれてないんです。横領が起きない、そういう仕組みがなかったという責任は、非常に大きくないですか、小さいですか。誰のせいですか、本人だけのせいですか。これは、1人では絶対になし得ないんです。1カ月だけならわかります。この分は、当事者が返すと言っているからと言って開き直るわけじゃなく、管理職の方たちの責任をぜひ感じて、補填に充てていただきたいと思います。

手元資料でお配りしていますけれども、つい最近報じられた広島県警、そこで証拠品として詐欺で回収したお金を金庫に8,000万円以上入れていました。そのお金がなくなった。県警の職員で、全額補填することが決まりました。当然だと思います。

11月26日の仙台市の道路照明灯問題、全額管理職で補填、これも最高裁の判例をもとに、半額、管理職で返そうかと市議会に提案しました。そんなのは市民の理解が得られるわけじゃないじゃないかと。結局、管理職が全部返すことになったんです。こういうことをするんです。たった1人ではできないことに関しては、管理するものが責任を負うんです。1円も負わなくていいかどうか。そんなことは思っていなかったはずですよ。

というのは、管理職で返す気がないのかと、小協議員が以前の一般質問で問うていました。そのときに総務課長は、こう答えています。6月議会です。「役場の管理職で組織する曙会というのがございます。課長会の中で、曙会からも協力をしたいという旨は伝えて、課長さんには伝えてあります」。このほかのときにも、課長会でそういう話が出たとか、そういう話も議会に出ていました。その後、やっぱり責任を感じたからそういうことになったと思うんですが、その話について、出てきているのか、出てきていないのか、いかがですか。もうないことになったんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

ただいまの御質問に対して答弁いたします。

当初、そういうことで何とかできないかというのも課長会の中で提案をさせていただきました。ただ、その後誰か発起人を立ててやろうよというところまでいったんですが、それ以降話は頓挫しております。

○1番（眞邊真紀君）

そういうのを無責任と言うんです。結局、責任ありますよね。これは、1人で横領が

できたかどうか。巧妙な手口でやったのかどうか。7月の時点で入金されてない。8月もない。9月になってから本人に問いただした。資金繰りに困っているからと言っていた。それを放置していたんですよ。資金繰る必要があるんですか、寄附金の。これは、重大な町の過失です。当事者が返すからと悠長に待っている事件じゃないんです。当事者だけが全額返せば、それで責任が果たせたとと言えるか言えないか、御回答ください。

○副町長（岩川浩一君）

この件については何度もこの議会で議論になったという経過がございます。責任の所在をはっきりさせるということは、ある意味法的に、法があるわけですから法的に照らしてどうなのかと。例えば、当事者は、そういういわゆる横領罪に問われるが、それを黙って見過ごしていたとおっしゃる町の我々職員側にはどういう責任があるのかということになると、これは地方自治法上の責任ということで、きちんとその責任は、町長も私も議会に条例を出してということがございました。

職員は、後で報告いたしますけども、きちんと行政罰を与えております。ですから、おっしゃるその道義的な責任をどう捉えるのかということ是非常に、指摘は痛いほど我々も感じております。ただ、責任ということできちんと整理をするということにおいては、法的にきちんとどの法律によって責任をとらせるのかということをやらないと、ただ、感情的なもので責任を追及するわけにはいきませんので、法に照らしてきちんと責任はこの間やってきたと、とってきたと。それが甘いと、この間も指摘を受けましたけれども。ただ、私どものとってきた責任のとり方というのは、県下、自治体の色々な事例に照らし合わせて、いわゆる遜色のないといいますか、軽くならないように、そういう責任はきちんととってきたということは申し上げてきたと思いますけれども、そういう色々な、道義的な責任をどう感じるのかと問われれば、それはもう少し色々な方法があったんじゃないかということは反省をしたいというふうに思います。

○1番（眞邊真紀君）

そうですね、「法的な」とか、そういうことも当然会計規則の中できちんとやれていないわけですから、法的な責任も当然あると思います。そして、責任をとるというのは、なくなったものを補填するというのが、きちんとしたとり方です。本人だけに覆いかぶせて、あたかも本人だけが巧妙な手口でしたかのような、そんな対応はないと思います。法的な責任をとる、それを表に明確に出すというのは、後のことだと思います。まずは、なくなったものをどう補填するかということに重点を置いて考えなければいけません。

道義的な責任を感じているのなら、こうしてほかの市や町がやっているかのような、管理職が補填するというやり方、とっくにやりますよ。

○副町長（岩川浩一君）

今、資料を示していただきました。これを読ましていただきましたけれども、当事者

がいらっしゃって、当事者がきちんと生涯をかけてでも、今約半数は補填をしておりますけれども、自分の住所も明らかにし、勤務している会社も明らかにし、そこで町と和解をしたい。そして、自分は誠心誠意その穴埋めをしたいとおっしゃっている事案ですから、そういうことできちんと今民事で対応しようとしております。

その一方で、じゃあ当事者にかわって誰かが補填をするということは、今示していた事案とは少し内容が違うというふうに思いますし、当事者が、生涯というか、そんなに長い時間にならないと思いますけども、全額責任をとりたいと言っているわけですから、それにきちんと我々も対応していきたいということでもあります。

○1番（眞邊真紀君）

言っている内容が、とても理解していただけていないなと思うんですけど、当事者が補填する、返すからと言っているから、本人が返せばいいと。そうおっしゃりたい気持ちもわかりますけど、その事件が起きた背景というものは、町が責任があるんです。だから、町が責任をとる必要があります。勝手に、1人でできたんですか。複数人が関係していなければ、できないことです。共謀したとは言っていないよ。巧妙な手口でやったんですか。

「部下の不祥事に対する上司の処分は」というのが、過去の判例も交えて記事であります。

「管理職を、部下の不祥事を自覚させるために解雇しても問題ないでしょうか」という問い合わせに、最初に結論を話しますが、部下が不祥事を起こした場合、上司に懲戒処分を科すことは可能です。上司と部下の関係性以上に、公金を取り扱う、そういうことをさせているわけですから、もっと重たいと思うんです。これには、懲戒処分の定めがあれば、当然上司も懲戒処分できますと。

「関西フェルトファブリック事件 大阪地裁」、平成10年の判例です。

経理担当社員が多額の金銭を横領していたのが発覚、売掛金を偽造した。上司である営業所長は、何回もこの社員と飲食をともにした。妙に金遣いが、金回りがよかったです、安月給なのに。営業所長は「横領の事実には気がつかなかった」と主張していました。会社は営業所長を、重大な過失により会社に損害を与えたとして懲戒解雇したが、納得のいかない営業所長は裁判に訴えた。

裁判長は、裁判所はこういうふうに判断したんです。

健全な常識を働かせれば、部下の行為に不審の念を抱き、金銭を横領していることを知り得る事情があった。預貯金の残高を確認すれば、経理担当社員の横領を簡単に発見できた。営業所長が経理関係のチェックを著しく怠ったために被害額が増大した。営業所長の重大な過失を認め、就業規則の懲戒事由に該当するとして、懲戒解雇は有効。解雇したのを不当だと言った営業所長は、裁判所で、あなたが職務を怠慢していたから、

経理をチェックしていなかったから当然懲戒解雇ですよと、そういう判決をもらっていますよ。連帯責任です。連帯責任。

この巨額な寄附金を、この枠には何百万円というお金が入りますでしょう。これをたった1人に任せていたという責任も負わないといけません。たった1人に協力金を收受する、年間約6,000万円ぐらいです。それとは別に、この元職員は、町から年間の運営予算として協議会にくるお金も自分で扱っていましたよね。こういう仕事って世の中にあるのかなというぐらい悲惨だと思います。

何千万円も本当にひとりのものに任せていた。それって、そういう仕事ってあるんですか。屋久島町だけだと思います。山岳部保全利用協議会だけだと思います。それを元職員1人のせいにする。とってくださいという状態をつくっておきながら。誰だって、魔が差すことがあります。魔が差しても、犯罪が起こせない、そういう仕組みをつくっておかなかった責任はないですか。あると感じるなら、「本人が返すからいいでしょう」、そういうことは言えないと思います。

感情的な問題だけで言っているんじゃない。これは、町が管理監督を怠っていた。それで、逆に誰かに訴えられる可能性もあるんですよということを私は言いたいです。町は、協力金、寄附金がなくなった被害者だと、そういうふうに民事訴訟を起こすつもりでいるかもしれません。ただ、本当の被害者は誰ですか。町が、皆さんから税金集めたものですか、なくなったお金。全国、世界の方たちの善意です。その方たちからお金がなくなったこと、それを賠償してくださいと、そういう責任を追及されるかもしれません。町は単なる被害者ですか。本当の被害者は誰ですか。

今後の民事訴訟のことを考えられているかと思うので、それとあわせてお答えください。訴訟をどうしていくのか。以前、刑事裁判が終わったら民事訴訟に訴えますと言っていましたよね。

○町長（荒木耕治君）

横領による損害は、日報などでの調査は終了し、今後どのような手続で返済を求めらるか、法務事務専門員を交えて検討を行ってまいりました。現在のところ、訴え提起前の和解申し立てによる解決を予定をしております。理由としては、令和元年10月8日に、元協議会職員と今後の返済方針について確認をしたところ、損害額については町の主張する額を受け入れ、争わない。現時点では、資力がなく、まとまった弁済は無理なので、今後は給与の中から誠心誠意弁済するので、分割弁済を認めてほしいと主張をしております。

このことから、民事訴訟を提起し、勝訴判決を得たとしても私財がないために直ちに全額を回収することはほとんど見込めず、結局のところ給与等から月々弁済をしてもらう方法しかないと思われます。したがって、民事訴訟を提起をし、訴訟上の和解を図る

までもなく、相手方の意見を尊重することが返済の意思を強め、確実に賠償額を受け入れることにつながり、それが町にとって有利になると思われ、簡易で安価、かつ効力的には訴訟上の和解と全く異ならない、訴え提起前の和解申し立てが合理的であると考えております。

なお、訴え提起前の和解の申し立ては、本町が協議会に代用して行う予定としております。理由としては、協議会が申立人となる場合には、原則弁護士を代理人としなければならず、また弁済される横領額は、最終的に町の歳入として受け入れることから、元協議会職員が協議会の月々弁償金を支払いをし、これを協議会が再度支払うこととなりますので、代理として申し立てる場合、町は、元協議会職員から弁済額を直接受領することができ、合理的であるためであります。

○1番（眞邊真紀君）

町が代理で提訴すると。その裁判に係る費用、弁護士を当然頼むかと思うんですけども、その費用というのはどうなるんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

町が代理して訴えていく前の和解を申し立てる際につきましては、指定代理人が可能であるというふうに聞いております。

○1番（眞邊真紀君）

ということは、町の法務事務専門員にお願いするということによろしいんですか。

そして、方向性はある程度わかりましたけど、結局その被害額、3,000万円以上です、それを本当に本人だけがしたんだと。本人だけがとったんだと。とったのは、確かに本人ですけど、その責任を町は今後一切負うことなく、基金の充当したお金も、基金を取り崩して穴のあいた会計に埋めたお金も、一切、1円も誰も返すことなく経過させるんですか。

○副町長（岩川浩一君）

先程から何度もその話題が出ておりますけれども、当事者が支払うということを差しおいて第三者が弁済をするというのは、余り例がないと。ただ、先程から眞邊さんが提起している何がしかの責任を感じるのであれば、例えば職員間でお金を出し合っただけでその一部に充てるということは、当然指摘されてもいたし方のないことだと思いますが、かわりに誰かが支払うということは、今民事でこれから本人と協議をする段階ですから、そこは現在考えていません。

ただ、先程言いました何がしかのグループ、課長会なりがお金を出し合っただけで一部穴埋めをなささいということについて、これは真摯に受けとめてまた協議をしてみたいというふうに思います。

○1番（眞邊真紀君）

結局、期限を決めないと、ずるずると6月、9月、結論も出ないまま、「考えます」、
「議会と話し合います」、それが続きます。もう恐らく放つといたら、次の3月議会も
同じことをやり取りしていると思います。これは、世間的に許されません。協力金を
いただいた方、絶対に許しません。いつまでにその話し合いを持つのか、今御回答く
ださい。できれば、私としては、会期中に返答いただきたいです。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程申しましたことにつきましては、可能であれば年内に協議の場を持ちたいと考
えています。

○1番（真邊真紀君）

できることなら会期中に話し合っ、回答いただけたらと思います。ずるずるしてい
たらよくないです。

きょうの会議の内容もですけど、レポートで来ている観光客の方が、寄附金はもう払
いたくないよと言っている方は私たくさん聞いています。何の責任もとってないじゃな
いか、1人のせいじゃないよ、町が悪いよ、これは何人も言っています。そういう人た
ちに発信する必要があると思うから、私はきょうの内容を発信します。そして、皆さん
がどういう対応をとられたのか。こういう広島の場合、仙台の場合、これを一緒に紹介をし
ながら、どれだけの責任をこの空白の、1人で任せていたところの責任を負うのか。こ
れを全国に発信しますので、よろしく願いいたします。

そして、先程懲罰を与えた、それなりの処罰をしたと副町長のほうがおっしゃってい
ましたけど、実際の内容はいかがなんでしょうか。当然、この協力金の横領が起きた時期の
職員だけじゃないと思うんです。この仕組み自体にも問題があるので、当然、その時期
の職員だけに懲罰を科していたら、私は間違えていると思っています。その辺、具体的
にお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

令和元年10月8日、鹿児島地方裁判所において本件刑事事件に係る第3回公判が開か
れ、判決が言い渡されたところであります。このことを受けまして、本町におきまして
は、令和元年10月21日に懲罰委員会を開催をいたしました。対象としましては、当時の
所管課職員と協力金制度以前の所管課職員など計7名であります。委員により、職員の
瑕疵行為について、その処分内容や処分の適否を協議した結果、5名を減給処分2カ月
間、2名を戒告処分とする懲戒処分を決定をいたしました。被処分者につきましては、
令和元年11月1日発令により地方公務員法及び屋久島町職員の懲戒の方法及び効果に関
する条例に基づき、その旨を記載した書面を交付するとともに、辞令交付を行ったと
ころであります。

今回の件につきましては、管理監督者等の責任を厳正に問うことになったものであり、

このことに関して今後適正な管理を徹底をしまいたいというように思っております。

○1番（眞邊真紀君）

減給何パーセントかわかりませんが、2カ月、あと2名に対しては戒告、随分軽いなと。責任をどこに感じているんでしょうとびっくりしています。

今、今年度協力金が、もし紛失、同じく横領があったら、責任は誰がとることになっていたんですか、今年度あったら。この事件の後、同じことが起きるかもしれない背景がありますよね。協力金をもらっているわけですから、現金で。同じことがあったときに、町に責任はありません、法的瑕疵はありません、協議会には、任意団体なのでその責任は負えません、そういうふうに記者会見でおっしゃっていましたよね、事件発生後。

今、実はなくなっていたとなったとき、また同じ記者会見をされるんですか。それとも、誰の責任なんですと明確に言えますか、どちらですか。

○副町長（岩川浩一君）

二度とこういう事件が起こらないように、起こしてはいけないということで議会でも再三申し上げてきました。入金機を置きました。入金機に入れる過程の中で起きたらという考えもありますでしょうけれども、入金機以前の作業も2人で行っているということで、入金機に一旦入りますと、これは企業の責任で補填をされるわけですから、そういう意味では、今手作業の段階でそういう不祥事が起きないようにするのに今万全を期しております。

ですから、責任をどこに求めるということ以前に、二度と起こさないと、二度と起きはならないことですから、そういうことに今万全を期しているということでもあります。

○1番（眞邊真紀君）

性善説が成り立たないから横領が起きたんです。現金を取り扱っている限りは、性善説なんていうものは通用しないんです。入金機があれば、事故は起きないなんていうことはないんです。入金機に入れるのは、確かに2人で作業をしていると聞いています。入金機に入れる前の作業は、1人でされていることもあると記録にもありますよ。

横領が起きないなんていうことはないんです。起きたときの責任を誰がとるとおっしゃるのか、そこを聞いているんです。起きないというのが前提じゃない。私が聞いているのは、起きたときに誰の責任だということか、そこを聞いているんです。その手前の話は、私はしていません。起きたとき、誰の責任なのか。そこが明確になって、今協力金を収受し始めたんですか。そこは大事ですよ。責任をとっていないのに、また別の事件が起きる可能性を持っている。その責任すらとれない。これは、本当に言い方が悪いですけど、詐欺としか言いようがないですよ。そう例えられています。

誰の責任ですか。責任の所在がわかっていなかったら、求められないですよ。

○副町長（岩川浩一君）

非常に、責任、責任、それはもう、確かに誰の責任と最終的に問われれば、これは協議会です。協議会と町の両方にあると、先程申し上げましたとおりだと思います。ですから、その責任のとり方をどうするのか。町の職員が監督不行き届きだったと。前例を踏襲して、そういうことがないように今体制をきちんとやっておりますし、責任ということであれば、二度と起きないようにそういう職員をきちんと指導して、現場でそういうことが起きないようにきちんと監視をするということが私は責任だというふうに考えております。

想定をして、それは最終的に協議会長が責任をとる、町長がとる、担当課長がとるということは当然のことです。最終的な責任はどこにあるのかと問われれば、それは協議会長にあり、町長にあり、担当課長にあるということになるんだろうというふうに思います。

○1番（眞邊真紀君）

町と協議会と担当課長、最大の責任は町が負うべきだと思っています。町が協議会に協力金を集めてもらっているんです。その責任の所在を本当にぱっと答えられるように、皆さんにきちんと、責任はどこにありますということを明確にして、再発防止策をこう講じましたというふうに発表しないと、神奈川県庁だって、すぐに言っていたじゃないですか、あの会社です、再発防止策を講じますので許してくださいと。ああいうことなんです。

事故が起きたら再発をどう防ぐのか、そこを徹底してやらないと、入金機導入しましたなんて言っている場合じゃないんです。仕組みの問題なんです。1人で入金機に入れる前は作業する、そんなことでまた事故が防げますか。そういうところですか。何千万円も取り扱うんです。皆さんの善意のお金です。ぜひ、その2,700万円を穴埋めした分、これはその基金の使用目的と全く違っていますので、本人が、いつ弁済が終わるのかわからない中で、放置せずに、全て穴埋めを早急にするように求めます。

その課長さんたちの話し合いの結果を、できれば会期中に結論をお願いします。年内にとおっしゃっていただきましたので、年内でも結構です。それを全国に発信していきますので。恐らく、マスコミの方も発信すると思います。どうぞ適切な御判断をよろしく願います。

そして、ちょっと時間ありますが、御家族の方が、一体どんな心境だったのか。そちら側、その事件が起きた背景に関しても、十分心にとめておくべきだと思います。自分の家族が、こんなのを放ったらかされていたらどう思いますか。誰か管理者、声かけてくれなかったのかなと当然思います。それは、御家族の方も、罪を犯した息子が当然悪いと言っています。ただ、管理監督責任は相当重たいということも言っております。それに対する担当課が数回訪問したときのコメントもなかったもので、非常に残念だと。

「お母さん、この家に財産ありますか」と。そこから訪問されたんです。こんな話ってありますか。

以上で終わります。

○議長（岩川俊広君）

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉支援課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

皆さんに発言の訂正の申し入れをさせていただきます。

12月5日の総括質疑の中で、真邊真紀議員より御質問がございました民生費の中の児童措置費、子供教育保育給付費につきまして、扶助費にあたりますが、八幡幼稚園の支出についてこの費目の中で該当がないかという質問でしたが、該当はないと発言はしたんですが、一部お預かりにかかわる部分につきまして該当がございましたので、詳細につきましてはまた委員会の前で御説明はできると思います。所管の課長のほうも含めまして、学校教育のほうの課長も含めまして両方で説明をさせていただく予定であります。以上です。

○議長（岩川俊広君）

次に、11番、小脇清保君に発言を許します。

○11番（小脇清保君）

早速質問に入らせていただきます。

10月の12日、一湊集落に配布されたこの書面は多くの方がごらんになったと思います。選挙の告示の10日前です。私の耳に入ったのは、それは小脇議員への怪文書だがというふうに、荒木耕治後援会事務所の最高顧問が言ったということを知って、そこまでして選挙を戦わなきゃいけないのかということで、私は自分のブログ記事の中で、私たちの怪文書ではありませんよということだけは申し上げました。

選挙期間中は一切このことに触れることのないようにいたしましたが、これだけ詳しく時系列に書いてあるものが、どうして怪文書なのか、これは御本人しか書けないような文書です。そしてまた、候補者も選挙期間中は妙なうわさを立てられて困っているというふうな街頭演説をされていたと聞き及びますが、果たしてこれがうわさなのか、事実なのか、これからお伺いしていきたいと思います。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。（発言する者あり）小脇さん、質問。

○11番（小脇清保君）

じゃあ、議長。

○議長（岩川俊広君）

小脇清保君、どうぞ。

○11番（小脇清保君）

質問したつもりでしたけれども、いわゆる金銭の授受とかという、要するに新聞報道やテレビ報道が事実なのかどうか、町長の明解な御回答をいただきたいと思います。

町長、一湊の過疎対策事業とは何でしょうか、お伺いします。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

お答えをする前に、私が選挙運動でそういうことを言った身に覚えはございません。怪文書とも思っておりません。本人もちゃんと名前を出しておりますから、それは怪文書とは言わないというふうに私は解釈をしております。

それでは、小脇清保議員の質問にお答えをします。

一湊地区の過疎対策事業については、平成30年10月12日付で鹿児島大学産学地域共同センター長名で、屋久島町一湊地区再生事業についてのお願いの文書をいただき、平成30年11月20日に旧本庁にて鹿児島大学准教授から説明を受けました。内容としましては、研究題目を屋久島一湊地区における移住定住促進計画の研究で、研究期間が平成30年6月から平成31年3月までと担当者が説明を受けております。

その中で、鹿児島県離島振興協議会の事業である平成30年度アイランドキャンパス事業を活用して、助成金25万円により屋久島一湊集落における移住定住促進計画づくりのワークショップを、10月と11月の2回計画をしている旨の説明を受けました。

アイランドキャンパス事業は、当時企画調整課が所管をしていたことから、11月23日に一湊公民館で開催された鹿児島大学の学生による建築設計演習成果報告会に担当者が出席をいたしました。鹿児島大学から建築学科3年生13名と、引率者として教員等3名、地元区民20名弱の参加者であったようです。

具体的な内容としましては、町有地である一湊松山地区旧屋久島測候所跡地に、産学が連携した日本版C C R C、生涯活躍のまちづくりモデル事業として、高齢者住宅、シェアハウスによる過疎化が進む一湊地区の過疎対策を研究内容とした報告会であったようです。

担当職員としては、離島地域における過疎対策と交流人口の増加をテーマとした鹿児

島大学の学生による授業の一環として認識しておりましたが、令和元年8月30日付で合同会社と鹿児島大学の教授の連盟により、屋久島一湊地区定住促進事業敷地測量にかかる協議依頼があり、当事者を交えて協議を行ったところ、一湊松山地区の町有地の敷地面積9,857平米に住居70戸、入浴・洗濯施設2戸、駐車場25台分を事業化するための測量設計を行えとのことでした。

町から事業主体や資金繰り等の資金計画について問うたところ、事業実施及び施設完成後の運営の安定化等について、不確定要素が多いと判断をし、小協議員の御質問にある町有地における民間から提案をされた一湊の過疎対策事業を、一湊区とも協議のもと見送ったというところでございます。

○11番（小脇清保君）

この一般質問の締め切りは11月の26日でした。27日の2時ごろ、町長。議長から電話が来ました。事務局長が、この一般質問は集落のことであって、町政にそぐわないと。町政の一般質問としてはそぐわないと。それで、県の議会事務局長に聞いたところ、町政にはそぐわないんじゃないかという回答だったから引っ込めろという電話が来ました。

私、この質問の表題はこの文書の最初のページにある、私から荒木町長への支援金数百万円についてという文書があるが、これは何かという質問をしていたんですよ。そして、そこを削れというから、何でということ、荒木町長の今回の選挙の公約の一番目は集落自治の活性化じゃないかと。なぜ、これが町政にそぐわないのかと、この文書にあるようなことで、町政がゆがめられたら、それこそ大変だから念のために聞くだけであって、なければならないといえばそれで終わる話じゃないかというふうに申しあげました。

ところが、次の日の議会運営委員会でも、町政にそぐわないという結論が出ましたからということで、再度私に電話が来ましたが、これ皆さんどっちを向いて仕事をしているんですか。職員にしても議員にしても町民に向けて仕事をすれば、これ当然質問しなければならない事項だと思いますよ。日ごろ、住民の代表だというふうに自負しているのであれば、これは町政に疑義があれば、ゆがんだところがあれば、それを質問してただしていくのが、私は議会議員の務めだというふうに思っていますが、そういう意味では大変人心の掌握が町長はうまい。だけど、それはいいほうの掌握ならいいけれども、選挙の後の公表にも載っていたように、役場の職員が内向きだというのはそういうところに私は原因があるんだろうというふうに思います。

そこで、今一湊集落の開発過疎対策事業ということについては、今説明をいただきましたが、そこで町長、この1ページにある私から荒木町長への支援金数百万円については、荒木町長から本事業反対のための選挙後1カ月以内に返済するとのことでしたが、即日返済を要求しますということについては事実無根ですか、事実ですか。

○町長（荒木耕治君）

支援金の数百万円というのは事実無根であります。

○11番（小脇清保君）

ここに、その御本人とやりとりしたメールをスマホで写して拡大したものです。私、これは当人からいただきました。このメールの中にある携帯電話番号も町長の携帯番号と合致しますから、これはほかの人がやっていることではないと思いますけれども、こういうふうにやりとりをしているのは御記憶ですか。町長が「幾らでしたか」というふうな質問に対して、御本人は「早速の御返答ありがとうございます。200万円ですが、できれば口座振込が確実です。いかがでしょうか」というメールを打っているんですよ。これ、御記憶ありませんか。

○町長（荒木耕治君）

10月13日にメールを打っております。10月13日です。これは、その前段がありまして、私と彼と、要するに8年前の当選当時に、私も顔見知り先輩後輩で飲食をともにしたというのは事実であります。私は五、六回と言っていますが、彼は10回と言っています。

ですから、これを断ったといいますか、この事業を先送りにしようと。断ったわけではない。10月8日ですか、多分、一応この協議をして、一湊区とも協議をして担当がこの話は私も色々協議をすることが多いので、ここでやめようというんじゃなくて、要するに選挙もあって色々するんで、その後にもしてもらえませんかという連絡をしたんです。

そしたら、要するに本人から、御本人から選挙後はあれなんで、選挙前に私と会わせてくれということを書いてきたと。それで、会ったのが多分、私は10月の8日だというふうに思っております。そこで、要するにこの事業色々協議をすることがたくさんありますので、要するに私も選挙戦必死に、選挙戦の直前でしたから、そういう余裕がありませんので、終わってからゆっくり話し合いをしたいという気持ちで、そういうふうに申し上げました。

しかし、そのときに彼は今ここで、それ先に送るということはもうやらないということですかということを書きました。そうじゃない、話し合いをしようということ。じゃあ、これは前向きでとっていいんですかといいました。通常前向きに私も答弁をするときには、それはもう事業としてやっていくということじゃないですか。ですから、彼にそれはもう待ってくださいよという話をしたら、今ここでやるかやらないかを返事をくれって私に迫られたんで、私は一湊区の皆さんとのその前に事前をして、これはもう一遍、もうちょっと先に皆さんで慎重に色々話をしたほうがいいですよということだったので、先にやろうと、そういう押し問答を何回かしましたよ。

だけでも、そういうことでしたから、もう町有地を測量をさせてくれということですよ。

から、いやそれはできませんといたしました。そしたら、それでいいのかっていうふうに言われましたけれども、すったもんだする中で、要するに彼はこの事業は自分で、私費で、金も色々かかっているんで、町を相手取って裁判をする、お金も払えよというような話で、二人で興奮状態でそういう話をしたわけ。私も少し怖い思いもありましたけれども、しかしここは思い切って断らなければ、もうそういった以上断らなければいけないと思ったからそういったわけです。

そしたら、彼が立ち上がって帰るときに、飲んだり食ったりした金も、じゃあ返せよと。そういうことでしたから、私はああいいですよと、裁判するんならどうぞ裁判もしてくださいと。飲み食いした金も返せよということでしたからいいですよと言ったんです。

ですから、私はここで幾らでしたかと聞いたのは、私は飲食した、彼は10回と行って、私は五、六回と行った。それは先輩、後輩で、要するに8年前ですから、当選したときに当選の祝いで飲んだり、おごってくれたり、当選祝いだからってという気分、ですからそれは悪かったって言っていますけれども、安易な気持ちでそうした。ですが、新聞に業者から接待を受けたなんかって書かれていますけど、その当時彼は屋久島に会社も持っていないし、屋久島の町の仕事もしていません。ですから、私は純粋に先輩後輩と。

ただ、そういうふうになったものですから、もうそういうのではつき合いたくないと思ったから、飲食に関して私がかかった分は返しますよと言ったら、200万円って来たもんですからびっくりして、私はこれ以来もう連絡はしていません。取りに来いというメールをまた打っていますけれども、取りに来いというメールを打ったのは、もうメールでやりとりしたり、電話をしたりするとややこしくなるんで、本人と会ってきて、私ももう選挙前でばたばたしてそれどころじゃないと思って、こんなことを言われると。ですから、来てくださいよと。

そのときに、何ですか、この金はと。これは裁判をして町に請求をするっていうことじゃないんですかと。私が払うといたのは飲食をともにしたその飲食代を払うという意味で言ったんですということですよ。

○11番（小脇清保君）

私、御当人にも何度か会って、取材していますけれども、元彼女にお前とデートしたときのコーヒー代を返せというような、そんなけちな方ではないというふうに私は、私の印象としては思っていますけれども、この支援金というのは御本人が渡した期日もはっきりしているんですよ。町長。これ、接待を受けた金が幾らだったか、もう接待を受けた時点で本当はアウトなんですよ、アウト。別な映像を見ると、それは接待を受けた金は返せという意味だろうから、それは返すよと言っていますけれども、そのこと自体

が公人として感覚が麻痺しているというふうに思います。5回であろうと、1回であろうとだめはだめ。

町長は、コメントの中で当選祝いだと思っていたと。当選祝いだったら1回でいいんですよ。3回も4回もということはあり得ないし、これじゃあ最初は平成26年の1月11日というふうに日も特定しています。2回目は、平成26年の12月26日ですから、収賄は今月の26日に時効になる案件というふうに伺っていますが、この両方とも全く事実無根ですか。

○町長（荒木耕治君）

これ通告内ですか。言いますけれども、最初その場であったって、じゃあ通常小協議員だって選挙が終わって自分の同僚と当選祝いとかそういうことやりませんか。何の関係もない人ですよ。そのときは。鹿児島で仕事はされているか知りませんが。

ですから、これ今ごっちゃになっていると思っていますよ。今通告を受けているのは一湊の問題ですから、この支援金に関しては私はもらっていないので、事実無根ですと言っているんです。

○11番（小脇清保君）

これ私、議長にこの支援金200万円については表題には出せないけれども、この一湊地区のやりとりの中で聞くのは構いませんよって議長に言われているから、議長から情報は入っていませんか。それでなければ、私の発言をそぐなわないとか何とかという権利はないはずなの。

○町長（荒木耕治君）

一湊の、今言う事業についての支援金ですから、今議員が言っているのはその後に出た新聞記事のことを言っているんじゃないですか。これは全然また違うと思うんですけど。

○11番（小脇清保君）

それで逃げられるんだったら逃げても構いませんが、はっきり言って事実無根なんです。私は、この件については数人の、このまま町長、町が報道されて霧の中の状態で町政これから4年できませんよ。じゃあ、もう一つこれも通告にないから、断ると言われればそうですが、あの映像の中では事実無根だから法的手段をとるとおっしゃいました。

南大隅町の町長が800万円借りた時点で訴えられたときに、それは会社の金に、会社の資金繰りに純然たる借りた金であってということで、翌日すぐ記者会見していますよ。法的手段をとられるんだったら、なぜ町長すぐとらないんですか。

○町長（荒木耕治君）

私も、選挙が終わって直後、全然知らない先輩でもありません。私が、彼と知り会っ

たのは30年前でございます。私の父親の家で、私の父から紹介をされた人です。それから、私は議会議員にもなり、上屋久町議になりましたけど、その間はそんなに親しい関係でも、間柄でも、しょっちゅう会っているわけでもありませんでした。顔見知り。一湊に墓参りに来たといえは会ったり、そういうときには挨拶もしたり、そういうことをやります。

ですから、彼も憤りはわかりますけれども、ということで私もそういうふうに思っただけでしばらく静観をしていました。ですが、ここにきてこういう事態ですので、今議会終了後、名誉棄損罪による刑事告発をすることにしました。続いて、その後、水面下も準備をしているところです。

○11番（小脇清保君）

議会済まなくてもいいですよ、早目にやってください。それだけ身の潔白を証明するのであれば。それで、こういう闇の中にいたまま、先程も申し上げましたけれども、4年間の町政は私は恐らく続かないだろうというふうに思っていますので、数名の議員さんにこれ議会で扱おうよと、百条委員会の提案をするというふうに申したところ、数名の議員はそれは賛成しましょうということでしたから、これは12名の議員さんは町長を信頼しているわけですから、よもや反対する理由もないし、町長は今、強気に名誉棄損で訴えるというのであればそれもいいチャンスですので百条委員会を設置したいと思います。ぜひ、そのときには、もちろん出席しなければいけませんけど、出席をしていただくということでこの質問は終わります。

町長、2番目に私出している町長、副町長の出張及び旅費に関する質問をしていますけれども、回答できています。

○町長（荒木耕治君）

1、2の件について共通した部分もありますので、まとめてお答えをいたします。

議員御指摘の危機管理体制につきましては、申すまでもなく、地方公共団体においては住民の安心安全を守るという基本的かつ根源的な責務を果たすために、あらゆる危機に対応をし得る総合的な危機管理体制の充実、強化が求められる大変重要なものであると認識をしております。

出張の際の体制につきましては、出張内容を熟慮し、取捨選択しながら断るなど、副町長と十分調整を行い、可能な限り配慮をいたしております。また、当然ながら庁舎内における各業務の進捗状況や天候等により事前に取りやめるなどの判断も講じております。しかしながら、年に数回ではありますが、議員御指摘のような二人同時に出張となることがあるのは事実であります。

どのような場合かと申しますと、本人が出席しないと目的が達せられない会議、役職上欠席ができない会議、要請活動など県より出席要請があった場合などであります。た

だし、このような両者が不在となる場合においては、常に連絡は取れる状態であることはもちろん、いかなる場面においても判断できる体制とし、総務課長ほか管理職を中心に緊急時や不測の事態への備えも万全に行っているところであります。

以上です。

○11番（小脇清保君）

町長と副町長の平成30年度の出張の復命書ですか、出張精算書ですか、出張命令伺いという、この情報公開条例に基づいて、お二人の30年度を全部出してもらいました。しかし、よく出張されていますよね。大体、私たちが務めるのは年間220日ぐらいでしょうか。私、これざっと町長のを拾っただけでも86日あります。ほとんど在庁していないんですよ。

それで、きのうの同僚議員の質問に、私は民間出身ですと。それで、町の幹部に行政運営を任せていたということを反省されておりましたけれども、これも民間出身であっても門前の小僧習わぬ経を読むという言葉がありますけれども、一、二年ですよ、町長。8年間もそういう状況が続けてきたということは、出張が多いからですよ。これ、出張して町長が在庁していることっていうのはほとんどありませんよ。これで、屋久島町の町民が選んだんですから、屋久島町民のために働くというのが筋だと思うんですけども、これ取捨選択した結果がこういう結果なんではなかね。

○町長（荒木耕治君）

出なかったのを入れると、まだまだ多いです。それだけ、出張は多いです。ですから、80日、そのほかは在庁しているわけでございます。そして、今議員がおっしゃるように出ていかなければいけない県や国、要するに昔流にいったら出席をとらなければいけない会合というのがたくさんあります。

例えば、道路の会議があります。それに出ていかなければ、屋久島町は道路要らないんですかって、そういうのも、それは昔はそうあったというのは、昔ながらにそういうものもあります。ですから、どうしても町のために出ていかなければならないという、そういう事情も多々あります。

○11番（小脇清保君）

これ町長、15日、13日、7日間、8日間という出張の日程があるんですけども、町が心配ではありませんか。会社の社長だったら、自分の会社にこんなに社長が不在だったら会社はどうなっているかなという心配があると思うんですが、町長は全然心配はありませんか。

○町長（荒木耕治君）

常に副町長、総務課長とは連絡はとっています。それと防災の関係、あとは遭難、そういうものも、その間でも随時、今はどこにいても携帯でつながりますので、そういう

面では緊急事態にはそういう対応をする。何もなくてもきょうはどうだったということはやっております。

○11番（小脇清保君）

数年前に、東京都の離島である伊豆諸島の島だったと思いますが、町長と副町長が同時に出張していて問題になったことがあります。御記憶の方もいると思うんですが、これ危機管理がこれで大丈夫ですか。口永良部の噴火だって平成27年です。4年しかたっていない。いつ爆発するかもわからないような状況でね。これ、町長と副町長が同時に出張するなんていうのはあってはならないことだというふうに私は思っていますよ。危機管理方、ほかの幹部がしっかりしているから、町長、副町長いなくてもいいんだということであればそれでもいいですけども、そうじゃないというふうに思いますので、このあたり考えていただくということと、もう一つは議会開催中っていうのは、私はもうこれ以前から言っているんですけども、全国どこでも3月、6月、9月、12月というのは、全国の自治体同じ議会が開かれていると思うのですが、その月でもやっぱり町長、出張していますよ。これどうにかなりませんか。

それと、私、全国離島町村会長の出張も多いですよ。これやめられたらどうですか。

○町長（荒木耕治君）

これは屋久島町のために私とその職責にあるというのがなると思っていますから、5月に再任もされたわけです。ですから、小脇議員がいうように議会中に出張をやめたら、それは委員会、本会議のときは屋久島にいます。それで、その後は議長に許可をもらって、そういう会議に出ている。そういう手続を踏んでおります。

今先程、小脇議員もそうはいいながら議会中でも記者会見やればいいじゃないですか。それは、鹿児島に行ってそういうこともやるとか、そうじゃないですよ。やっぱり、議会中は私もそういうのを思ってきちっと議会が終わってからというふうに申し上げたわけです。

○11番（小脇清保君）

離島町村会長の出張というのは、イタリアにも行ったり、15日間大変お忙しい体ですけども、今年の今ごろですよ、ちょうど。同僚議員も同席していましたから、うそは申し上げていませんが、荒木耕治後援会事務所の最高顧問の方が、こうおっしゃっていました。荒木町長は、2期目の離島町村会長をまた立候補しようとしているけど、これはよくないよと。大変たくさんの方が待ち望んでいるんだけど、したいんだけど、屋久島町は世界遺産に登録されているものだから、みんなほかの自治体の町が屋久島さんどうですかと、立てているんだと。それを2期目をやっちゃいかんよと。私アドバイスするよと。こういってました。

やられているということは、そのアドバイスがなかったんでしょうからね。お続けに

なっているんでしょうけれども。やっぱりそのあたりのことは屋久島町民が選んだ町長ですから、町民のために働いてくださいよ。それが私は筋だろうと思うんですけれどもね。町長との見解が違うかもしれませんが、これは旧屋久町時代にも私町長に同じことを申し上げました。離島町村会長をやめたらどうですかって、私、大変多忙なものですからというからやめたらどうですかと、町民のためになりませんがねとおっしゃったことがありますけれども、これは町長との見解が違うかもしれませんが、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

見解が違うと思います。

○11番（小脇清保君）

そこで、町長、これは水かけ論ですからやめますけれども、町長、2期目は65歳になっていますよね。2期目の平成27年からは。航空運賃のシルバー割引使っています。

○町長（荒木耕治君）

使っていません。

○11番（小脇清保君）

使っていませんと答えていただかないと困るんですよ。これ、私今年の5月でしたか、ある人から町長がシルバー割引使っているよと。格好悪いよねというお話を聞いて、1件だったから私もそんなことは何も気にしないでいましたけれども、最近は町長、これうそを言ったら最後までうそを言わなきゃいけなくなりますから、私厳しく追及しますけれども。

最近は、住民さえ聞いているんですよ。シルバー割引に切りかえてくれって。カウンターで町長がおっしゃって、領収書は要らんよと。領収書は要るんですよ。戻し入れ精算書、平成30年度、私全部先程も申し上げたように精査しましたけれども、一度として返金した項目が、日がありません。そのシルバー割引に切りかえているというのは、これ特権ですから構いませんが、これは公金横領ですよ。町長がそれを着用、ポケットに入れていたら。

こういう例がありました。民間企業で、小さな企業の社長が飛行機で出張した。シルバー割引を使って返金してもらった。雑入で会社に戻した。ところが、税務署の知るところになって、これは経費で認められませんよということで、追徴課税をされた例があるんですよ。それと全く一緒なんですけど、町長、本当にありませんか。

○町長（荒木耕治君）

ありません。

○11番（小脇清保君）

それでは、大変恐縮ですけれども、JALに聞いたところでは本人だったら提出しま

すという回答をもらっています。この会期中に搭乗記録と料金のそれを町長、町長自身が請求すればJALは提出します。出していただけますか。

○町長（荒木耕治君）

それは、個人情報ですのでお断ります。

○11番（小脇清保君）

いや、あなたの身の潔白を証明するためにもらってもらえませんか、あなたが個人で請求すれば出てくるんです。JALから。そうしていただけませんかということを行っているんですけど、個人情報じゃないですよ。これは、公職についている者が、その記録を出すんですから当然開示すべきものだと思いますけれども、違いますか。

○町長（荒木耕治君）

そうは思いません。

○11番（小脇清保君）

ということは、やっていますね、町長は。シルバー割引の割引を。それしか考えられませんかね、これ。出してくださいよ。どうですか。

○町長（荒木耕治君）

会社とじゃあ少し協議をしたいと思います。JALの会社です。

○11番（小脇清保君）

JALと何で、JALは出すと言っているんですよ。本人が請求すれば、どっちでもいいですよ。町長が平成30年度東京伊丹に行っているという実績が残っていますから。ぜひ、JALに協議しなくても出せますから、これ。出してください。この会期中に。

それから、総務課長にお伺いしますが、総務課長、町長の出張を伊丹とか、羽田の往復をせめて往復割引で何で買わないんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

町長、副町長の出張に際しては、航空券等の手配を秘書係長等が行っております。この航空券につきましては、必ず発券をしてもらった、例えば旅行会社の領収をつけて精算しております。ですから、切りかえてとか、精算をしていないということには該当しないんじゃないかと、私は思っています。

○11番（小脇清保君）

精算をしていないとはいえないということは、どういう意味、もう一度。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

航空券につきましては、例えばA者に依頼をして発券をしてもらいます。そのときには、航空券代ということで領収をもらってそれを精算伝票に引つけて、添付して精算をしているんですよ。ですから、それが変わっているというふうには理解はしていません。

○11番（小脇清保君）

それが、シルバー割引に切りかえられているということは、あなたの感知するところではないかもしれません。現実には、色々な証言だけだけれども、町長やっているんですよ。シルバー割引に切りかえているのは、だからそれでやって少しでも金額を減らすためになぜ往復割引で手配しないんですかっていうことを聞いているんですよ。私。

例えば、東京鹿児島間3万9,060円ですかね。それを東京に3万9,600円、帰りが3万9,600円になっているんですよ。これを見ると。なぜ、往復割引だったら1割安くなるんです。航空券が。往復。どうですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

旅費、旅行については一番安い方法でやるというのが規定上あります。片道、片道、満額で支払っているかどうかは確認はしていませんけど、そういう切符の取り方ではなくて、できるだけ安くとれるようにしているんだとは理解しておりますけども。

○11番（小脇清保君）

それは、旅行代理店に聞いて、職員の分については早割だとか、そのときに買える一番安い切符を手配していますということは聞いています。だけど、町長の場合は屋久島町発東京行きというのが片道4万8,000円ぐらいですかね。今その都度変わりますから、そうするとこれシルバー割引を使うと1万5,000円でいくんですよ。3万3,000円返ってくるんです。屋久島・鹿児島間は離島割引ですから7,500円ですかね、これは別にして東京・鹿児島間は3万9,000円ぐらいですから、これ1万5,000円でいくと、2万4,000円ぐらい帰ってきますよ。これ往復ですよ。しかも、私がなぜこういうことを追求して、やっていないというのを追及するかというと、たくさんの証言があるんです。正直言って。町長はもう、それが習性になっているのか、もう周りに配慮することなく、「おい、シルバー割引に切りかえてくれ、領収書は要らんど」というのは町民も聞いているんですよ、町長。全くありませんか。

○町長（荒木耕治君）

ありません。

○11番（小脇清保君）

これだけの質問をしておれば、誰か町民がそのうち町長がこの搭乗記録の提出を拒んだ時点で、町民が告発すると思います。私がしなくても。その時に、これ名誉はありませんよ。自信はありますね。やっていけば、平成27年の2期目からはあなたは65歳になっていますから、過去何十回となくやっているという計算になりますと、その返還請求まで生じる可能性があります。ぜひ、真摯に、真面目に町政にあたるためには、こういうことをきれいに町民の疑いが晴れるような身の潔白を示してください。再度申し上げますけれども、搭乗記録はぜひ出してくださいよ。町長、お願いします。

それと、一湊集落の過疎事業で先方は渡したと。あなたは受け取っていないということも記者会見を開くなり、法的な手続をとるなり身の潔白を証明することをしない限り、町民は納得しません。そのことを要求して質問を終わります。

○議長（岩川俊広君）

本日は、これで終了しました。

次の会議は、12月17日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 零時05分

令和元年第4回屋久島町議会定例会

第 5 日

令和元年12月17日

令和元年第4回屋久島町議会定例会議事日程（第5号）

令和元年12月17日（火曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第78号 屋久島町電気料金収納員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止について
- 日程第2 議案第79号 屋久島町印鑑条例の一部改正について
- 日程第3 議案第80号 屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第81号 屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第82号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第6 議案第83号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第84号 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第85号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第86号 令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第87号 令和元年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第88号 令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第89号 令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第90号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第91号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第15 屋久島町選挙管理委員の選挙
- 日程第16 屋久島町選挙管理委員補充員の選挙
- 日程第17 発議第5号 屋久島町長の諸般の情報調査に関する決議について
- 日程第18 議員派遣について
- 日程第19 閉会中の継続調査審査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（15名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊真紀君	2番	相良健一郎君
3番	岩山鶴美君	4番	上村富士高君
5番	大角利成君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
10番	高橋義友君	11番	小脇清保君
12番	日高好作君	13番	下野次雄君
14番	寺田猛君	15番	岩川修司君
16番	岩川俊広君		

1. 欠席議員（1名）

9番 眞邊有次君

1. 出席事務局職員

議会事務局長	岩川茂隆君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係長	井綾乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	岩川浩一君	会計課長兼会計管理者	佐々木昭子君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	松本薫君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長兼 福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	日高孝之君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	塚田賢次君
地域住民課長	上釜裕一君	監査委員事務局長	岩川茂隆君
教育振興課長	計屋正人君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

総務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

おはようございます。

お手元に議案第81号、屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正の議案が配付されているかと思えます。

議案の訂正をお願いいたします。

条例改正案附則でございます。附則の2行目、令和元年4月1日から適応するというところを、平成31年4月1日から適応するに訂正をしたいと思います。許可を願います。

○議長（岩川俊広君）

本日の会議は、配付してあります議事日程のとおりです。

- △ 日程第1 議案第78号 屋久島町電気料金収納員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止について
- △ 日程第2 議案第79号 屋久島町印鑑条例の一部改正について
- △ 日程第3 議案第80号 屋久島町一般職の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第4 議案第81号 屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について
- △ 日程第5 議案第82号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について
- △ 日程第6 議案第83号 令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第7 議案第84号 令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第8 議案第85号 令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第9 議案第86号 令和元年度屋久島町診療所事業特別

会計補正予算（第2号）について

- △ 日程第10 議案第87号 令和元年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第11 議案第88号 令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第12 議案第89号 令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について
- △ 日程第13 議案第90号 令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（岩川俊広君）

日程第1、議案第78号、屋久島町電気料金収納員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止についてから日程第13、議案第90号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの13件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会への付託案件です。

これから各常任委員長の審査報告を求めます。

始めに総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（大角利成君）

おはようございます。

令和元年第4回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案に係わる審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された議案は、議案第79号、屋久島町印鑑条例の一部改正について、議案第80号、屋久島町一般職の給与に関する条例の一部改正について、議案第81号、屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第82号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について、議案第88号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）についての条例案3件、予算案2件の計5件でありました。

委員会審査は、12月11日午前10時から、役場本庁第1会議室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け質疑を行い、議案審査を行いました。

それでは、各議案の審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第79号、屋久島町印鑑条例の一部改正について、申し上げます。

担当課長から詳細な説明を受け、質疑に入りました。

委員から、事務を進めていく中でトラブル的なものはないかとの質疑に対し、本町で

はまだ1件の請求もないとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第80号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、担当課長から詳細な内容説明を受け、質疑に入りました。

委員からの、年齢の若い、給与の低いところの賞与、給料の増額と考えてよいのかとの質疑に対し、30代なかばまでの職員が在職する号給について、平均改定率0.1%アップするが、それ以上の方は上がっていないとの答弁がありました。

他に質疑はなく、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第81号、屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について、同じく担当課長から詳細な内容説明を受け、質疑に入りました。

委員から、八幡幼稚園の職員に関するものと思うが、改定率0.1%でどれくらいの予算が必要になるのかとの質疑に対し、一般職を含む全体額として、勤勉手当の改訂に伴う分が348万1,000円、月例給の改訂に伴うものが116万7,000円の賞与額が必要であり、この中に幼稚園の部分も含まれているとの答弁がありました。

他に質疑はなく、討論に入り、一般市民の所得が低い中、0.1%増の改正といえども格差がまた開くということになるので、原案に反対との反対討論がありました。

他に討論はなく、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）分割について、各課長から担詳細な内容説明を受け、質疑に入りました。

質疑内容は多岐にわたりますので、主なものを御報告いたします。

まず、総務課所管では、屋久島空港の運用時間延長で、近隣住民から夜間における騒音等に対する意見等はないのかとの質疑に対し、特に苦情は聞いていないとの答弁がありました。

また、消防費で船舶借り上げ料8万3,000円を計上しているが内容はどの質疑に対し、これまでも町長及び担当課長等が口永良部島住民との意見交換会を行っており、その費用との答弁がありました。

次に、政策推進課所管では、旧尾之間支所の耐震診断調査委託について、調査期間と結果発表はいつごろかとの質疑に対し、来年3月までには調査を始め、事業としては繰り越し事業を考えているとの答弁がありました。

子育て支援コンサルティング委託料の内容についての質疑に対し、ネーミングに苦慮したが、屋久島高校の魅力化プロジェクトに関する意向アンケート調査並びに全国で広がりつつある公営塾について検討したく、総合的にコンサルティングしたいとの考えで、外部委託を考えているとの答弁がありました。

屋久島高校の地域みらい留学募集について、現状はどうなっているのかとの質疑に対し、既に男性4名、女性1名の方から申し込みがあり、具体的な問い合わせ等は30件ほどあったとの報告を受けているとの答弁がありました。

また、公共施設整備基金積立金が8,142万2,000円減額になっていることについての質疑に対し、1億9,827万円を積み立てる予定であったが、補正予算に係る全体的な財源調整を行った結果、8,142万2,000円を積み立てないこととした旨の答弁がありました。

屋久島空港整備に伴う町民機運を高める看板を設置すべきではないかとの質疑に対し、看板設置については協議会のほうで取り組む予定であるとの答弁がありました。

続いて、町民課所管では、本庁におけるマイナンバーカードの交付率は幾らかとの質疑に対し、11月末現在で交付件数2,249件で、交付率17.87%であり、県平均の交付率12.98%を若干上回っている答弁がありました。

教育振興課では、尾之間中央区公民館の耐震診断業務委託についての質疑に対し、旧尾之間支所同様に調査事務については繰り越し事業と考えている、成果品が出るのは来年末あたりではないかとの答弁がありました。

安房小学校プール防水工事に関する質疑に対し、学校プール改修は年次計画的に行っており、今年度は安房小学校と宮浦小学校の改修を予定しており、今後二、三年間は継続して他校の改修を計画しているとの答弁がありました。

町内の指定文化財は定期的に見回りするのかとの質疑に対し、国県指定文化財については、県が委嘱する文化財指導員が3カ月に1回見回りして、レポートを書く運びになっているが、町指定文化財については残念ながら、全部を巡回して確認はしていないとの答弁がありました。

以上のような質疑を踏まえ、討論に入りましたが討論はなく、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

担当課長から詳細な内容説明を受け、質疑に入りました。

委員からの関連質疑で、造船契約が6月になされているが、現在どのような状況下にあるのかとの質疑に対し、これから船体の色、船名等を決める段階にきており、今後のことについては検討委員会を開催して調整したい旨の答弁がありました。

質疑を踏まえ、討論を行ないましたが討論はなく、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、12月12日午前10時から関係課職員同行のもと、北部地区の永田、一湊、小瀬田の旧中学校施設と、永田の町指定文化財、顕寿寺の梵鐘、いわゆる釣鐘です。梵鐘と一湊の国指定文化財、ヤクシマカワゴロモ生育地の現地調査を行いました。現地に対応し

ていただいた関係各位に感謝を申し上げます。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（岩川俊広君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

おはようございます。

令和元年第4回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案に係る審査と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第78号、82号、83号、84号、85号、86号、87号、89号、90号の条例案1件、予算案8件の計9件でありました。

本委員会は、12月11日の午前10時から役場本庁第2委員会室において、関係課長、事務局長に出席していただき、詳細な内容説明を受け、議案審査を行いました。

それでは、議案の審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議案第78号、屋久島町電気料金収納員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止についてでは、現在の収納員7名に業務委託については周知しているかとの質疑に対し、議会が通過後に収納員に報告し、新しい契約書を提示し事務を進めていくとの回答でありました。

また、収納員の基準額は下限と上限の範囲はとの質疑に対し、志戸子地区1名、宮之浦地区4名、楠川、榊川地区1名、小瀬田、長峰地区1名であり、志戸子地区と楠川地区が月額2万3,000円、宮之浦地区が2万6,000円、小瀬田、長峰地区は範囲が広く2万9,000円の基準額であるとの回答でありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）分割については、多岐にわたりますので、主なものを報告いたします。

福祉支援課所管では、高齢者路線バス利用助成金30万円の増額の質疑に対し、高齢者バスについては昨年度の実績は441名であり、本年度500名を予想し500万円計上していたが、利用者の増加を見込んで増額したとの回答でありました。

次に、観光まちづくり課所管では、地域活性化対策費の役務費の手数料4,000万円は何かとの質疑に対し、歳入でふるさと納税の8,000万円を組んでおり、その2分の1の返礼品が発生し、6月の法改正により納税額の3割を超えない地元品プラス送料、手数料を含め50%ぐらいかかるため、手数料として2分の1の4,000万円を計上したとの回答でありました。

また、屋久杉自然館の中の管理費の中の修繕費200万円の削減は雨漏りの分かとの質

疑に対し、屋久杉自然館の正面玄関上の三角屋根が雨漏りし、ことしも予算を組んで修繕を実施するため、業者と日程を詰めていたが、業者が忙しく工事に入れず、島内に技術を持った方がいないと聞き、今年度は無理と判断し200万円を増額し、委託料を増額したとの回答でありました。

委員から指名願いを出している業者がいるのではないかとということで指摘を受けました。

次に、生活環境課所管では、不快害虫の薬品の減額は発生が少なかったのか、手数料の3万3,000円は薬品の廃棄分なのかとの質疑に対し、消耗品の薬品代の減額については、在庫を抱えており、その分を精査し、今年度は足りているとの判断で減額したものであり、期限切れの薬品を診療所の薬品と同様、薬品会社に手数料を支払って処理してもらおうとの回答でありました。

次に、産業振興課所管では、松喰い虫で枯れ、伐採した松は搬出してどこで焼却するかとの質疑に対し、焼却の場所は尾之間の旧焼却場を使っている。安房の貯木場のウッドクリエイトさつまのほうにもお願いしているので、4メートルの長さであればチップにも加工できると聞いている。個人の伐採した松も焼却場に持ち込めば焼却処分するをすとの回答でありました。

また、農業総務費の中の需用費の67万3,000円は何かとの質疑に対し、麦生の県道沿いのぼんかんのオブジェの修繕であるとの回答でありました。

次に、建設課所管では、屋久島山荘の崩壊工事はいつ完成かとの質疑に対し、屋久島山荘の社長と協議をし、補正をし測量を行った。県の建築主事の判断のもと、11月に県、山荘の社長、町との協議で結論が出たところで、今回、町の実施する工事費の300万円を補正で計上しているとの回答でありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第83号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、水道事業ビジョン等作成業務委託とはとの質疑に対し、水道ビジョンについては国が求める施策であり、今後の短期、長期の水道事業を見据えた経営状況の判断や資産の状況を捉えて、今後の水道事業のあり方をつくる事業であるとの回答でありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、法定外繰入金はないがその支援はいつまでかとの質疑に対し、支援策は令和5年までであるとの回答でありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、ケアマネージャーが不足している現状をどのように認識しているかとの質疑に対し、8月から9月に各事業所を含め、実態のアンケートを実施し、ケアマネージャーが不足している実態があり、ヘルパー、医療、看護師全てが現在足りない状況になっている。ケアマネージャーをまず養成していくことを支援していきたいとの回答でありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号、令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）については、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号、令和元年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、10月の値上げについてクレームはなかったのか、説明会の状況はとの質疑に対し、説明会は30名近くの方に集まっていたいただき説明をいたしました。今回は、やむを得ないという方向で承認をいただいたとの回答でありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）については、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）については、質疑、討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、12月16日の午後から安房のJA選果場にボンカンの選別状況を調査し、この間、あゆみの森幼稚園侵入道路の工事の完成確認の調査を行いました。お忙しい中、対応していただきましたJAの鎌田課長、担当の清岡様には感謝を申し上げます。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（岩川俊広君）

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論、採決を行います。

まず、議案第78号、屋久島町電気料金収納員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第78号、屋久島町電気料金収納員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、屋久島町印鑑条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号、屋久島町印鑑条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、屋久島町一般職の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○1番（眞邊真紀君）

議案第80号に対して、反対の立場で討論させていただきます。

今回、若年のほうの給与の改訂、上げのほうの改訂であるということで、賛成したいのはやまやまなんですけど、実際に屋久島町の財政状況が非常にやっぱりまだよろしくない。普通交付税の一本算定もきて、依存財源のほうも低くなっております。加えて、自主財源2割ほどで推移していますが、その自主財源で大体人件費とんとんで支出しています。そして、非正規雇用の方の人件費はいわゆる物件費で計上していると思うんですが、合算すると自主財源を上回っていると思います。これは、実は給与規定の改訂を全体的に下げのほうでいったん修正しないとイケない状況にあると、私は考えています。

なので、この議案には反対の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

次に、賛成者の発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

この給与の改定につきましては、人事院勧告に基づく改訂であります。人事院勧告というのは、公務員の労働基本権の代償措置として設けられたものであります。そして、日本の各会社の状況を見ながら判断をしたということでもあります。このことについては、労使協議の中でこれを尊重するというので、ずっと真摯に協定を結んでやってきています。

制度でありますから、上がることもあります、下がることもあります、そういった状況の中でやってきておりますので、私はこのことについては賛成をいたしたいと思いません。

○議長（岩川俊広君）

ほかに討論はありませんか。ほかにないですか。

○6番（渡邊千護君）

今、屋久島町は近年、口永良部島の噴火があったり、山の土砂災害があったり、水の災害があったり、今、観光客がかなり激減している状況です。この状況の中で屋久島の町民はかなり苦しんでいます。

そして、一般住民と町の職員の給与の所得の格差は300万円ぐらい離れているのも事実でございます。この状況なので、人事院勧告に基づいて、それも給与改定を行う必要

は私はないと思います、この町に関して。

以上です。反対です。

○議長（岩川俊広君）

次に、賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

これで討論を終わります。

これから、議案第80号、屋久島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（岩川俊広君）

押し忘れ、押し間違え、ありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○1番（真邊真紀君）

先程の第80号と全く同じ理由なんですが、その人事院勧告というのは、民間企業50人以上雇用している会社が基準になっている。50人以上、もっともっと多い会社も基準になっています。

そんな企業が屋久島にどれだけありますかということと、本当に屋久島の財政状況を考えたら、お財布の中身を見たらとてもできないことだと私は思っています。民間企業でそんなにたくさん雇用しているところは、給与が非常に高い実情になっています。そこはきちんと考えて、こういう議案出していただけたらなと思います。

反対の立場で討論いたします。

○議長（岩川俊広君）

次に、賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

これで討論を終わります。

これから、議案第81号、屋久島町立学校職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（岩川俊広君）

押し間違えございませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第82号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）に

ついて、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第83号、令和元年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号、令和元年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第85号、令和元年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第86号、令和元年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号、令和元年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第87号、令和元年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第88号、令和元年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第89号、令和元年度屋久島町電気事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定、可決されました。

次に、議案第90号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第90号、令和元年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

△ 日程第14 議案第91号 令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第14、議案第91号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

令和元年第4回屋久島町議会定例会に追加提案いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

提案してあります案件は、補正予算案件であります。

議案第91号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳出予算の主なものは、上屋久永田港災害復旧工事において、防波堤北の被害が災害査定時と比較して広がっていたことから、災害復旧経費を増額計上いたしました。

財源としましては、国庫支出金、町債を計上し、歳入歳出それぞれ5,900万円を追加をし、予算の総額を114億2,035万9,000円にしようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑ありませんか。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第91号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会に付託を省略することについて、採決します。

お諮りします。

議案第91号は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第91号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第91号、令和元年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）についてを

採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

△ 日程第15 屋久島町選挙管理委員の選挙

○議長（岩川俊広君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15、屋久島町選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

選挙管理委員に斉藤清人君、仲宗根快彦君、野口真由美君、鎌田富士雄君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した、斉藤清人君、仲宗根快彦君、野口真由美君、鎌田富士雄君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

△ 日程第16 屋久島町選挙管理委員補充員の選挙

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第16、屋久島町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

選挙管理委員補充員に第1順位、岩川明君、第2順位、野村吉晴君、第3順位、牧野修三君、第4順位、西川泰伸君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、第1順位、岩川明君、第2順位、野村吉晴君、第3順位、牧野修三君、第4順位、西川泰伸君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

△ 日程第17 発議第5号 屋久島町長をめぐる諸般の情報調査

に関する決議について

○議長（岩川俊広君）

日程第17、発議第5号、屋久島町長をめぐる諸般の情報調査に関する決議についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○11番（小脇清保君）

屋久島町長をめぐる諸般の情報調査に関する決議。

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり屋久島町長の諸般の情報に関する調査を行うものとする。

調査事項。1番、屋久島町長に対する「支援金提供」疑惑に関する事項。2番目に、

屋久島町長の「出張旅費着服」疑惑に関する事項。

特別委員会の設置。本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により、委員16人で構成する屋久島町長の諸般の情報調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3番目、調査権限。本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限を屋久島町長の諸般の情報調査特別委員会に委任する。

調査期限。屋久島町長の諸般の情報調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまでの閉会中もなお調査を行うことができる。

5番目、調査経費。本調査に要する経費は、10万円以内とするということで、理由を申し上げます。

今、屋久島町をめぐる大きな疑惑が社会を騒がせています。町事業への参入を目指す業者から、荒木耕治町長が複数回の接待を受けた上、支援金として現金200万円を提供されたとの疑いが持ち上がり、さらにシルバー割引によって、出張旅費を着服しているのではないかという疑惑までが、次々とわきあがっています。これが単なるうわさであればまだ静観できます。しかし、いずれの疑惑も、鹿児島県を代表する南日本新聞が社会面で大きく取り上げ、それに続いてマスコミ各社が報道した結果、県内はもちろん、広く全国にまでこの疑惑が知れわたっています。これらの疑惑について、荒木町長は完全に否定していますが、それに反論するための行動は、まだ何も起こしていません。

南日本新聞による最初の報道が出てから、既に半月以上が過ぎています。報道が間違っているのなら、マスコミ各社に抗議するべきですが、それもしていません。このままでは、屋久島町は疑惑に包まれた町として、その信用を深く傷つけることとなります。

そのような状況の中で、私たち屋久島町議会に課せられた責務は、この疑惑を一刻も早く払しょくして、屋久島町の信用を取り戻すことです。一連の疑惑について、荒木町長が否定されるのであれば、しっかりとその根拠を示していただき、全てが事実無根であることを、町民や県民、さらには全国の方々に伝えていただきたいと思えます。

つきましては、調査を有した百条委員会を設置して、これらの疑惑について審議し、真相を解明することが議会としての責務であると考えています。本定例会の一般質問で、荒木町長からは百条委員会が設置されれば出席したいと、前向きな答弁をいただいております。また今後、荒木町長は刑事告訴をされる意向であります。告訴状が受理されるか否かが不確実なままでは、健全な町政を継続することが困難になっています。現段階では、百条委員会の設置以外に確実に疑惑を解明する手段が存在しません。

以上の点を踏まえ、町民1万2,000人の代表である議員の皆様には、この百条委員会設置の議案に対して、ぜひ御賛同いただきたく思っております。そして、一日も早くこの疑惑を晴らして、広く信頼を寄せていただける屋久島町にしたいと考えております。

以上が提案理由であります、16名の議員の皆さんにお願いをいたします。

この議案は、大変町民の関心の高い議案であります。反対討論、賛成討論の中で全ての人が意見を表明していただいて、ただ審議だけに賛成を表明するのものではなく、一人一人全員が意見を述べていただくことをお願いして、提案理由とします。

○議長（岩川俊広君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○12番（日高好作君）

提出者に1点だけ確認をいたします。

この百条委員会の設置の目的は、疑惑の解明ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○11番（小脇清保君）

もちろん、疑惑の解明が危急の課題でありますので、それを目的としております。よろしいですか。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。ほかにありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております発議第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

発議第5号は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議第5号、屋久島町長をめぐる諸般の情報調査に関する決議について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○ 8 番（榎 光徳君）

この件については、色々議論をされてきておりますけれども、先程の提案者の提案理由の中で、これが単なるうわさであれば、まだ静観できますということでもありました。もちろんマスコミ各社もさまざまな内容でこの件については報道をされておりますけれども、この調査項目の1点目については、荒木町長本人が事実無根であり、業者を名誉棄損罪で刑事告訴するという意向を示しております。

また、業者側についても、12月3日付のマスコミ報道で、訴訟を起こすという意向も示されております。こういったことから、本件に関する解明というか、これにつきましては司法の場に委ねられていくと思われま。

したがって、告訴、あるいは訴訟にしても、その行方が今、現時点ではわからない状況の中で、受理されるかされないかもわからない。先程、提案者もありましたけれども。そういった中で、この百条委員会の設置については、やっぱり拙速じゃないかと、そのように考えております。

また、2点目についてもマスコミ等でその内容が報じられておりますが、取材では複数の関係者が空港の窓口で、町長が航空券を払い戻し、シルバー割引券を買う姿を見たと言ったということ。それから、12月10日の一般質問が提出者が多くの住民から町長が空港窓口で普通運賃券をシルバー券に切りかえていると聞いたと指摘をしているわけですが、これが事実であれば、この人たちが証言をすることになり得るであろうと考えます。果たして名乗り出てくるのでしょうか。証言できるのかどうか。そういった大変不確定な要素があります。また、証言者が名乗り出ないとすると、信憑性を検証できないという恐れも出てくるのではないかとこの考えもあります。

こうしたことから、いずれにしても、私は百条委員会の設置については、その必要性はないと判断をいたします。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

次に、賛成者の発言を許します。

○ 1 3 番（下野次雄君）

賛成の立場から、討論を行います。

ただいま、提案理由の説明もありました。そして、同僚議員が反対の討論もありました。反対討論はありましたけれども、その中も含めて、この百条委員会の中で是非か判断をするということで提案をしているんだというふうに、私は理解をしております。

〇〇〇〇〇〇にするのは、非常にそれが私いいのか悪いのかも含めて、そういったものを鮮明にする。そうすることによって、荒木町長の名誉も私は解決されるんだろというふうに理解をしております。何でもかんでも〇〇〇〇〇〇の中で、そういったもの

を丸包みにするんじゃないかと、事の詳細を明らかにして、そして町民の知る権利も含めてこの議会で速やかに議論をしてなければならない、あったならあったということを町民に知らしめるべきだというふうに思いますので、私は賛成をしたいと思います。

議員各位においても、この趣旨を理解をしていただきまして、賛同していただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

次に、反対者の発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

この百条委員会の設置を否定するものではありませんが、調査項目の1の支援金提供疑惑については、そもそも行政全般に係るものではなく、一般質問についても許されるものではありません。また、百条の調査の目的は、その事件が発生した背景や再発防止などを調査するものであり、具体的に事件となっているものを対象とすべきではないかと私は個人的に思っています。

町長は、一般質問の答弁で、法的措置をとると言っていますので、その結果を持って行うべきであると思いますし、2番目の出張旅費着服疑惑については、その根拠信憑性を考えますと、事実関係が今のところ不明であり、百条委員会の設置については、現時点では反対したいと思います。

○議長（岩川俊広君）

次に、賛成者の発言を許します。

○1番（眞邊真紀君）

この発議に賛成の立場で討論いたします。

荒木町長は10日の小脇議員の一般質問にて、本会議終了後に名誉棄損で訴えを起こすこと、記者会見を開くことを表明されていますが、記者会見は何も法が拘束するものではなく、刑事告訴は受理されるか否かわからない段階なので、現状ではそれを前提に話をするのは非常に不適切です。ですので、議会が特別委員会を設置して調査することが最も合理的手段です。

そして、2項目めの空港運賃払い戻し後、割引チケットを購入した額を着服しているという疑惑の件も、早急に明らかにする必要があります。これは、町長本人が利用していないと証言しているのですから、搭乗記録の提示をしていただければすぐにわかることです。公的な出張の記録に関して個人情報であると言われておりますが、これは個人情報ではありません。自らが疑いを晴らすべく、記録の開示により証明をすれば、この件に関しては特別な調査など不要です。証明する意思がないので、こうして調査を求めなければならない次第です。屋久島町のために、早急に荒木町長の身の潔白を証明し、曇りない町政運営を目指す必要があると考えております。

会が設置されれば出席したいと前向きな意見をいただいたということも、実際、私も一般質問の中で聞いておりますので、私は設置する方向でいきたいと思いますが。

また、シルバー割引によって出張旅費を着服しているのではないかという疑惑が上がったり、このことが南日本新聞にまで大きく取り上げられている状況は、皆さん言うまでもありません。

このような状況の中で、町民の中から町に対しての不信感はかなり持ち始めているのも事実でございます。町民の信頼を回復するためには、町長の潔白を証明することは必然でございます。町長が無実無根であることを住民の方々に証明しましょう。これも百条委員会を設置することが大切なことだと私は思っております。それには、議員が一丸となり、調査権を有する百条委員会を設置することでしっかりとした審議をし、真相を解明することが、住民の方々から選ばれた我々議員としての責務だと思っております。

よって、この発議に賛成をいたします。以上。

○議長（岩川俊広君）

次に、反対者の発言を許します。

○12番（日高好作君）

反対の立場で討論いたしますが、討論の前に一点だけ意見を述べさせていただきます。

今回の百条委員会の設置について、ある議員が百条委員会を提案します。皆さんもちろん協力しますよね、賛成しますよね、賛成しない方はリコールですよ。これは世間で言う脅しであります。議員が議員に対して脅しをかけるっていう、こういう、私も長年この議会の席に就いていますが、前代未聞であります。昨夜も一部の議員に電話もしたというようなことも聞いておりますが、私たちはこれまで自分の考えに同調していただき、これはこの討論の場であるというふうに教わってまいりました。民主主義ですから、色んな考えもあるでしょうし、色んな意見の違いもあります。しかし、私はやはり議員としてあるまじき行為であるというふうに一言だけ申し上げておきます。

それでは、反対討論をいたします。

私も、何度も議員必携も見、そして真相究明という言葉、これはもちろん大事であります。これに反対するものではありません。しかし、議員必携、それから過去の百条委員会の設置の結果、そういったものを見たときに百条委員会は疑惑解明の場ではないというふうに、私は認識しております。別な場面であるというふうに思っています。

よって、反対をいたします。

○議長（岩川俊広君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

次に、反対者の発言を許します。

○3番（岩山鶴美君）

反対の意見で述べさせていただきます。

今まで、反対された議員の方たちと全部一緒ですが、百条調査の目的というのは、その事件が生じた背景とか再発防止などを調査するものであって、具体的に事件となっていないものを対象にすべきではないとされています。今回の件は、事実関係の調査がまた難しいということ、町長が名誉棄損で告訴するという法的措置を明言していることから、その判断を持って行うべきであると考えます。その発議者が言われている根拠がどの程度信用できるのかということでもあります。それが問題であると思います。

南日本新聞にしても、あの見出しの書き方と記事がいかがなものかと思えますし、2人の新聞の記者の方に、証言者の氏名を出してほしいと思うくらいです。もちろん、新聞社は明らかにしないとしますけれども、その証言者が名乗りでれるのか、発議者が連れてこれるのか、その証言内容の信憑性を検証することもできないであろうと思えますし、高橋議員も言われましたけれども、議会が振り回されるのは適切でないということもありますので、反対をいたします。

○議長（岩川俊広君）

次に、賛成者の発言を許します。討論はありませんか。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

次に、反対者の発言を許します。

○5番（大角利成君）

荒木町長は、本会議、定例会議において、あす18日以降に法的措置をとるというふう
に述べておりますので、私はそれを信じます。百条委員会を設置しても、そういうこと
になりますという、警察や検察の後追い調査になってしまう懸念もあることから、私
としては今は静観すべきと考えます。

町長の出張旅費に関しては、シルバー割引券に切りかえたとの証言者が、現在のところ
特定をされていない状況下であり、先程来同僚議員が申し上げまして言うように、信
憑性を検証できないことも想定されます。

したがって、現段階では百条委員会を設置すべきでないと考え、この発議に反対をい
たします。

○議長（岩川俊広君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

次に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。いいですか。

○14番（寺田 猛君）

反対の立場で、意見を述べさせていただきます。

先程来出ておりますが、おおむね同種の意見なんですが、百条委員会の設置の以前に住民監査請求、あるいはそれに基づく住民訴訟等で事件性みたいなものをば、きっちり確立した上で百条委員会の設置が妥当ではないかというふうに、私は思います。そういう意味では時期尚早というふうに、この時点では百条委員会の設置は時期尚早ではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

ほかに討論はありませんか。ありませんか。

○4番（上村富士高君）

反対討論をいたします。

まず、この百条委員会の調査権というものはあるんですけども、これがどこまで調査できるのかというのは疑問でございます。

それと、これは完全に疑惑を解明するためには、やはり司法の手に委ねて完全に疑惑を解明するという、これしかないと思います。また、この空港の件についても、何らかの証拠と本人のあれがあるのであれば、これは公金横領罪に当たるので、そういうのは刑事告訴して、ちゃんと取り調べをいたしたほうがいいと思います。全容解明は誰もが、町民が求めることでありますので、まずそういう観点から言って今、百条委員会を設置しても、その調査権がどこまでいって全容解明できるのかというのが、ちょっと疑問なものですから、反対討論とします。

○議長（岩川俊広君）

ほかにありませんか。ほかにありませんか。

○15番（岩川修司君）

かぜ気味ですので、済みません。百条委員会をつくることはやぶさかではないんです。私なんかもいいだろうという気持ちもなきにしもあらずです。でも、百条委員会の設置の要項の中に、事件が起きたときとそういうことであれば、まだもう少し様子を見て、また提案者の方ももう一回出すこともできるのかなというふうには考えております。

でも、今度の場合はなかなか、疑惑と提案者の方が疑惑を解明するためというようになことも申されました。なかなか疑惑というのは解明されにくいところが出てくるのかなというふうに、私自身は考えております。であれば、今度のこの1の要項というのは当然、司法に委ねると。そして2の要項というのは、当然、その人たちがいや、私は見ましたよと。私が空港にいたときにこういうふうにはやりましたよというのは、やっぱ

り出てくると、そういうことを今後あり得るだろうと思っております。

私の意見としましては、やぶさかではないという考えもなきにしもあらずだけど、今回は時期尚早、反対をいたします。

○議長（岩川俊広君）

ほかに、ほかにありませんね。

○2番（相良健一郎君）

私も一般質問の町長が訴えますというところまでは、百条委員会設置するべきだろうと考えておりましたが、その答弁の中で、町長が訴えるということになったので、私それについては司法の手に委ねるということで反対をしております。

また、出張旅費の着服については、同僚議員がおっしゃるとおり、まだ信憑性がないと、事件性がないというふうに私は思っておりますので、百条委員会の設置については反対したいと思います。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

これで討論を終わります。

これから、発議第5号、屋久島町長をめぐる諸般の情報調査に関する決議についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

この決議のとおり決定することに、賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（岩川俊広君）

これで締め切ります。

賛成少数です。

したがって、この決議案は否決されました。

△ 日程第18 議員派遣について

○議長（岩川俊広君）

日程第18、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと思っております。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

△ 日程第19 閉会中の継続審査の申し出の件について

○議長（岩川俊広君）

日程第19、閉会中の継続審査の申し出の件についてを議題とします。

各常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第4回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時19分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員